

平生町告示第38号

平成20年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年2月25日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成20年3月10日
 - 2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

○3月11日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成20年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成20年3月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成20年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 行政報告
- 日程第7 議案第2号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成20年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第8号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第9号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成20年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例
- 日程第24 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第20号 一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第21号 平生町後期高齢者医療事業特別会計条例
- 日程第27 議案第22号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第24号 平生町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第25号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平生町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第33 議案第28号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第29号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第30号 平生町土地開発公社の定款変更について
- 日程第36 報告第1号 平生町土地開発公社の平成20年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 追加日程第1 議案第31号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第37 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定（12日間）
- 日程第4 議案第1号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第2号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

- 日程第11 議案第6号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成20年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第8号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第9号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成20年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例
- 日程第24 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第20号 一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第21号 平生町後期高齢者医療事業特別会計条例
- 日程第27 議案第22号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第24号 平生町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第25号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平生町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第33 議案第28号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第29号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第30号 平生町土地開発公社の定款変更について
- 追加日程第1 議案第31号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算

出席議員（12名）

1 番 河藤 泰明君	2 番 大井 哲也君
3 番 岩本ひろ子さん	5 番 淵上 正博君
6 番 細田留美子さん	7 番 柳井 靖雄君
8 番 河内山宏充君	9 番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	池田 真治君

午前9時00分開会・開議

○議長 (田中 稔君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 (田中 稔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において福田洋明議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの12日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第
235条の2第3項の規定による平成20年1月分及び2月分例月出納検査の結果報告並びに地
方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定に
よる本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、
お手元に配布のとおりであります。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（田中 稔君） 日程第4、議案第1号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年の冬は、去年の暖冬に比べ寒い冬となりました。特に、先月中旬の寒さは厳しいものであ
りました。寒い寒いと言いながらも、子供時代を振り返ってみますと、雪景色に見舞われること
が必ず何回かあったと記憶いたしておりますが、地球温暖化の影響か、積雪が余り見られなくな
ったような気がいたしております。しかしながら、先月は大陸からの冬将軍も居座り、心なしか
梅や路地の水仙の花も長期間にわたって私たちを楽しませてくれました。これからは桜前線の便
りとともに、一雨ごとに駆け足で暖かみを増してくると思われます。日本が世界に誇る桜花らん
まんの美しい姿を目の当たりにすることが待ち遠しい昨今であります。

このような本日、平成20年第1回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員各位
におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとう

ございます。

本定例会に御提案をいたします議案は、平成19年度補正予算6件、平成20年度当初予算10件、条例13件、事件1件、同意1件、諮問1件と報告1件でございます。

それでは、議事日程に沿いまして、まず補正予算1件のみ提案させていただきます。

議案第1号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算につきましては、平成19年度の地方財政対策による公債費負担軽減対策の一つとして、公営企業金融公庫借入債のうち公営企業債の借入利率が5%を超えるものを対象として公営企業金融公庫資金におきまして現行利率での借り換えを認めるというものでございまして、平生町の場合、平成4年の5月に借り入れをいたしております下水道事業債3件の未償還分について、一たん全額を繰上償還して、同時に借り換えるものであります。

この借り換えの実行日は、公営企業金融公庫資金の定時償還日であります3月21日とされておりまして、県より、「借換債発行前日までの議決に基づいての起債許可でなければならない」との指摘によりまして、この件に関するもののみで補正予算を調製し、御議決をお願いするものであります。

補正の内容についてであります。歳出につきましては補正予算書の8ページであります。公債費元金を323万2,000円追加いたしまして、7ページの歳入にありますように、端数部分を除きました借換債310万円を新たに計上いたしまして、端数部分の13万2,000円につきましては予備費を取り崩して対応するものであります。

なお、この借換債による財政効果であります。借り換え後の償還年数が12年でありますので、そのトータルで約100万円を見込んでおります。交付税措置につきましても、現行の高利債のまま借り続けているとみなした償還額に応じて積算することになっておりますので、借り換えを実施した方が有利だと判断をいたしております。

以上、今回の補正額は310万円でありまして、補正後の予算総額は6億8,254万7,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算の提案理由説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第1号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議員提出議案第1号

○議長（田中 稔君） 日程第5、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。藤村政嗣議員。

○議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、御提案いたしております平生町議会議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

御承知のように、平生町議会議員の報酬につきましては、極めて厳しい社会経済情勢を受けとめ、町民の皆様とともに痛みを分かち合う趣旨のもとに、平成17年4月から平生町議会議員の報酬の特例に関する条例に基づきまして、報酬月額10%を自主的に削減いたしておるところであります。

現下の状況を見ますと、国においては緩やかながらも景気回復が続いていると言われているものの、原油高、サブプライムローン問題等憂慮すべき事柄もあり、先行き不透明であります。一方、地方においては依然として厳しい状況が続き、都市と地方の格差が叫ばれ、種々の対策が打ち出されているものの、憂慮すべき状況は改善されず、町民生活に多大な影響をもたらしている状況にもあります。

このため、町民の皆様から負託を受けた我々町議会議員としまして、このような現状を重く受けとめ、議員みずから目に見える形で姿勢を示すべきであるとの認識のもとに、報酬月額10%削減期間を現在20年3月31日までといたしておりますが、1年延長いたし、平成

21年3月31日まで継続しようとするものであります。

以上、今回3名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第6. 行政報告

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

日程第25. 議案第20号

日程第26. 議案第21号

日程第27. 議案第22号

日程第28. 議案第23号

日程第29. 議案第24号

日程第30. 議案第25号

日程第31. 議案第26号

日程第32. 議案第27号

日程第33. 議案第28号

日程第34. 議案第29号

日程第35. 議案第30号

日程第36. 報告第1号

○議長（田中 稔君） 日程第6、行政報告並びに日程第7、議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算から、日程第35、議案第30号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から、行政報告及び提案理由の説明並びに日程第36、報告第1号平生町土地開発公社の平成20年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまは、議員提出議案として議員報酬の特例条例が上程されました。厳しい財政状況を踏まえて、4年連続にわたる御措置に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。と思っております。

特別職報酬等審議会から、今回の答申によりますと、特例としての措置を4年も5年も続けるものではないという御意見もいただいておりますので、御指摘に沿うように財政基盤の確立に誠心誠意努力を続けてまいりたいと思っております。

では、引き続きまして12月定例会以降の諸般の状況を含めて、るる申し上げてみたいと思います。

亥年から子年への年末年始は、週間天気予報によると悪天候が予想されておりましたけれども、懸念をされました初日の出は登山客の願いが通じたのか、あるいは大星山で初日の出を迎える会のメンバーの方々の熱意が伝わったのか、非常に寒さの厳しい中ではありましたが、今年の日の出も記憶に残るものとなり、歴史の1ページを飾ってくれました。

年明けからここまでの話題の中心は、道路特定財源の暫定税率と中国の冷凍餃子でありました。道路特定財源の件は後ほど申し上げますけれども、中国製冷凍餃子の事件はメタミドホスやジクロロボスという、聞いたこともない舌をかみそうな有機リン系の殺虫剤が混入していたということとあります。製造場所である中国の天洋食品の工場などの現地調査がなされましたが、中国側の回答として、「製造過程では起こり得ない。輸入後の流通過程で起きたものではないか」という、責任転嫁ではないかと思われるような報道がされております。

冷凍餃子のみならず、しめサバ、肉まんにも同様の殺虫剤が検出されるなど、以前にも中国野菜の残留農薬が問題となりましたけれども、中国産の食の安全が問われていると言えます。一日も早く真相が解明されることを待ちたいと思っております。

また、事件発覚後の業者と行政の対応は、批判をされてもいたし方ないことだと思っております。

す。業者はメールを送信して報告をしたとはいえ、年末年始の休日はわかっていることでありますから、千葉市での対応が適切に対処できていれば、他県での不幸な事件を引き起こさずに済んだのではないかと思います。まさに危機管理ができていなかったといった例だと言えます。

このような対応のまずさを他山の石として、行政に携わる関係者はもう一度しっかり反省と点検をしていくべきだと思いを新たにいたしているところであります。

さらにもう一つ、安全安心の観点から、イージス艦の事故は、真相が判明されるに従い、多くの国民のひんしゅくを買っております。危機管理をしなければならない国の最高機関であるところがこのような対応しかできないのであれば、原点に戻って根幹から立て直すべきであります。行方不明の2人に対する責任からも、これから国、国防に責任を持つという崇高な使命を再認識してほしいと思っております。

次に、物価の値上がりがとまりません。昨年12月のときにも申し上げましたが、最近の報道として、小麦粉の30%再値上げ、家計を直撃し、他の物価上昇にも連動するものであります。国際価格高騰の要因はオーストラリアの干ばつであると報道されておりますけれども、これも地球温暖化が微妙に影響しているのではないかと思います。さらに、アメリカの小麦農家がもうけのいいバイオ燃料向けのトウモロコシへの転作を進めていることも背景にあるようであります。小麦の9割近くを輸入に頼らざるを得ない日本にとって、地球の病理は、庶民のささやかな食卓にも影響を及ぼすものとなっております。

食糧の安全保障という観点からも、食の安全・安心を確保するために、農業の再生を図っていかねばならないと考えます。農家の生産意欲がわくような誘導政策が必要だと思えます。

こういふと、すぐマスコミ論調では、バラマキとか改革逆行とかワンパターンの反応が出てくるわけですが、報道のあり方も少し見直してほしいものだと思っております。

時事問題でもう一つ。先月、岩国市長選が行われ、その結果、1,700票余りの僅差で空母艦載機移転容認派候補が当選をされ、岩国市民は新しい選択をしたといえます。長引く地方の景気低迷、地方財政の先行き不安や合併に伴う旧郡部の疲弊という中で、市民にとってもつらい選択だったといえます。これから、国と県、岩国市においてそれぞれの立場を踏まえて、十分議論を尽くしてほしいと思っております。

ここで、国の予算と地方財政計画について触れておきます。

国の予算は、昨年末に発表がありまして、これまでどおり閣議決定を経て、先月29日に衆議院を通過し、年度内成立が確定しているところであります。道路特定財源の暫定税率の10年延長などの税制関連法案も同様に通過いたしました。衆参のねじれ現象の中で、日本銀行総裁の人事案件も絡み、与野党の駆け引きが続いているところであります。

財務省は、予算編成の基本的な考え方として、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算

と位置づけをし、歳出全般にわたってこれまでの努力を決して緩めることなく、国・地方を通じて引き続き最大限の削減を行うとともに、予算の重点化・効率化を行うというものでありました。

一般会計の予算規模は、19年度当初予算比で0.2%増の83兆613億円で、基礎年金国庫負担の引き上げをはじめとする社会保障費や地方交付税などの増大を受けて、2年連続の増加となっております。

政策的経費である一般歳出は、47兆2,845億円で、昨年度比0.7%の増加、福田政権の重点施策である「地域の活性化」、「生活の安全・安心」関連施策が増加をいたしております。

歳入における税収は、景気の先行きに不透明感が見られることも影響して、微増にとどまっております。その一方で、歳出増加を求める声も強くなっている中、財政再建は正念場を迎えていると思われまます。

このような状況における地方財政対策でありますけれども、平成20年度の地方財政計画規模は、19年度比0.3%増の83兆3,900億円で、7年ぶりに増額となりました。今回の特徴としては、4,000億円の地方再生対策費を創設し、うち2,500億円を市町村に割り当てるということで、特に財政の厳しい地域に重点配分するというものであります。

焦点となっていた地方交付税は、地方自治体に配分する出口ベースで、19年度比2,000億円増の15兆4,100億円で、3年ぶりの増加となっております。地方交付税削減の流れに歯どめをかけることができたとはいえませんが、まだまだ地方にとって十分な活力源となるレベルの回復には至っていない状況であります。

地方税や臨時財政対策債を加えた地方一般財源は1.1%増の59兆8,900億円となっております。また、このところ地方の財源不足額は回復基調にあったものが、5.2兆円程度と拡大試算されておまして、先行き不安を残すものとなっております。

そのほか、平成20年度の経済見通しとして、国内総生産は526兆9,000億円、名目、実質成長率はそれぞれ2.1%と2.0%程度と閣議で了解されておりますけれども、2月の月例経済報告では、景気判断を1年3カ月ぶりに下方修正しておまして、景気の先行きに慎重な見方が強まっております。

次に、県の予算であります。昨年は2月14日に知事発表がありましたものの、今年は大きく遅れて、20日にずれ込みました。遅れた要因は、厳しい台所事情によるものであらうと思っておりますが、ちょうど同日に市長会、町村会の合同会議がありましたので、ちょうどタイミングよく首長への説明も間に合ったわけであります。一般会計が7,102億円、前年度比1.5%の減、8年連続のマイナスとなっております。

二井知事によりますと、自転車操業的な予算編成が続いているというふうに表示しておりましたように、本町同様、予算編成に苦労の跡が見受けられるところでもあります。

「暮らしの安心・安全」、「次代を担う子供たちの育成」、「交流と新たな活力の創造」、「地域づくりの推進」の4点を重点課題として位置づけて、緊急を要するものとして、「原油価格高騰などの対策」、「食の安全」、「医師確保対策」など、精いっぱい努力は評価できると思っております。

しかしながら、11年連続の公共事業関係の県単独事業の削減、これは本町にとっても県負担金の減少としてあらわれ、県によるインフラ整備は、その進捗度に影響があることは明らかであります。二井知事は、「住みよさ日本の元気県」を掲げて、堅実な行政運営を展開されてまいりましたが、3年後の山口国体開催に向け、課題はメジロ押しであることも事実であります。本当に元気が出る県政を発展的に展開してほしいと願うのは県民の総意であると思っております。

このような国や県の財政事情を踏まえて、平成20年度の予算編成に当たってきたところでありますが、行政報告として諸般の話題に触れながら、予算の考え方について申し上げておきたいと思えます。

規模的には「入るをはかりて出るを制す」の経営哲学で予算編成が続いているところでありますが、この基本方針は変わっておりません。堅実型の予算組みとして、対前年度比1.6%マイナス、45億1,500万円となりました。

また、特別会計においても、医療制度の改正に伴う後期高齢者医療事業の創設に伴い、老人医療事業特別会計が大きく減少するなど、特別会計総額は35億2,777万2,000円となり、予算総額でも80億4,277万2,000円で、対前年度比16.2%の大幅な減少となっております。

それでは、具体的な予算の説明前に、特徴的なことを申し上げておきたいと思えます。

歳入におきまして、町税については、前年度、税源移譲によりまして大きく伸びを見たところではありますが、昨年9月補正で、個人・法人ともに減額措置を余儀なくされ、税源移譲の恩恵を十分に受けることなく、歳入増のための課税客体の捕捉に苦慮しているところでもあります。

といいますのは、やはり団塊の世代の退職に伴う高額所得者の減少の影響があると判断しているところでもあります。新年度におきまして、担当課に課税客体など正確に精査するように指示をし、その結果として当初予算比5,450万円程度の減額計上となったところでもあります。9月時点と比較しても、減収が見込まれるものであります。今後においてふるさと納税制度の活用や、徴収対策の強化など、財源確保にますますの努力を傾注してまいらる決意であります。

依存財源の最大規模であります地方交付税であります。先ほど申し上げましたように、国の出口ベースは1.3%増の約2,000億円の増加となっておりますが、法人事業税の一部地方配分となる地方再生対策費4,000億円を除けば、前年度対比マイナスであることを思うと、三位一体の改革に伴う地方交付税の減額傾向に歯どめはかけられたものの、十分な措置とはいえませ

ん。本町への交付については、昨年からの「頑張る地方応援プログラム」をも含めて試算をし、前年度実績対比で2.4%増の16億2,000万円と見込んだところであります。その他、国庫支出金の大幅な減少は、主にケーブルテレビ施設整備事業の終了によるものであります。繰入金につきましては財源不足額を財政基金から約9,000万円充当するものであります。

次に、歳出であります。建設事業費につきましては、工事請負費として前年度対比14.3%増の約2億3,000万円が確保できました。補助事業、単独事業のバランスをとりながら、引き続きインフラ整備のための総額は確保してまいりたいと思っております。

そのほか、扶助費をはじめとする社会保障費の増高はとどまるどころを知らない現状といえます。費目の増減につきましては、総務費の減はケーブルテレビ、民生費の伸びは後期高齢者医療絡みの社会保障費、衛生費の減は一部事務組合の負担金、農林水産業費の伸びはポンツーンの設定、土木費の減は県負担金と砂防費の減少、消防費の減少は負担金の割合変更に伴うものとなっております。

それでは、5つの柱に基づきまして行政報告として考え方などについても申し上げてみたいと思います。

まずは、1点目の「協働のまちづくり」であります。

近年、本町のみならず、ほとんどの自治体が「協働のまちづくり」を提唱いたしております。私自身も2期目の町長就任後の平成15年度の施策のテーマとして「さらなる対話で信頼と協働を目指して」と掲げさせていただきました。

既に5年前のことではありますが、町民の方々の御協力と御理解を得て、目指すところは浸透してきているものと考えております。

「自治会活動の活性化」「地域の力発揮事業」「花いっぱい運動」、「地域の生涯活動によるイベントの開催」など、協働の姿は随所に見られるところであります。今後どのように発展をしていくか大きな課題であると認識をいたしております。仕掛けとしましては、これまでも進めてきましたように、「一緒にまちづくりをしませんか」を合言葉に、次の3つを基本原則として「協働のまちづくり」を推進してまいりたいと思います。

1つは、「住民自治の原則」であります。町民一人一人がまちづくりに主体的・自主的に関心を持って参加・決定し、町民と行政が力を合わせてまちづくりを推進していくこと。2つ目に、「補完性の原則」、町民ができることは町民が、できないところは行政がというように、お互いにカバーをしあっていくこと。3つ目が、「持続性の原則」であります。限りある資源・財源を受益と負担のバランスを考えながら、将来のまちづくりを見据えた中で活用していきたいと思っております。

これらを念頭に、近い将来においてまちづくりにかかわる事項をまとめた基本条例の制定にこ

ぎつけるため、諸準備を進めていきたいと考えております。

次に、「安全・安心のまちづくり」であります。

このことにつきましても、各自治体の合言葉のように掲げられているものでありますが、私も平成17年から重要テーマに掲げ、町民の安全の確保を積極的に図ってまいりました。「安全で安心なまちづくり条例制定」を機に、安全を守ろうという機運が醸成されたことは否めない事実であると考えます。その最たるものは、「自主防災組織」の組織率の向上にあらわれております。今後、防災ボランティアの位置づけや災害時要援護者の支援計画策定と実践など、課題は多くありますが、本年、曾根地区で地域ぐるみの防災訓練を行う計画もありますので、一つ一つの積み重ねをもって町全体の安全確保を図りたいと考えております。

先般も、児童福祉施設にワイヤレス型非常通報装置の設置を完了し、運用開始に合わせて防犯訓練を実施をいたしました。県警本部への通報と同時に、パトカーや平生警察署から警察官が急行するというものでありまして、園児がターゲットとなる事件が全国でいろいろ頻発している状況から、その安全環境を保護していくことは行政の務めでありまして、今後も条件整備に努めていきたいと考えております。

職員の危機管理について、2つほど例を紹介いたします。

先月、あるメーカーのエレベーターで、本来より強度の低い鋼材が使われていたことが国土交通省の調査で判明をいたしました。同省は、使用停止や改修など必要な措置をとるよう各都道府県を通じて要請したという報道を受け、すぐさまメーカーに確認をしましたところ、ホームタウンでのエレベーターは該当しないという結果報告を受け、安心をしたところであります。今後におきましても、安全・安心の確保に向けて迅速な対応をしていきたいと考えております。

2つ目は、水不足のことに関する話題を一つ。弥栄ダムの貯水量が一時期ピンチというニュースがありました。昨年12月7日の貯水量が50%を割り、22日は42.4%を記録しました。年越しは43.1%であり、雪不足や少雨傾向の中、節水に注意の広報も1月末に町民にお願いするなど、貴重な水資源の確保に取り組んできたところであります。

その後、少量の降雨・降雪が見られたことから、2月3日には50%台を回復し、3月1日現在で53%となっているとのことであります。通常貯水量からするとまだまだ予断を許さない状況でありますので、今後とも注意をしながら、節水等に協力いただくようお願いしていきたいと思っております。

消防本部の広域化についても申し上げておきます。その後2、3の自治体が、3本部、5本部案に反対していることから、警察組織と同様、1本部体制の提案がされているところでもあります。現在、市長・町長の合同会議も開催され、急ピッチで集約化へ前進している状況であります。

参考までに、首長の考え方、意見聴取に対しまして、私は、1本部体制は将来的には視野に入

れなければならないが、当初人口規模30万人を考えると、3本部案を優先順位の1位とすることで回答し、さらに住民の利便性が損なわれてはいけないことと、申請事務等に相違があってはならない旨しっかりと主張をさせていただいております。

3点目に、「次代を担う子供の環境づくり」であります。

図らずも県の重点課題と同じ表現になりましたように、このことも各自治体にとっては優先度の高いものであります。全国的に少子高齢化が進む中、現在は戦後世代の孫に当たる第三次のベビーブームの影響か、出生児の数はここ近年横ばいの状況であります。この子供たちが次代を担う人材として健やかな成長を遂げることは、保護者のみならず、町民全体の願いでもあります。子供たちの学習環境づくりや医療環境づくりが心身ともに健やかに育つ上で最低限の必要条件であります。その意味では、柳井地域の休日夜間応急診療所の開設は、タイムリーな施策として関係方面から喜ばれているところであります。

休日昼間の全受診者数は、2カ月で813名、平均54名を数え、平日夜間における受診者数は159名となっています。合わせて972名の受診者のうち、15歳以下の小児は402名、率にして41%強を記録し、順調に推移していることを御報告をしておきます。

また、先般、文部科学省は、10年ぶりに改訂する小中学校の学習指導要領案を公表いたしました。一般からの意見を募集した上で、3月末までに告示がなされるということですが、40年ぶりに国語や理科など主要教科の授業時間数を平均で約1割増やすほか、学習内容も上積みし、ゆとり教育からの脱却を鮮明にする内容となっております。

これも日本の子供たちの学力が諸外国に比べて低位にあるということも影響しているのではないかと考えますが、現行の要領に、「生きる力がつく」として導入された総合学習の時間は、週1時間程度削減され、小学校5年、6年生では英語が必修となり、道徳教育も充実していくという内容のものであります。

実施は、小学校で3年後からとなっておりますが、教育環境の変化にあわせて条件整備することがあればしっかり把握した上で実践していかなければならないと考えております。

ここで、朗報を2つほどお届けいたします。

このほど、平生小学校が日本学校保健会会長から、健康教育推進学校優秀校として全国で14校の一つに選ばれました。これは、同小学校が「歯と口の健康づくり」や「栄養教諭を中核にした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」の指定を受け、児童自身が自分の生活を振り返って、家庭と地域のふれあいの中で自分自身を見つめ、生涯にわたって望ましい健康的な生活ができるような判断力や行動力を養う取り組みが評価されたものであります。

このように、今後とも子供たちの教育環境整備には万全を期していきたいと考えておりますので、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

もう一つは、本町出身の高校生が、他県でのことではありましたが、寒風の中、男児が川におぼれている姿を発見するや否や、着の身着のまま飛び込んで命を助けたというニュースが伝わってまいりました。心温まる思いで本町の子供の教育に自信を持つものであります。引き続き、人間愛に満ちた教育を推進していくという基本方針を教育委員会にもお願いをしているところであります。

次に、「定住環境に配慮したまちづくり」であります。

本町は、室津半島を抱える地理的条件のため、県内テレビ放送局の視聴環境が不十分な世帯も多く見られ、デジタル放送移行による新たな難視聴の発生も危惧をされております。さらに、インターネット環境においても、ブロードバンドゼロ地域が存在するなど、同じ町民として情報格差が著しく、大きな課題となってまいりました。この解決に向けて、18年度にイントラネット基盤整備事業を、19年度においてケーブルテレビ施設整備事業を実施をし、4月開局の運びとなったところであります。住民生活の利便性が大きく向上するものと期待をいたしております。

また、道路をつくるつくりたくないの議論が活発化している中であって、特定道路財源の暫定税率の維持を求めることは、本町にとっても大変重要で、影響の大きいものがございます。

先般も、仮称柳井玖珂道路の早期開通を目指す県東部高速交通体系整備促進協議会の定期総会が開催をされ、山陽自動車道玖珂インターチェンジと柳井地方を結ぶため、国の地域高規格道路候補路線の指定を受けるため、関係機関に要望していくことといたしました。

このほか、188号バイパス第2期工事、農免道路の早期完成を要求していく上でも、道路財源を確保していかなければなりません。都市と地方の均衡ある発展を念頭に、国会でも将来展望を持てるように議論を尽くしてほしいと意見を添えておきます。

最後に、「持続可能なまちづくり」であります。

最初に御紹介を申し上げます。本町が全国町村会から優良町村の一つとして表彰を先般受けました。これまで50有余年にわたるまちづくりの取り組みが評価されたものと思ひますし、これからもこの表彰を糧として、町民一丸となって協働のまちづくりに取り組んでいきたいと決意を新たにいたしております。

現在の状況について少し触れておきます。平成17年度から本町がおかれた環境に合わせて、第四次行政改革大綱に基づき、歳入歳出の一体改革を進めてまいりました。しかしながら、三位一体の改革による国の地方財政対策は誠に厳しい内容でありまして、ボクシングというボディーブローのごとく、年々脆弱な財政体質に拍車をかけるとともに、本町のみならず、ほとんどの自治体が危機的状況に追い込まれてきたというのが真実であります。

昨年の参議院議員選挙での与党の敗北を受けて、地方と都市の格差是正に本腰を入れたように見えておりますが、国の財政再建も優先しなければならない現状において、地方自治の本旨に基

づく財政支援、財政対策はまだまだ我々の気持ちからすると不十分なものでしかありません。今後も地方六団体が共通認識のもとに地方の現実を訴えていかなければならないと考えております。

これからの町政運営の基本方針であります。まず集中改革プランに基づく行財政改革を基本的に進めていくことが大方針であります。合併問題につきましては、私は合併協議が不調に終わってからも、この地域の大同団結に向けて、機会あるごとに自分の意思を発信してまいりました。しかし、残念ながら先行合併をされた市にあつては、新市建設計画に基づく施策の展開が先決である旨のメッセージを出されるなど、次なる合併協議の状況には至っていないとの認識のようであります。

事情はともあれ、熊毛郡3町におきましても、それぞれ温度差はあるものの、連携を図りながら、一体感の醸成に努めていくことを基本におきながら、広域的な視点でこの問題を考えていきたいと考えております。そのため、当面する本町の持続可能な行財政基盤の確立に努力するとともに、捨て石となって本町の将来のかじ取りをしていくことに変わりはない決意であります。

広域合併は相手のあることでありますし、タイミングもあります。最近少しずつですが、マスコミでも平成の大合併の検証を始めております。まちづくりの側面や財政上の観点から、冷静かつ客観的に分析評価し、そこからいかなる教訓を引き出して次に活かしていくのか、議会の皆様方との一体性をもってこの難局に立ち向かっていく決意でありますので、今後とも御指導と御協力をお願い申し上げます。

先日、次のような言葉を見る機会がありました。「朝の来ない夜はない。春の来ない冬はない。志を持ち続けること」というものであります。何ごとも出発があればゴールもあるし、世の中は動いております。繰り返しになりますが、明るい未来は必ずやってくると自分自身にも言い聞かせながら努めてまいりたいと思っております。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、これからは議事日程に基づきそれぞれ個別に御説明を申し上げていきたいと思っております。

それでは、提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算であります。

歳出の主なものより申し上げます。

17ページの情報通信費では、広報用の印刷製本費を入札減により減額するものであります。

財産管理費では、各種基金の運用利子の精算と、財政基金につきましては今後の財政需要に対応するため、積み立てをいたすものであります。

18ページにかけましての企画振興費では、新たに地方バス路線維持対策費補助金の計上が必要なものであります。

19ページの衆議院議員補欠選挙費につきましては、4月27日執行予定であります。

19年度分の所要額を新たに計上するものであります。

20ページの社会福祉総務費につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計における後期高齢者医療制度に伴う国保システム改修業務の財源として繰出金を追加計上するものであります。

21ページの老人福祉総務費につきましては、配食サービス事業や老人保護措置費を見込みによりまして減額するものや、介護保険事業勘定特別会計への繰出金につきましては、保険給付費などの確定見込みによる減額が主な補正内容であります。

福祉医療対策費では、後期高齢者医療制度創設に伴う電算システム改修業務に所要の額を計上するものであります。

22ページにかけましての障害者福祉費では、居宅介護給付費などにつきまして、見込みによりまして減額あるいは増額補正いたすものであります。

保育所運営費では、保育士など臨時職員賃金を見込みにより減額するものが主なものであります。

23ページの保健衛生総務費では、在宅当番医制事業につきまして、精算によりまして減額するものであります。

健康づくり推進事業費では、受診者数の見込みによりまして、基本健康診査等の委託料を減額するものであります。

26ページ、河川維持改良費では、県事業負担金を見込みにより減額するものが主なものであります。

27ページにかけましての港湾建設費では、港湾整備事業県負担金を確定見込みにより減額いたすものであります。

28ページ、下水道整備費の下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計における下水道使用料の追加計上などによりまして減額となるものであります。

消防施設費では、広域消防組合負担金につきましては、組合における過払分の予算調整によりまして、負担金の一部返還となりますことから、また県無線通信設備工事につきましては、事業費確定によりそれぞれ減額をするものであります。

30ページの公債費の元金につきましては、19年度地方財政対策としての補償金免除繰上償還の実施に当たりまして、19年度分の繰上償還の対象となります一般会計債6件分を一括返済するための所要額を計上いたすものであります。この財源といたしましては、借換債を発行し確保したいと考えておりますが、このうち借換後の償還年数が2年未満となる2件、約530万円分につきましては、借換債を発行することなく繰上償還をいたし、後年度の財政負担を多少なりとも軽減したいと考えております。

公債費の利子につきましては、平成18年度債の借入金利が見込みを下回ったことにより減額

をするものであります。

31ページの渡船事業費につきましては、共同運航事業負担金を原油価格の高騰や、組合に交付される離島航路国庫補助金の交付率等を勘案をいたしまして、熊南総合事務組合の予算調整に要する応分の額を追加計上するものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

9ページの町税につきましては、町民税法人分につきましては増収を見込めますものの、たばこ税につきましては予算を下回る見込みとなっておりますことから、減額補正をいたし、町税トータルとしては総額に変動はないものであります。

10ページにかけての各交付金につきましては、見込みによりましてそれぞれ増額あるいは減額補正をするものであります。

14ページにかけましての分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出で御説明をいたしました事業の確定見込みなどによります特定財源の補正であります。

15ページの諸収入では、歳計現金の運用によります町預金利子や、高額療養費返還金を見込みにより追加いたしますほか、雑入におきましては、オータムジャンボ宝くじを原資とする市町村振興宝くじ交付金と熊南地域休日診療施設組合の清算金を新たに計上いたしておりますほか、港湾使用料分配金につきましては、確定により追加計上いたすものであります。

16ページにかけての町債では、各事業の確定見込みによるもののほか、先ほど説明いたしました補償金免除繰上償還の財源としての借換債を新たに計上いたしております。

繰上償還対象の全額を借り換えることなく、償還期間が2年未満の530万円につきましては借換債の発行を見送って後年度の公債費負担の軽減を図ることといたしております。

なお、借換債発行による交付税措置についてであります。借り換え前の償還表、つまり高利債のまま借り続けているものとみなして措置することとされておきまして、有利な制度となっているものと考えております。

以上、今回の補正額は、2,634万6,000円を追加いたしまして、平成19年度平生町一般会計予算総額は47億8,227万9,000円となるものであります。

また、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、漁港海岸保全施設整備事業と小規模急傾斜地崩壊対策事業を翌年度に繰り越しまして事業実施するため、計上いたすものであります。

第3表地方債補正につきましては、先ほどの繰上償還に係る借換債を追加いたしますほか、起債充当率を勘案いたしまして、起債額の変更をいたすものであります。

なお、32ページからの給与費明細書、35ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は、1,730万4,000円を追加し、予算総額は15億6,502万9,000円に相なるものであります。

歳出であります。8ページの徴税費につきましては、先ほど一般会計でも申し上げましたように、後期高齢者医療制度に伴う国保システムの改修業務委託料を追加いたすものであります。

9ページの退職被保険者等療養給付費は、実績勘案によりまして増額をいたすものであります。

10ページの共同事業拠出金の高額医療拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、拠出金の確定によりまして増額あるいは減額補正いたすものであります。

11ページの予備費につきましては、追加計上するものであります。

6ページからの歳入につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金や共同事業交付金などそれぞれ確定や確定見込みによりまして計上いたすほか、先ほどの国保システム改修経費の財源として一般会計繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第4号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

補正額は、2,884万8,000円を追加をし、予算総額は9,005万1,000円と相なるものであります。

今回の補正予算は、9ページの歳出であります。一般会計同様、補償金免除繰上償還に伴う公債費元金を計上いたしております。

7ページからの歳入におきましては、水道使用料の実績を勘案をいたしまして減額いたしますほか、先ほどの繰上償還の財源として借換債を発行し、一般会計繰入金で調整いたすものであります。

4ページの地方債補正につきましては、補償金免除繰上償還に係る借換債発行に伴い、新たに計上いたすものであります。

なお、10ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は、80万円を減額をし、予算総額は1億2,718万6,000円と相なるものであります。

今回の補正につきましては、8ページの歳出で、見込みによりまして漁業集落排水施設整備費の物件補償費の減額が主なものであります。

7ページの歳入につきましては、事業費確定見込みに伴います町債の減額が主なものであります。

4ページ、第2表の地方債補正につきましては、対象事業費の変動に伴い、起債額を変更するものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第6号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は、4,122万円を減額いたし、予算総額は9億3,244万5,000円と相なるものであります。

今回の補正につきましては、歳出では、10ページから13ページにかけましての保険給付費の各サービスにつきましては、それぞれ確定見込みにより減額あるいは増額をいたすものであります。

14ページから15ページにかけましての地域支援事業費につきましても、それぞれ確定見込みにより減額するものであります。

6ページからの歳入、介護保険料や国庫支出金、支払基金交付金、県支出金や一般会計繰入金、基金繰入金について、おのおのの見込みによりまして減額あるいは増額をいたすものであります。

また、16ページから17ページにかけまして、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、平成19年度各会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。10時5分から再開いたします。

午前9時52分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 引き続きまして、議案第7号平成20年度平生町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成20年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに、平成19年度との款別比較並びに3ページに予算節別分析を明記いたしておりますので、予算書とあわせて御覧いただきたいと存じます。

一般会計の予算総額は、45億1,500万円でありまして、前年度対比1.6%の減少となっ

ておりますが、これは主に、ケーブルテレビ整備事業の終了に伴い減少するものであります。

それでは、主要事業や新たなものを主体に、歳出から御説明申し上げます。

39ページからの総務費につきましては、5億9,138万7,000円でありまして、前年度対比9.9%の大幅な減少となっております。この主な要因といたしましては、先ほども申し上げましたケーブルテレビ施設整備事業の終了によるものであります。

一般管理費では、自治会活動費につきまして、地域活動の活性化を目指して引き続いて計上いたしてまいりますほか、新たに集会所建設補助金や備品購入費におきましてはAED購入経費を措置いたしているものであります。

43ページからの情報通信費であります。継続事業といたしまして、1市2町で整備いたしております広域イントラネット基盤施設整備事業を円滑に運用するための所要の経費を計上いたしております。

44ページからの財産管理費では、19年度に整備いたしましたケーブルテレビを各公共施設に接続するための経費や、公用車をリースでの更新とするほか、本庁舎のトイレを改修するための所要の経費を新たに計上いたしております。

46ページからの企画振興費であります。新規事業といたしまして、次代を担う子供たちが、絶滅危惧種であるカブトガニをはじめ、環境問題について学習できる機会を提供するため、カブトガニ教室を開催することといたしております。

また、継続事業として、まちづくり基金事業は前年度同額の事業費を確保いたし、活力ある地域づくりを推進していくことといたしております。

49ページからの賦課徴収費であります。引き続き徴収体制を強化すべく、予算措置をいたしております。

52ページからの選挙費では、平成20年度に予定されている衆議院議員補欠選挙や、山口県知事選のほか、海区漁業調整委員及び農業委員の各選挙に対しまして、所要の経費を計上いたしております。

58ページからの民生費につきましては、12億3,811万2,000円でありまして、前年度対比3.4%の増加となっております。この主な要因といたしましては、障害者自立支援法関係経費や児童手当のほか、後期高齢者医療制度の開始などによる社会保障関係経費の増加によるものであります。

社会福祉総務費では、新たに人権施策推進協議会を設置いたしますほか、人権週間のつどいとして、国からの委託事業によりまして、人権啓発活動の一環として講演会等の開催を予定をいたしております。

また、社会福祉協議会への補助金においては、小地域福祉活性化事業に取り組むことといたし

ております。

このほか、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

60ページからの老人福祉総務費につきましては、配食サービス事業をはじめとして、継続事業として各種のサービスを予定をいたしておりますほか、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の過半を占めております。

62ページからの福祉医療対策費では、引き続きまして福祉医療費の所要額を計上いたしておりますほか、後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人医療事業特別会計への繰出金は大きく減少いたしますものの、新たに設置いたします後期高齢者医療事業特別会計への繰出金や広域連合への負担金計上によりまして、10%を超える大幅な増加となっております。

63ページからの障害者福祉費であります。新たな取り組みといたしまして、障害者福祉計画を策定することといたしておりますほか、中央公民館に多目的トイレの設置を、また、視覚障害者等の支援のため点字用タイプライターなどの購入に要する所要の経費を計上いたしております。

障害者自立支援法関係経費につきましても、引き続きそれぞれ計上いたしております。

65ページからの児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を措置いたしておりますが、児童クラブ事業におきましては、障害児対応のため指導員を増員するなど、充実に努めているところであります。そのほか、育児用品助成事業についても引き続き所要額を計上いたしております。

66ページの児童措置費では、新たな制度の拡充はありませんが、改正影響額が通年となりますことから、児童手当を増額させておるところであります。

68ページにかけましての保育所運営費では、平生・宇佐木の各園にエアコンを整備するため、所要の額を措置いたして、法人保育園の委託料は入園実績を勘案し、増額して計上いたしております。

なお、エアコンの設置につきましては、電力移出県等交付金を充当するものであります。

70ページからの衛生費につきましては、2億9,471万7,000円でありまして、前年度対比7.7%の減少となっております。この主な要因といたしましては、熊南総合事務組合や周東環境衛生組合への負担金の減少によるものであります。

保健衛生総務費では、19年12月に開始いたしております柳井医療圏救急医療施設運営費のほか、柳井地域広域救急医療事業負担金などを計上いたしております。

71ページからの母子衛生費では、継続事業といたしまして、不妊治療費助成事業に取り組むことといたしておりますほか、妊婦健康診査につきましては、公費による助成回数を2回から5回に拡大し、少子化対策の一助となるものと期待をいたしておるところであります。

73ページの予防費の委託料では、乳幼児や児童の予防接種について、個別接種に係る所要の経費を、また、高齢者のインフルエンザ予防接種経費を実績勘案して引き続き計上いたしております。

74ページにかけましての健康づくり推進事業費では、基本健康診査にかわりまして、各種健診として健康増進法によるがん検診について所要の額を計上いたしております。

75ページからの環境衛生費では、フラワーベルト整備業務につきまして、必要経費を精査して引き続き計上いたしたものであります。

浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案して所要の額を計上いたしております。

76ページの環境保全費では、地球温暖化対策地域協議会を立ち上げることにいたしております。新たに委員報酬を計上いたしております。

77ページの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものでありますが、各々負担額が減少しておりますことから、8%近い減少となっております。

77ページからの労働費は、889万9,000円でありまして、前年度対比10.3%の減少となっております。配置職員の変動による減額要素を除きました予算内容につきましても、ほぼ前年度同様であります。

79ページからの農林水産業費につきましては、3億4,093万円でありまして、前年度対比11.4%と大きく増加をいたしております。この要因は、主に漁村再生交付金を活用して、佐賀浜田に離島航路の発着場として浮き栈橋を整備することとしたことによるものであります。

80ページからの農業振興費では、いずれも新規事業として、遊休農地や新たな農業の担い手確保に向けて、ひらお農業体験農園運営協議会への助成を行うこととして、所要の補助金を計上いたしておりますほか、19年度の補正予算で開始しております県農地・水・環境保全向上対策協議会に対する補助のほか、やまぐちの多彩な園芸産地育成事業と町担い手育成総合支援協議会補助金を計上いたしております。本町の農業振興を図ることといたしております。

82ページからの土地改良事業費は、前年度対比約14%の大幅な減少となっております。この要因といたしましては、新たに団体営調査設計事業として西分の川久保ため池の改修に向けて所要額を計上いたしておりますものの、3カ所のため池改修が終了することから、減少となるものであります。

また、県事業であります農免農道整備事業につきましては、平生南は事業最終年度であります。平生中央の2期工事に着手いたしますことから、増額での予算措置となっております。

このほか、継続事業といたしましては、単独土地改良事業費につきまして7件の改良を予定し、所要の額を計上いたしております。

84ページの中山間地域振興事業費では、引き続き中山間地域等における耕作放棄地の発生を

防止し、多面的機能を確保するため、事業を実施することといたしているところであります。

85ページの林業総務費では、新たに有害獣防除柵等設置事業に取り組むことといたしております。イノシシによる被害の低減につながるものと考えております。

林業事業費では、引き続き林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページにかけましての水産業振興費では、引き続きまして水産廃棄物処理事業特別会計への繰出金を計上いたしておりますが、20年度を事業最終年度といたすこととしております。

88ページにかけましての漁港建設事業費では、先ほど説明しましたように、漁村再生交付金事業による浮き桟橋整備に着手することといたしております、大きく予算額を増加させているところであります。

漁港海岸保全事業につきましては、前年度と同額の事業費を計上して、高潮対策に取り組んでいくことといたしております。

このほか、単独事業の漁港改修事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの商工費は、1,654万3,000円でありまして、前年度対比5.9%の減少となっております。新たな取り組みといたしましては、90ページからの観光費におきまして漁業集落環境整備事業の完了による丸山海浜パークの排水設備工事を実施することといたし、所要額を計上いたしております。

91ページからの土木費につきましては、4億8,530万8,000円でありまして、前年度対比4.8%の減少となっております。この主な要因は、小規模急傾斜地崩壊対策事業費の減少に伴うものであります。

土木総務費では、新たに住宅建築物耐震化促進事業として、耐震診断や耐震改修の助成に取り組むことといたしております。

93ページにかけまして、道路橋梁維持費では、引き続き道路橋梁補修に要する経費を計上いたしております。

94ページにかけましての道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業費や県の道路改良事業負担金につきまして所要の額を措置いたしております。

95ページにかけましての河川維持改良費につきましては、新たに田布施川などを対象とした洪水ハザードマップを作成するための所要の経費を計上いたしておりますほか、引き続き、単独河川改修事業や県事業であります自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

砂防費では、2カ年事業であります尾国地区の小規模急傾斜地崩壊対策事業費を計上いたしておりますほか、県事業の自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

96ページの港湾建設費の負担金では、阿多田地区などの海岸保全事業等の3件の県事業負担

金が主なものであります。

97ページの下水路費の工事請負費では、引き続き、5カ所の単独下水道改良事業費について所要の額を計上いたしております。

98ページからの住宅管理費につきましては、引き続き用途廃止住宅の解体経費を計上いたしておりますほか、消防法の改正に適用するため、中村団地などの公営住宅を対象に火災警報器を設置すべく、所要の経費を計上いたしております。

99ページの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、ほぼ前年並みの予算計上となっておりますが、一般財源によるものであり、財政圧迫の要因の一つとなっております。

100ページからの消防費は、2億2,345万1,000円でありまして、前年度対比17%を超える大幅な減少となっております。これは、負担割合の変更などによる広域消防組合への負担金の減少と、県無線通信設備工事の終了によるものであります。

101ページにかけましての非常備消防費では、新たな取り組みとして防災ボランティアの設置など自主防災組織合同訓練への助成を予定し、それぞれ所要の額を計上いたしております。

消防施設費では、毎年度継続して整備をいたしております防火水槽につきまして、前年度同様に1基を予定しておりまして、所要経費を計上いたしております。このほか、広域消防組合負担金が主なものであります。

102ページからの教育費は、3億4,425万9,000円でありまして、前年度対比0.9%の増加となっております。

104ページにかけましての事務局費では、学校支援補助教員を配置すべく、所要の額を計上いたしております。

106ページからの小学校費の教育振興費では、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

108ページからの中学校費の学校管理費では、前年度の屋内運動場の耐震二次診断に続きまして、いよいよ耐震改修に係る第三次診断と実施設計業務委託料をそれぞれ措置いたしております。改修工事につきましては、大規模改造をあわせて22年度を予定いたしております。

110ページからの教育振興費では、新たに35人学級の実施に向けて、少人数学級講師設置に係る所要の額を計上いたしております。

遠距離通学費や就学援助費につきましても、実績を勘案いたしまして措置をいたしているところであります。

114ページからの社会教育総務費では、前年度においては公民館費に計上しておりました放課後子供教室推進事業につきまして、事業費を増額して計上いたしております。

125ページの災害復旧費は、307万9,000円でありまして、前年度対比で約19%の

増額予算となっております。

126ページ、公債費は7億6,133万8,000円でありまして、前年度対比1.5%の増加となっております。これは3月補正予算と同様であります。補償金免除繰上償還の実施により増額となるものでありまして、これを除く実質では、約1.6%の減額となるものであります。

なお、当初予算におきましては、9月21日に繰上償還が確定しております公営企業金融公庫資金分のみを計上をいたしてありまして、財政融資資金分につきましては、確定次第、補正予算計上をさせていただきたいと考えております。

127ページにかけましての諸支出金は、予算額1億3,323万6,000円でありまして、前年度対比0.2%の増加となっております。

渡船事業費につきましては、事業主体は熊南総合事務組合であります。県からの補助金については組合所在市町に対して交付されることとなっておりますことから、大きく負担額が増加するものであります。

地方公営企業等金融機構出資金につきましては、政府系金融機関の再編に伴い、地方公営企業金融公庫については20年9月末をもって廃止することとされ、業務を継続していくために、新たに地方六団体による運営へ再編されることに伴い、全地方公共団体に対し拠出を求められたものであります。

128ページ、予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上いたしてあります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

12ページであります。12ページからの町税は、13億3,749万4,000円でありまして、前年度対比では3.9%の減少となるものであります。

地方財政計画における市町村分の税収の伸び率は、わずかではあります。プラス0.5%であり、いわゆる格差というものを実感せずにはおられません。景気の低迷などにより、町民税は個人・法人ともに減少を見込まざるを得ないのであります。

14ページからの地方譲与税は、5,800万円で、前年度同額での計上であります。

15ページの利子割交付金は、900万円でありまして、現在の金利動向等を勘案して増額計上いたしてあります。

16ページの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金と、17ページの自動車取得税交付金につきましても、地方財政計画の伸び率などを勘案をいたし、それぞれ計上いたすものであります。

地方特例交付金につきましては、1,450万円であります。19年度の児童手当特例交付金に加え、20年度から減収補てん特例交付金が創設されたことに伴い、大きく増加をいたしてあります。これは税源移譲に伴いまして、所得税で控除されておりました住宅ローン減税分について

て、所得税で控除しきれない部分については住民税で控除することとされていることから、減収対応として措置されることにより、大きく増額することとなるものであります。

18ページの地方交付税は、予算額17億2,500万円でありまして、前年度対比7.9%の増加を見込み計上いたしております。このうち普通交付税につきましては、地方再生対策費約5,400万円の新たな措置も見込んでの計上といたしていることもありまして、19年度の確定額との対比では、約2.4%の増加となるものであります。

19ページにかけての分担金及び負担金は、8,014万6,000円でありまして、前年度対比11.3%の大幅な減少となっております。この主な要因といたしましては、小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金の事業費減少に伴うものや、在宅当番医制事業の廃止、保護者の所得水準の低減などによる保育料の減額を見込んでいることによるものであります。

19ページからの使用料及び手数料は6,972万5,000円でありまして、前年度対比1.7%の増加となっております。

22ページからの国庫支出金は2億1,340万2,000円でありまして、前年度対比21.8%の大幅な減少となっております。この要因といたしましては、主にケーブルテレビ施設整備事業の終了によるものであります。

26ページからの県支出金は、3億5,265万6,000円でありまして、前年度対比6.2%の増加となっております。この要因は、小規模急傾斜地崩壊対策事業費などの減少があるものの、漁村再生交付金事業の浮き棧橋設置事業費の新規計上などによりまして増額となっているものであります。

31ページからの財産収入は、2,233万5,000円でありまして、対前年度比1.7%の増加を見込んでおります。このうち、不動産売払収入について、遊休町有地の売却については前年度同様に計上いたしております。

32ページからの繰入金は9,289万7,000円でありまして、前年度対比49.5%の大幅な減少となっております。

まちづくり基金300万円を除いた約9,000万円が最終的な財源不足でありまして、財政基金から繰り入れるものであります。当初予算において財政基金の繰入金が1億円を下回るのは、平成元年度以来のことです。

33ページの繰越金は、前年同様の3,000万円を計上いたしております。

36ページにかけての諸収入は、6,194万4,000円でありまして、前年度対比5.6%の減少と見込んでおります。減額の要因ではありますが、19年度においてはケーブルテレビ整備事業における上関町の負担金の計上があったことなどによるものであります。

37ページにかけての町債は、2億8,240万円でありまして、前年度対比2.9%の減少と

なっております。このうち、先ほど歳出の公債費で申しあげました繰上償還の財源として借換債の発行を予定しておりますので、これを除いた実質では10%を超える減少となるものであります。

続きまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものであります。

次に9ページ、第3表地方債につきましては、それぞれの事業などに対し町債を起こすものであります。

以上で、平成20年度平生町一般会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして順を追って説明をいたします。

議案第8号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、14億815万9,000円でありまして、前年度対比10.6%の大幅な減少となっております。この主な要因は、後期高齢者医療制度創設により、国民健康保険の加入者数が大きく減少することによるものであります。

歳出につきましては、18ページ、総務費の徴税費、賦課徴収費では、後期高齢者医療制度施行に伴う国保税の負担激変緩和措置などに対応するため、システム改修に要する経費を計上いたしております。

19ページからの保険給付費は、前年度比で約9.2%の大幅な減少となっております。退職者医療制度の対象が現行の75歳未満から65歳未満に改正されることから、一般被保険者分が大きく増額するものの、退職被保険者等については減少となっております。保険給付費トータルとしては、70歳以上の保険給付費負担の9割から8割への変更などから、減少と見込んで計上いたしているものであります。

22ページからの後期高齢者支援金等につきましては、新設であります。これは、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものであります。

23ページの前期高齢者納付金等につきましては、これにつきましても新設であります。医療費が多額となる高齢者の加入割合や給付費に応じて保険者間の負担調整を行うものでありまして、内容といたしましては、被保険者数に応じた事務費や調整分であります。

24ページの老人保健拠出金につきましては、前年度対比約83.2%の大幅な減少と見込み、計上いたしております。後期高齢者医療制度導入に伴い大きく減少いたすものであります。

25ページにかけましての介護納付金につきましても、対前年度比で約12.5%の大幅減少を見込んでおります。これは、前々年度の超過分の精算による減少であります。

26ページにかけましての共同事業拠出金であります。前年度対比5.6%の減少を見込んで

であります。

28ページにかけましての保健事業費等につきましては、特定健康診査等事業費の計上もありまして、前年度対比で約45.2%の大幅な増加となっております。保険者に義務づけとなる特定健診につきましては、20年度においては受診率25%、保健指導率32%を目標として取り組むことといたしております。

戻りまして、8ページからの歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴い、これまでの医療分と介護分に加えて、後期高齢者支援分を新たに計上いたしております。また、被保険者の後期高齢者医療保険への移行や退職者医療制度の改正などにより、保険税算定の前提となる加入者数などの変動によりまして税率の改定を要することとなっておりますが、低所得者の負担増をできる限り抑制すべく見直しをいたしております。国保税トータルでの前年度対比では、約25.2%の大幅な減少と見込み計上いたしております。

11ページの国庫支出金は、前期高齢者交付金の財源調整などにより、前年度対比約4.2%の減少と見込んで計上いたしております。

12ページの県支出金につきましては、財政調整交付金の増加を見込みまして、前年度対比約32.9%の増加を見込んでおります。

療養給付費交付金は、制度改正による退職被保険者の大幅な移行に伴いまして、前年度対比約72.6%の大幅な減少と見込んでおります。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、新設であります。これは65歳から74歳までの加入者割合における保険者の負担調整をいたすものであります。

共同事業交付金は、前年度対比約5.7%の減少を見込み計上いたしております。

14ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は、主に基盤安定事業費の減少に伴いまして、一般会計繰入金トータルでの前年度対比では、約24.5%の大幅な減額となるものであります。

基金繰入金につきましては、特定健康診査の財源として国保基金から繰り入れるものであります。

続きまして、議案第9号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、5,687万3,000円でありまして、前年度対比7.8%の減少となっております。

歳出であります。8ページの簡易水道管理費の受水費であります。歳出予算総額の約40%を占めておりまして、今後においては受水単価の改定も予定されておりまして、会計運営を圧迫するものと予測せざるを得ません。

このほか、9ページの工事請負費では、佐賀の荒木川地区の水道管移設に要する経費を新たに

計上いたしております。

公債費であります。前年度対比16.1%の減少となっております。これは償還終了による影響が大きいものであります。3月補正に計上いたしております繰上償還に伴う低利債への借換効果による抑制効果も含んでいるものであります。

6ページからの歳入では、水道使用料については、前年度の田布施平生水道企業団の料金改定にあわせる形で改定いたしますが、使用料総額としては、実質的にはほぼ前年度並みの収入を見込んでの計上いたしております。

また、7ページの一般会計繰入金であります。主に公債費の減少に伴い、繰入額が減少いたすものであります。

続きまして、議案第10号平成20年度平生町老人医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、1億3,632万5,000円であります。前年度対比91.5%の大幅な減少となっております。これは、後期高齢者医療制度へ移行することとなりますが、20年3月分の診療に対する支払いなどが残るため、その支払いに要する部分の予算計上が必要となることから、所要額を計上いたしているものであります。

21年度以降につきましては、22年度まで精算業務を本会計で行い、その後においては一般会計で対応することとされているものであります。

歳出につきましては、先ほど説明いたしましたように、9ページの医療給付費では、20年3月の1カ月分を計上いたしております。医療給付の状況といたしましては、おおむね横ばいですが、1人当たりの医療費につきましては年々増加いたしております。所要の額を見込み計上いたしております。

6ページからの歳入につきましては、支払基金交付金などを負担割合に応じまして各々計上いたしておるものであります。

続きまして、議案第11号平成20年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億7,976万2,000円でありまして、前年度対比1.2%の減少となっております。

歳出では、10ページからの下水道管理費におきましては、流入量の増加に伴う流域下水道維持管理費の増加や、21年度からの上下水道料金徴収一元化に向けてのシステム構築に要する経費を計上いたすものの、配置職員を減少させたことなどから、下水道管理費全体では、対前年度比で約4%の減少となっております。

12ページからの下水道整備費では、公共下水道事業の補助分の事業費を2,000万円減少させております。

13ページの公債費では、3億6,000万円を超えるものとなり、会計予算総額の過半を占

める状況となっております。

7ページからの歳入では、使用料及び手数料につきましては、供用開始区域の拡大などにより伸びを見込んでおりますものの、分担金及び負担金につきましては、周辺部への区域拡大となることから、賦課の対象となる面積の縮小に伴う減額を見込んでおりまして、また国庫支出金、町債につきましては、先ほども触れましたように、事業費を減少させたことにより減少するものがあります。

一般会計繰入金につきましては、ほぼ前年度並みの繰り入れを予定をいたしているものであります。

4ページ、第2表債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等の改造資金の貸付けに伴います損失補償に対するものであります。

第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し町債を起こすものであります。

続きまして、議案第12号平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、403万4,000円でありまして、前年度対比7.8%の減少となっております。内容につきましては、ほぼ前年度同様であります。本事業につきましては、20年度を最終事業年度といたしているものであります。

続きまして、議案第13号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計についてであります。

予算総額は、6,628万7,000円でありまして、前年度対比42.2%の大幅な減少となっております。これは、施設整備が19年度で事業完了となり、施設整備費を廃目して、施設管理費のみの計上となりますことから、大きく減少いたしましたことによるものであります。

10ページからの歳出では、施設管理費につきましては、供用開始区域の拡大などにより維持管理経費が増加をいたしますが、職員人件費の減少によりまして、ほぼ前年度並みの予算計上となっております。

12ページの公債費につきましては、引き続いての元金償還開始に伴いまして大きく増加をいたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水事業分担金は、新規の供用開始区域との兼ね合いにより減少をいたしておりますが、排水施設使用料はつなぎ込み世帯の伸びによる増加を見込み計上いたしております。

このほか、町債については、事業終了に伴い減額となるものであります。

一般会計からの繰入金は、5.6%の減少を見込み計上いたしましたものであります。

なお、4ページ、第2表債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に、排水施設へ

接続する水洗トイレ等の改造資金の貸し付けに伴います損失補償について定めるものであります。

第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第14号平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,978万6,000円でありまして、前年度対比10.6%の大幅な増加となっております。

歳出は、7ページからであります。要介護認定一次判定ソフトの見直しが検討されておりまして、認定調査項目の変更や追加が行われる予定となっております。このことから、新たに認定システム改修に要する経費を計上いたしております。

また、この改正に伴い、認定審査会委員の研修会を予定をいたしておりますことから、報酬を増額いたしており、このことにより予算額が増額をいたしているものであります。

6ページの歳入においては、これまでと同様に3町での負担割合に応じて負担金、繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第15号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、9億5,870万円でありまして、前年度対比2.1%の増加となっております。

予算の主だった増減を中心に、歳出より御説明申し上げます。

11ページからの一般管理費におきましては、21年度から第4期介護保険事業計画を策定いたしますことから、また介護報酬の見直しなどに伴いシステム改修が発生することから、新たに所要額を計上いたしております。

14ページからの保険給付費につきましては、サービス利用の増加に伴い、給付費全体で約1.3%の増額となっております。

18ページからの地域支援事業費は、新たに生活機能評価を実施することといたしております。所要の事業費を計上いたしております。

6ページからの歳入では、保険料につきましてはほぼ前年度並みと見込み、計上いたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金や繰入金は負担割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第16号平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療制度の創設により会計を新設するものであります。後期高齢者医療制度につきましては、運営主体を県内各市町で構成する広域連合として取り組むものでありまして、市町の事務といたしましては、保険料の徴収や各種届け出の受け付け、被保険者証の交付となっております。

ます。

予算総額は、1億8,784万6,000円であります。

予算の主だった内容といたしましては、歳出につきましては8ページからであります、総務費につきましてはシステム関係経費など一般管理費と、保険料収納に係る業務経費などを計上いたしております徴収費であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定分などの負担金と、保険料徴収分を合わせて広域連合に納付するものであります。

6ページからの歳入につきましては、広域連合において決定いたしております、1人当たりの平均で7万5,796円の保険料のほか、事務費と保険基盤安定分を合わせました一般会計繰入金が多くなっております。

以上で、平成20年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第17号平生町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第18号職員の育児休業等に関する条例について、一括して御説明申し上げます。

昨年8月に、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成19年12月議会におきまして、本町職員の育児休業制度の見直しを図るため、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御議決をいただいたところであります。

このたびは、国及び県と同様、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるように、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度を導入するため、これらの条例を改正するものであります。

この育児短時間勤務については、1日当たり4時間または5時間、週3日または2日半などの勤務パターンとなるものであります。

平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、育児短時間勤務をする職員の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振りなどについて改正するものであります。また、職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律において、条例で定める旨規定している事項について改正するものであります。

続きまして、議案第19号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、非常に厳しい財政状況の中、平成17年度から継続して、特別職みずから身を削り範を示そうというものであります。内容といたしましては、特別職の給料の減額措置の期間を平

成21年3月まで1年間延長するものであります。

続きまして、議案第20号一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、職員の協力のもと、平成17年度から継続して一般職の職員の給料月額について削減をしていくものであります。

内容につきましては、給料月額からその額に100分の1を乗じて得た額を減額するというもので、期末勤勉手当の支給額にも影響することとなり、本年度と同様の措置となります。期間を平成20年4月1日から21年3月までの1年間延長するものであります。

続きまして、議案第21号平生町後期高齢者医療事業特別会計条例について、御説明申し上げます。

本条例は、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療事業に伴い、特別会計を設けるものであります。

続きまして、議案第22号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例におきましては、半島振興対策実施地域内における製造の事業または旅館業の設備を新設または増設したものに係る固定資産税の不均一課税について必要な事項を定めたものであり、課税の対象も規定しておりますが、沖縄振興特別措置法第35条第1項の規定による産業高度化地域として指定された地域の規定も含んでおりましたので、これを除外し整理するものであります。

続きまして、議案第23号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、後期高齢者医療制度の創設に伴う地方税法等の一部を改正する法律等の改正により、国民健康保険税に関する必要な条項の整備を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加いたしまして、保険税は医療分と支援金分を合わせた所得割を0.48%、資産割を2%それぞれ引き下げ、均等割及び平等割をそれぞれ1,400円引き上げるものであります。

また、このことに伴いまして、7割・5割・2割の軽減率による額がそれぞれ変わりまして、賦課限度額は、医療分が47万円、支援金分12万円となります。

次に、65歳以上の年金受給者の保険税を10月から特別徴収するための規定を追加するものであります。

今回、条例の一部改正は、今国会で審議されております地方税法等の一部を改正する法律案に伴う事項であります。法改正を想定したものととして改正をお願いをいたすものであります。

続きまして、議案第24号平生町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例及び議案第25号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

平成20年4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平生町国民健康保険の保険者である町におきまして、特別健康診査及び特定保健指導を保健事業として行うこととなります。

平生町国民健康保険事業基金条例につきましては、保健事業費に不足が生じた場合に、基金を処分することができるように一部改正を行って、平生町国民健康保険条例につきましては、保健事業を見直すため、一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第26号平生町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、平成17年度の税制改正の影響により、介護保険料が上昇する該当者に対しまして、平成18年度及び19年度に講じました激変緩和措置を引き続き20年度も実施するものであります。

その内容につきましては、税制改正により、市町村民税が課せられることとなり、保険料額が上昇するものについて、その保険料の上昇幅を18年度についてはおおむね3分の1に、19年度においてはおおむね3分の2にとどめるものでありまして、20年度におきましても19年度と同様の措置を講ずるものであります。

続きまして、議案第27号平生町後期高齢者医療に関する条例について御説明申し上げます。

本条例は、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療事業のうち、町が行う事務及び保険料の普通徴収に係る納期等を定めるものであります。内容につきましては、町が行う事務については保険料徴収に関する事務等とし、保険料の納期については7月から8期分に分けて徴収するものであります。

続きまして、議案第28号平生町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第29号の平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、町営住宅等の入居者の生活安全などの確保を図るため、暴力団員を排除できるよう改正するもので、町営住宅については、用途廃止のための改正も行うものであります。

内容につきましては、町営住宅並びに町営特定公共賃貸住宅ともに、入居者の資格、同居の承認及び入居の承継について、それぞれ該当者が暴力団員である場合には入居等ができないものとして、また事実が判明した場合には警察機関と連携して対処することと規定するものであります。

なお、町営住宅につきましては、上横住宅におきまして1戸の用途廃止をあわせて行うものであります。

続きまして、議案第30号平生町土地開発公社の定款変更について御説明申し上げます。

平成19年10月の郵政民営化法の施行にあわせて、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されましたので、本社の定款の変更をいたすものでありまして、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定によりまして議会の御議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして、予算15件、条例13件、事件1件の議案につきまして、提案説明を終わらせていただきます。

また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、御参考にご供していただきたいと思います。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成20年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして簡単に御報告させていただきます。

議案の末尾に添付いたしておりますのは、去る2月14日に平生町土地開発公社の理事会を開催し、御承認をいただいているものであります。

主な事業計画は、公共用地の取得・造成でございます、これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして町議会に御報告を申し上げるものであります。

○議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（田中 稔君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 議案第31号

○議長（田中 稔君） 追加日程第1、議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、議事日程に追加をされました議案につきまして御説明申し上げます。

議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

補正額は240万円を減額し、予算総額は、6億8,014万7,000円となるものであります。

今回の補正は、歳出は8ページでございますが、下水道整備費につきまして、見込みによりまして物件移転補償費を減額いたしますほかは、公債費の利子につきましては平成18年度債の借入れ利率が見込みを下回ったことなどから減額いたすものであります。

7ページの歳入につきましては、下水道使用料については見込みによりまして増額するものであります。そのほか、事業費確定見込みなどに伴い、一般会計繰入金及び町債につきましてそれぞれ減額いたすものであります。

4ページの第2表地方債補正につきましては、対象事業費の変動によりまして起債額を変更いたすものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、本日の提案につきましてはすべて終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第37. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（田中 稔君） 日程第37、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。瀧上正博議員。

○議員（5番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度が、この4月から始まろうとしております。この制度の中での問題の一つとして、低所得者に対して資格証明書の発行という問題があります。これまでは、国の公費負担費用の対象となっている障害者、被爆者、高齢者には無条件で保険証が発行されていたことは御存じだと思います。しかし、新制度では、保険料を1年間滞納すると保険証を渡さず、医療費が全額負担となる資格証明書になるとされております。資格証明書の発行の判定は、財力調査など各自自治体の審査会で行うようになっております。町としての対応はどうしていくのか、まず第1点目にお伺いをいたします。

もう1点は、後期高齢者に対する基本健康診査の問題です。

現在、老人保健法に基づく基本健康診査は、40歳以上を対象に実施しております。2006年

度に強行された医療改悪法により、4月から、75歳以上は後期高齢者の健康診査に切り離されます。40歳から74歳を対象にした特定健康診査は、実施義務とされましたが、75歳以上は実施しなくてもいい努力義務に格下げをされました。

さらに、厚労省は、75歳以上の健診対象者を絞り込む必要があるとして、こう説明をしております。具体的には、健診を申し込む75歳以上の人に、血圧を下げる薬、インスリン注射または血糖を下げる薬、コレステロールを下げる薬、これのどれかを使用しているかを質問をし、一つでも該当すれば、既に治療中で、生活習慣病の必要な検査をしているとみなし、実施の必要が薄く、対象者から除いてもらうと指示をしておるところでございます。

しかし、よく考えてみますと、74歳までは高血圧の薬を飲んでいても健診ができるのに、75歳になった途端に健診の必要なしと判断をされる。これは何の合理的な理由もないと思います。治療をしていると機械的に診るということは、他の疾病の予兆を見落とす危険性があり、早期発見、予防に逆行しているのではないかとも思います。当町としての特定健康診査に対する努力義務の対処方法をぜひお伺いをしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、後期高齢者医療制度がいよいよこの4月からスタートを切ります。それに向けて今、今日も提案理由で説明させていただきましたように、いろいろ条例から含めて体制を整備をしていかなければいけないということで、今、町もしっかり対処していけるように、これはもう県下全市町がこの制度に加入をしてやっていると、保険料——もちろん制度を支えていく上で保険料によってこの制度を維持していくという基本的な部分がございますので、特に保険料の負担の公平という観点から、こうした保険料を1年以上滞納ということになると、今この法令上、この制度として資格証明書を発行するようにするという形で今決められておまして、これは発行が広域連合がやるということになるわけでございますけれども、今、御指摘があったように、一たん全額を支払って、後で償還払いということになってまいります。今、広域連合でも、ただ1年以上滞納と、1年滞納したらもう機械的に、直ちに資格証明書というような機械的な判断ではなしに、特別な事情があれば勘案をしていこうと、こういう一つの、これはこの法律でもそういうふうになっておりますので、すぐ直ちに機械的に資格証明書ということにはならないようにしていこうということには、考え方はあるようでございます。

ただ、具体的なこの交付基準というのは、まだ今から、この4月からやって1年以上滞納した場合は、実際には来年の4月から発生をするわけでありまして、今年、今それぞれ県内市町と協議をして、広域連合でこれからの基準については決めていこうと。

我々も実際に、国保の場合もそうですが、こういった資格証明については、実際に納税相談とかを、そういうものをしっかりやって、現実的に、実態に即した対応をしていこうというのが基

本にあります。したがって、広域連合につきましても、そういう考え方で、とにかく滞納すればもう1年たったら機械的にすぐ資格証明を出すということではなしに、そこら辺の実態に即応した対応をとってもらうように、これはまた町の方からもしっかりこの辺については要望していかなければいけないというふうに思っておりますし、町が実際には保険料を徴収する窓口になりますので、ここでのやっぱり窓口対応、納税相談等を含めて、そこら辺はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

あくまでも、ただ機械的にどんどん資格証明を出してくということだけではないように、十分留意をしながら、実態に即した対応ができるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、健診の件でございます。特定健診、今もありましたように、40から74歳まで、後期高齢者は75歳からとなるんですが、40から74までは、今度から特定健診、特定保健指導、こういうことが保険者、ですから町に義務づけられることになってまいります。生活習慣病、いわゆるメタボ対策ということなんでありますが、生活習慣病が——この判断の背景には、生活習慣病が結局いろんな治療を長引かせたり重大な症状になっていくと。ほうかつちよくと、このままいくと、その医療費が結果的には膨らむと。したがって、できるだけ早い時点で早期にその生活習慣病について対策を打っていかうという背景があって、健診、そして特定保健指導と、こういうことにつながって今回きたものというふうに受けとめております。

したがって、できるだけそこら辺の、いわゆる生活習慣病については早いうちにやろうというのが一つの背景にあって、40から74、後期高齢者75歳以上については、むしろそれよりか生活習慣病を予防して疾病予防をやるというよりか、むしろ介護予防という取り組みが重視をされているというふうに聞き及んでおります。

したがって、そういうことになると、今お話がありましたように、75歳以上で健診はどうしてくれるんかと。ちょっと一つでも既に治療しておれば、もうやりよるものとみなすというふうに、今、御指摘ありましたが、この広域連合においても、こうした健診の機会の提供というのは保健事業として重要だと、継続してやっぱり取り組む必要があるということで、一応実施をするという前提で、受診券等の発行の準備に今取り組んでおるという状況であります。今もありましたように、希望者についてはぜひ実施をしていくという方向で今そういった準備を進めておるようです。

ですから、なかなか判定が実際に、さっきおっしゃったように、どれか治療しよる、だからもうやらんでいい、あるいはまた、健康診査をやってもらいたいんじやが、どうじゃろうかと。それぞれの被保険者といえますか、その人たちの、被保険者の実態といえますか、それに応じた体制がとれるように、広域連合でも対処していこうということで今考えておるようでございます、これについても十分我々も注意をしていきたいというふうに思っております。

健診で、今日も説明しましたように、25%を目標にというような、先ほども申し上げましたように、できるだけ町内でのそういう早期に生活習慣病の予防対策がとれるように、これから全力を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、議会の皆さんの御理解もよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 稔君） 渚上正博議員。

○議員（5番 渚上 正博君） 今いろいろと答弁をいただきましたが、大体、後期高齢者医療制度そのものは、戦前、戦中、戦後と、日本の発展に尽くしてこられた人々の老後を僕は踏みにじるんじゃないか、こういうふうに考えています。また、この制度はお年寄りに早く死んでいただきたい、こういう制度ではないかと今考えております。その中で、憲法違反とも言われるこの資格証明書の発行というのは、ぜひ出さないように努力をしていただきたい。

大体、資格証明書というのは、月1万5,000円の年金以下の人がここの役所にその保険料を持ってこられる人、それが対象になるわけなんですから、その辺のところは十分考慮に入れられて、この平生町から高齢者の資格証明書を出さないように、ぜひ努力をしていただきたい。

健診の問題に対しては、今いろいろ実施をすることを前提に考えておると、こういうふうに言われましたが、希望者、希望者と言わずに、やっぱり今さっきも言われました、20年度は25%を健診対象にしているわけですから、その辺を実施をするためには、ぜひ後期高齢者に対しても、今からの方針としてぜひこれをやっていただきたい。健診が受けられるようにしていただきたい。

また、健診の費用も、今1,000円となっていると思うんですが、これもほかの市町村を見ますと、この健診をより多く健診を受けていただくためには、今これを無料にしている、そういう市町村もあるわけなんです。それだけのやっぱり安心・安全のまちづくりを町長はモットーとしておられるんですから、その辺のところも考えていただきたいと思うんですよ。その辺のところは、もし1,000円を500円とか、いうように考えておられるのかどうか、この辺のところをひとつお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初の資格証明書の関係は、できるだけそういう実態に即した形で対応できるように、窓口での相談等々充実をさせていきたいというふうに思っております。

それから、健診ですが、ありましたように、1,000円の負担と。自己負担は500円ということになるかと思っております。近隣市町の中では平生町の方が一番こころはそういうところを配慮して、私は保険料の設定に当たっては、できるだけ多くの方々に健診をしていただくように、極端な負担にならないように配慮をして、この1,000円という線を決めさせていただいたというつもりでございます。近隣と比べていただいても遜色ないと、私は思っております。

○議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） この近隣はそうかもわかりませんが、日本全国を見ますといろいろな市町村があるわけでありますから、その辺のところは全市町村を見られて、より健診が受けやすいように、これから努力をしていただきたいと思ひます。

では、次の質問に移らせていただきます。学習指導要領についてお伺いをいたしたいと思ひます。

学習指導要領とは、各学校で編成する教育課程の基準として文部科学省が教育内容や授業時間数を示したものであり、検定教科書の内容の基準にもなるとなっております。また、文科省は、法的拘束力があるとして、これに基づいた教育を行うよう、学校、教師への指導をしているところでございます。

また、文科省は、3月下旬に改訂学習指導要領を告示して、小中学校では2009年度から部分的に先行実施をし、小学校は2011年度、中学校は2012年度から全面実施をするとしております。

改訂案は、ゆとり教育をやめ、知識を詰め込めという方針のもと、学習内容を増やし小学校1年生を毎日5時間授業にするなど、過密なものとなっております。

さらに、各教科について、こういう活動をしてこういう指導をなさいと。これまでと違って指導法を細かく例示しております。これは憲法に違反し、教師の自主性や創造性を奪うものではないかと私は思っております。

また、指導要領で示された道徳は、肝心の基本的人権や子供の権利から見ますと、その見地がないようにも思ひます。子供を人間として尊重する姿勢を学校生活全体に貫くこと、道徳教育のかなめに据えるべきではないかと思ひます。

今必要なのは、指導要領の内容は、本当に必要なものに精選し、あくまで試案として教師が参考にするものとして位置づけることではないでしょうか。現場の教師が地域や子供の実情に応じて自主的に工夫した授業をじっくり時間をかけてやれるようにすべきではないでしょうか。そうしてこそ、子供が楽しく学んで確かな学力をつけることができるのではないのでしょうか。

当教育委員会として、今回の具体的指導法に対してどのように対応していくのかお伺いをしたいと思ひます。

○議長（田中 稔君） 合頭教育長。

○教育長（合頭 興亞君） 新学習指導要領に対して御意見をいただきました。10年に1回、大体、学習指導要領が改訂されるわけですがけれども、それは社会のニーズに、社会が変化しておりますので、そのニーズに合ったいろんな現行の指導要領を反省を持ちながら次への新しい指導要領が改訂されていくわけでございます。

それで、今回の新についていろいろと御意見をいただきましたけれども、私の考えとしては、やはり前回は余りにもゆとり教育ということが表に出過ぎまして、そのゆとり教育の脱却で新しい、新の方は先ほどから出ていますように細かく、あるいは授業時数をどうこうというようなことがちょっと出過ぎたために、今度は逆にゆとりからもとの締めとといいますか、授業時数を増やしてしっかり教えなけりゃいけないということが、今度は逆に大きく出てきたのではないかと、そういうふうに私は考えております。

もともと現行の指導要領もゆとりがひとり歩きすることは、私は反対でありました。ゆとりと充実というのがあったわけでございます。したがって、ゆとり、何と申しますか、世の中がゆとりが緩みになっていないかということが大きく出回り過ぎまして、これは指導要領3割削減という、指導内容が3割削減というのが現行のことでございます。それが先行しまして、非常にゆとりが緩みになっておらんかというようなことがありまして、私はそういうことは、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、子供たちの非常に考える力、そういうものをしっかりと植えつけるいい時期ではなかったかと思うんですが、ややいろいろ学力、世界の学力テストの結果とかそういうようなことから、学力低下というような言葉がどんどんどんどん前に出てきてまして、それに対応するためもあるとは思いますが、結局、基礎基本の定着と、それを活用する能力を今回の新しい指導要領では、車の両輪として考えるようにしております。

したがって、基礎基本の定着をより一層高めるために、特に今の算数科とかそういうものにおいては、読み書きそろばんじゃないですけども、そういう算数科あるいは国語科、この基礎基本をしっかりとつけなきゃいけないという大きなねらいのもとに、先ほどちょっと出ました指導方法、活動例が指導要領に出ております。

しかし、これはあくまでもたとえばという話で、例えばこういう指導方法でやってみたらどうですかというような内容で出ておりますので、私自身はそういう教師の自主性とか子供の主体性とかそういうものが決してそれを縛るような感じではなっていないというふうに私自身は考えております。

○議長（田中 稔君） 渚上正博議員。

○議員（5番 渚上 正博君） 今、御答弁をいただきましたが、この基礎基本ですよね。これを無理やり詰め込むということは、僕が考えたところによりますと、ますます詰め込みによって格差が広がるのではないかと、こういう考え方もできるわけなんです。この辺のところを今からどうしていくかが、当教育委員会としての腕の見せどころではないかと私は思います。

それともう一点、今回の改訂案の小学校5年、6年生を対象にした外国語活動が導入をされました。目標に、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を上げております。

外国語活動としながら、扱うのは英語だけです。週1時間程度の学習で、教えるのは英語に堪能か堪能でないかにかかわらず、担任の教師が当たることとなっております。

また、改訂案は、外国人講師などの活用など指導体制を充実することを方針として打ち出しておりますが、本当にやるのであれば、中学、高校のように英語を専任として教える必要があるのではないかと思います。当町の教育委員会として、この辺の方針をどのように持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 合頭教育長。

○教育長（合頭 興亞君） 英語活動という、外国語活動ということで、新しい2011年度から始まりますけれども、本町におきましては、今設置させていただいている英語指導助手ALTが、その設置時点、平成7年ぐらいだったと思うんですけど、設置時点において小学校にも——主に中学校なんですけれども、小学校にも月2回行って、いわゆる英語を使ったゲームとかそういう感じで小学校にも月2回行っております。そういうふうなことで、もう当初から英語になじもうとか、外国語になじもうとか、そういうような総合的学習なんかでやっております。

それで、しかしながらそれはそれとして、御指摘にありましたように、当町として今からどうやって取り組むのかということですが、まず、国としても本年度から指導者養成研修等々やっております、それから平成20年度には各学校の代表者が、これは国でございますけれども、夏休み等に研修を派遣するようにしております。それから、また来年度あたりから、来年度の5、6年の担任の先生方に研修資料、CDつきの研修資料を配布する予定にしております。

本町として、まずは教職員の研修ということになりますが、これを国、県を受けてどのように今から研修をしていくか、そういうことが一つの条件整備、それからもう一つは、物的な条件整備、今のALTをどういうふうを活用していくか、そういうふうなことをもう来年度あたりから予算面の措置も考えて工夫していかなくちゃいけないと、こういうふうを考えております。そのときにはどうぞ御協力、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 今お願いをされたところですが、いや、僕が思うのには、教育の主役は子供さんなんです。その辺のところを十分考えられて、子供さんが今から伸び伸びと学習されるように、当町の教育委員会として、これをモットーにして、やっぱりやっていただきたい、こういうふう要望いたしまして、質問を終わります。

.....

○議長（田中 稔君） 次に、藤村政嗣議員。

○議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、あらかじめ通告をしております次の2点についてお尋ねいたします。

初めに、町長の政治姿勢としまして伺います。一般会計の予算規模が年々減少しておりますが、この状況で安全・安心のまちづくりが可能なのかということでございます。

まず、第1点としましては、当町におきましては、平成19年から23年まで、財政健全化計画を立てられておりますけれども、20年度は予算を出しておりますけれども、21年から23年の3年間の中期財政計画がどうであるかということでもあります。

それから2点目が、財源対策の確保でございますが、財政計画の中で集中改革プランとかありますけれども、財源の確保が明確でないということでございます。具体的にどのような財源対策を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

それから、旧資金運用部の起債を借り換えをされるということもございますけれども、大蔵資金は償還期間が長い。30年ぐらいだろうと思うんです。それで、この財源を縁故債に求めておるということもございますけれども、御承知のように縁故債は市中銀行の借り入れでございますので、これは期間が短いということもございます。

その点につきまして、利率は下がっても期間が例えば30年、それから今の縁故債等につきましてはそんなに長期でないと思うんですけれども、10年か14、5年というようなことございますが、その辺の関係と申しますか、利率が下がっての返済額がどうなのかということ懸念するわけでございます。この点についてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 一般会計の予算規模については、今日も申し上げましたように、入る方、「入るをはかりて出るを制す」と、この基本的な経営理念、哲学によってやっていこうと。まずは歳入確保をどうしていくのか、これをやっぱり一つの大きな課題に掲げながら取り組みをさせていただいておるところであります。

そして、中期の財政見通しということもございます。以前も中期見通し的なものをお示しをしたことがございますが、財政健全化計画等の策定をしながら、こころ辺の見通しについて今、平成20年度の当初予算をベースに試算をさせていただいているところであります。これによりますと、平成21年度の歳入合計44億4,500万円に対し、歳出が45億4,900万円、こういふことで、今その差が1億400万円。平成22年度が、歳入が46億1,800万円、歳出が46億6,900万円、差し引きの5,100万円のマイナスと。それから23年度が歳入が43億4,700万円、歳出が44億400万円と。これが5,700万円の差と。歳入不足、トータルでいきますと2億1,000万円ということになろうかと思います。

従来示しておったのは5億円、6億円とか言っておりましたが、かなりそういった意味では、少し昨今の状況を踏まえた精査をさせていただいております。

その主な理由は、一つは交付税です。地方交付税が御承知のように、以前は年々ずっと下がっていくという前提で落とし込んできておりました。これは国の財政施策によってかなり変動をいたして今日まで来ておるわけですが、今年度と同様の措置がこれからもとられるという前提で、こうした地方交付税については今年度同様の地方財政対策が継続されるものということを前提にして、取り組んでおるといのが一つ。

それから、これから入の歳入確保の取り組みにしても、一つは風力の固定資産税の2億円、それから、これから都市計画税、今いろいろ準備をさせていただいておまして、これからどういう具体的な課税区域とか税率とか、これはまた今から御相談を申し上げていかなければなりませんけれども、こういった都市計画税の増による増収というものをまろもろ含めて、試算をさせていただいておるわけでありませう。

したがって、これからも歳入歳出一体改革といいますか、この努力をして、今2億1,000万円というふうに申し上げました。基金の方が20年度末で1億8,000万円と、こういうことでありますから、引き続いてそうした安全・安心のまちづくりに向けて、こうした歳入歳出一体改革を努力を続けていく以外にないというふうに思っておりますので、以前の見通しに比べれば半減をしてきて、マイナス、半減をしておりますが、引き続き厳しい状況を認識をして取り組んでいくということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、財源の確保対策でございますが、これはこの前も説明をさせていただきましたが、歳入確保については、これは引き続き取り組みを進めていきますが、5つの検討チームからの提案を踏まえて、今日まで取り組みをさせていただいております。それぞれ、特に手数料とか使用料の検討チーム等においても、もう既にこれは新料金で対応させていただいて、効果額もそれなりに効果が出てきておるといふふうに思っておりますし、これから検討する税、税の検討チームあるいは歳入確保対策チーム、財産処分の検討チーム、特別歳入検討チーム、こういうふうにそれぞれ5つのチームで検討をした課題を現実に取り組んでいこうということで、今それぞれの答申を受けて取り組みをさせていただいております。

まだまだ財産処分のところは十分な効果が上がってない分もありますが、そのほかにこうした検討チームとは別に、郵政民営化に伴って簡易郵便局のあり方について見直しをして、事務専従者の方の町の嘱託員ということで業務に当たっていただくというようなことで、一つの歳入面で大きな財源を確保することができたり、これとは別に、今徴収体制については御承知のとおり、町の税務課を中心に、今職員も努力を一生懸命やってくれておまして、滞納繰越分については徴収額が前年度対比で460万円増加、町民税、固定資産税については徴収率が前年度比で5%増加、未収部分についても550万円減額というようになっておまして、引き続き併任徴収なり、これから徴収対策室、こころもしっかり整備をしながら対応していくということにさせていた

だいて、財源確保はこれから都市計画税の問題とかふるさと納税の対応とか、いろいろ新しい対応も出てくると思いますが、しっかりやっていきたいし、またこれから引き続いて、例の企業誘致の取り組みについても取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えているところでもあります。

それから、借り換えについて、利率が縁故債で市中の金融機関から借りれば利率が確かに下がるが、どうなのかというお話でございましたが、今回の繰上償還について若干説明させていただきたいというふうに思っております。

今日も朝から説明させていただいておりますように、補償金免除で繰り上げを認めましょうということで19年度の地方財政対策が出されて、国の総額で約5兆円、これは旧資金運用部の資金とか公営企業の金融公庫の資金とかそれぞれありますが、政府系のそういう政府資金について、5兆円規模で5%を超える起債を以前発行しておったわけですが、この繰上償還を認めましょうと、これを3カ年間でこれからやっていきますということを今財政対策として打ち出された。

それを受けて、今の5%を超えるというのは、平成4年の5月分の借り入れまで、本町の場合で言えば平成4年5月まで。本町の場合で見ますと、一般会計と簡易水道会計、それから下水道、この3会計で1億9,000万円の借り入れがある。返さなきゃいけない金額がある。こういうことで、それをそれぞれ金利ごとにこれから3カ年にわたって繰上償還をしていこうと。この繰上償還をするのに、その際に、その財源として借り換えをするということで、この借り換えについて、いわゆる市中の金融機関ということになるわけでございます。

この借り換えについても、いろいろ試算をしまして、御指摘がありましたように、短うに、この期間をどうするかというのが一つの問題でありまして、短うすればその分、利息の支払いは短うなるんですが、その分元金が今度は増えるということで、その財政負担が逆に増加をしてしまうというようなことで、今現時点では、償還残の年数、残っておる年数と借り換えて支払う年数が同じ年数として借り換えていきたいと、こういうふうに考えております。

その場合の財政効果でございますけれども、償還年数、一番最長で12年ということでございまして、さっき言いましたように、トータルで1億9,000万円ありますが、その中でそれを借り換えをしながら償還をしていく。これでトータルで3,000万円程度がメリットがあるというふうに思って受けとめております。

特にまた、交付税措置等についても、今までの高いのを借りておったと同様の財政措置をするということと言われておりますので、本町にとってもこれは有利な制度だというふうに受けとめて、今回も3月補正で先ほども償還のお願いをさせていただきましたけれども、あと問題は2年以内の短い、償還年数が2年以内のやつについては、これはもう今繰上償還を今日も言いましたように実施をします。これはもうそのまま借り換えずに償還をしていこうと、こういうことで対

処していきたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

○議員（12番 藤村 政嗣君） 今、詳細に説明をしていただきましたが、第1点の、平成21年から23年までの3年間につきましての中期財政見通しにつきましては、だんだん金額が——21年から23年までの財政につきましては、予測では、だんだん金額が小さくなっている、やや安心をしたわけでございますけれども、依然として本町の標準財政規模、人口とか面積とかということで推計をされております標準財政規模にだんだん近づいておるといような気もいたします。

3年間で2億1,000万円の足りないという部分でございますので、これは繰り入れもされていない状況であろうと思いますので、理解しておりますけれども、その中で、財源対策の中で、5つの検討チームがどのような活動をしておるか尋ねてみたいと思います。

というのが、税務課にしましても、課税係と今度特別対策室ですか、これをつくりますと、課税係が収納の兼務をするというように聞いておりますけれども、やはりこういう税務課なんかは、課税客体の把握というのが大事な要素になると思うんです。それで、むしろ課税の方はそういう消し込みとかなんとかの業務をやるのがベターなんかどうか、私はちょっと疑問に思うわけでございますが、その辺の取り組みを若干お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、起債等につきましては、説明がございまして、大蔵資金の長期の返済額につきましては、縁故債につきましても継続して縁故債も設定できるということでございますので、これは利率が低ければ当然有利になるわけでございますので、これは理解をしておきたいと思います。

したがいまして、検討チームがどういうふうに今後活動されるのかお尋ねして、それと同時に、課税客体の強化は図るべきじゃなかろうかというふうに思いますので、この2点をひとつよろしくお願いします。

○議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたしたいと思います。午後1時から再開いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初に、歳入確保の5つの検討チームの件でございますが、私の説明が悪かったのかもしれませんが、昨年度それぞれのチームで検討してもらって、方向性を提案してもらって、それに基づいて、もう既に条例の改正をやったりいろいろ取り組みを進めておるといことでございまして、今この5つのチームがそれぞれまた活動して、しながら対応している

という状況ではございませんので、一応その検討結果を踏まえて、着実に実施できるところはしっかりやっていこう、こういうことで取り組みをさせていただいておるということでございます。

それから、課税客体の把握について、徴収対策室との関係でお話が出ましたけれども、けさも申しあげましたように、大変大事な、予算を組む場合もそうであります。課税客体をしっかり精査してやるようにという指示をさせていただいて、新年度予算への対応をさせていただいたところでございますが、やっぱりこれは大事な問題でもありますし、これから徴収対策室については、これはこれで行革の一環として今回も提案をさせていただいて、いよいよこの4月から稼働ということでございまして、納税班との関係でいえば、役割分担といいますか、この辺がややもすれば不明確になりがちな部分も、なかなか難しいところもあると思います。

徴収対策室でしっかり集約をしながらやっていくと。課税班の方がしっかり、この辺も含めた、現年分を含めて課税客体の把握についてもしっかり取り組んでいただくという方向でこれから整理をしていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。

いずれにしても、そこら辺の歳入確保に向けての体制がスムーズにこれから機能していくように、十分注意をしながら、この辺の対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

○議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、次の自治体職員の定数管理についてお尋ねをいたします。

国は、地方自治体の定数管理に関する新たな指標を整備するという方針を固めたようであります。内容的には、人口と面積を基本にした職員数の適正規模を試算するというような考えであるというふうに聞いておりますが、これに対して、平生町の定員はどうするのが1点。

それから2点目は、平生町の定数と実数の乖離といいますか、大分、定数と実数の乖離があるというふうに思いますが、この点を今後どうするのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、定員管理に関連をして、まず1点目の、総務省の新しい方針ということでございますが、今日まで定員適正化計画を策定をして、本町の場合も取り組みを進めさせていただいておまして、17年度に策定をしました集中改革プラン、これで21年度末において職員数の――職員定数158を148、それから実数で137という目標を今設定をしながら、退職者不補充等を基本に置きながら、そこら辺は適切に対処していこうと、こういうことで今進めさせていただいておりますが、御指摘のありました総務省の件でございますが、新しい指標で人口、面積、比較的単純な指標でこれからいくというふうに一応聞いてはおるんですが、まだその全容が明確になっておりません。詳細についても、そこら辺が、指標が提示をされた段階で本町の実情等も十分照らし合わせながら、適正化計画を策定していけばいいかなというふう

思っているところであります。

現状ですが、今も申し上げましたように、定数と実数の乖離ということが現状でもあります。しっかり、一方では財政的な状況がこれあり、他方では住民サービスを低下させるわけにいかない、こういう両方をにらみながら、この辺の、今のところは退職者に対する新規採用を調整しながら今やってきておるわけでございますが、これからもそこら辺は、状況をしっかり見ながら、また職場の実態といいますか、こういうものも十分踏まえて適切に対応していきたいというふうを考えておるところであります。

○議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

○議員（12番 藤村 政嗣君） 定数についてはそのままというような理解をしたんでございますが、この数でいきますと、158が148という10人程度の実数と定数が違うわけでございますが、やはりある程度人員が減った時点では、定数削減も考えんと、新規採用がなかなか難しいという時代でございますし、また自然減ということもあるわけでございますので、過去のあれを見ますと、昭和何年か忘れましたが、定数の5%削減をやった経緯もあると思うんです。そういうことで、定数はある程度実数に近づけて、もしそういう将来的に需要があれば、需要があればまた増やすことも可能であるというふうに思います。

我々の議員の定数とは違いまして、そういう日常的に勤務をされておるような住民サービスにかかわることありますので、減したから増やされんということはないと思うわけです。だから、その時期時期によって定数の適正な数といいますか、そういうのはある程度乖離した数字に近いところに決定した方がいいと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） いずれにしても、先ほど申し上げましたように、新しい指標が示されるということでもありますし、今までの取り組んでおるこの21年度末を目標にした今集中改革プランということでの定数設定になっておりますので、そういった内外の状況を踏まえて、そしてまたうちの、いわゆる職場の実態等も踏まえながら、そこら辺は職員定数の問題、それからこの定数問題については適正に管理をしていきたいと。

現実に、去年も退職者の関係もありまして、現実には3名の採用と、19年度。というようなこともありまして、そこら辺の実情は十分踏まえながら、長いトレンドで見れば、やっぱりそういう一つの行財政改革の一つの位置づけの中で定数の、定員の適正管理というようなことが言われておるわけでございますけれども、状況も十分踏まえながら対処していきたいというふうに考えております。

.....
○議長（田中 稔君） 次に、柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） それでは、通告に従いまして1点ほど。

公共施設の建て替え計画はということで3点ほどお聞きします。

いろいろ調べたところ、当庁舎が建築されて既にもう50年を経過していると思います。皆さん見られたらわかるように、ところどころコンクリートも崩落しております。災害がないということをお願いなのが1番ですが、予知できない地震等の災害が発生するというのも当然懸念されます。

町長は、安全・安心のまちづくりをと言われておりますが、その割にこの庁舎が安全とは言い切れず、人的被害あるいは機能麻痺ということで、町民の救済に当たる余地があるのかなのか。また、阪神淡路大震災みたいなことになった場合、町民の救済どころではないということも当然予測されます。他の公共施設も御多分に漏れず老化が進み、平生小学校築41年、それから平生図書館、築40年、大体すべての公共施設が30年近く経過しております。

これらの施設で当然人的被害が予想されるので、これらの施設も次々に建て替えを余儀なくされると思います。近い将来、非常に多額な資金が必要なことは明白です。例えば今、庁舎を建て替えるとするならば、どの程度の費用がかかるか。それに基づいて予算措置はどうするのか。それとも建て替えはしないでこのまま放置するのか。率直な見解をお伺いしたい。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町の公共施設、とりわけ本庁舎の安全・安心対策といえますか、地震に対する対応はどうかと。危機管理対応は万全かと、こういうことで、まず1点目の質問でございます。

町の、今、御指摘がありましたように、いろんな公共施設、昭和56年前の、56年の建築基準法改正前に建設されたものがたくさんあるわけございまして、修繕をしながら施設管理をしておるといのが今日の現状だと思っております。

この本庁舎についても、昭和35年に建設、第2庁舎が向こうのやつですが、これは公民館として昭和37年の建設、それから第3庁舎が平成4年です。この第3庁舎。それから第4庁舎がこれが平成11年、そこの委員会で使っているところでございますが。それから平成13年に電算室が配置をされておるその第5庁舎ということで、建設を今見ておるわけでございますが、実際の地震が起こった場合の対策本部設置を含めてどうなのかと、こういうことでございますが、本庁舎が機能するのかと、こういうことでございます。

今、防災行政無線、それから県の防災情報システム、それから庁舎内の電話の交換機から地域のイントラ基地局等々、いわゆるそういった防災のある意味では基幹となるシステムというのは、今大体第3庁舎に集中をさせております。したがって、もしこの本庁舎で何かあれば、第3庁舎に対策本部を設置をして情報伝達あるいは指揮系統と、こういうことを確保していかなければい

けないし、今のところは第3庁舎は新しくつくられておりますから、その分は確保できるんじゃないかというふうには考えているところでございますが、今もありましたように、本庁舎を建て替えたらのぐらいかかるかということ、これは単純に、ごくごく単純に計算をしましても、鉄筋コンクリート、この本庁舎と第2庁舎を合わせれば3億5、6千万程度は、これはもう要するに建設費だけということになるろうと思います。いろんな設備やらは別にして計算をすれば、ごく単純に計算をすればそういうことになるかなということございまして、いずれにいたしましても、ありましたように、ここだけじゃありませんし、いろんな公共施設がありますので、以前に建ったもの、耐震のあるものないもの、しっかり分けをしながら、ある程度そこら辺の御指摘のありましたような長期的展望に立った建て替え計画と、こういうことございまして、そこら辺の計画的な今後のそうした施設の管理運営ということにも配慮していかなければいけないというふうに考えておまして、十分そこら辺の耐震化に向けたスケジュール等についてもこれから構築をしていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

○議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） 答弁を聞いても何ら具体的に見えないんです。これから計画をするという。予算については結局何もおっしゃらなかったんですが、今、これから次々に出てくる建て替えについて、町長が安全・安心のまちづくりをつくるとうたわれますが、例えば今この時期、今この時間に例えば地震が来たとしたら、我々の生命も危険にさらされるんですよ。いわゆる第3庁舎にもろもろの機械があるからそれはそれで対応できるといったとしても、この庁舎が例えばそういう崩壊に陥った場合、執行部もいなくなる可能性があるわけです。そうすると、じゃ後だれが指揮をとるか。いわゆる指揮官も副指揮官も、それをまた見る方もいなくなるわけですから、その辺も十分考慮に入れて、早急に建て替えんやいかんと思うんです。

それも今言う、何となく単年度単年度のことできゅうきゅうとして、木を見て森を見ずというような気がするんです。だから、中長期的に、いわゆる子供が生まれたらすぐ学校に行く、あるいは大学に行くというように、我々は皆そういう計画を立てて日々努力しておるんじゃないけど、だけど私が指摘するまで、例えばそういうことがあったかなと、そういやあ、そういうことをせにやいかんのうというような気がするんです。

だから、当然50年というのはもう法定耐用年数を超えとるんです。そこら辺を行政が見過ぐすというか、法定耐用年数を超えているものを使用するという窮地に達しているのに、今から中長期的に考えるというのじゃちょっと遅いような気がするんですが、その予算措置も含めてもう一遍御答弁いただきたい。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 予算措置を含めてということでございますが、以前に、もう4、5年前

だったと思いますが、本庁舎の改築をする、あるいは建て替える、場合によっては基金を設けて対応していこうかというような話が確か議論としてあったように思います。

ただ、合併を目前に控えておると、合併協議を。という状況の中で、当面は修繕をしながら対応していこうと、こういうことで、一応この本庁舎の扱いについてはお話をしてきたような経緯があるように思い出しておるわけでございますけれども、いずれにしても耐用年数がここまで来ておるということは事実でありまして、今申し上げましたように、これからこういった公共施設についてはそうした耐震化に向けた予算対応も考えていかなければなりませんし、もちろんこれはもう国の助成から、あるいはまた地方債といえますか、借金を含めて、どの程度捻出していいのか。

また、国、県の制度をどこまで活用できるのかということについても十分今から検討しながら、具体的な計画策定の場合はただやればよいということになりませんので、財政状況もにらみながらの展望といえますか、策定になると思います。予算についてもそこら辺の財源を有効活用しながら対応していく以外にないというふうを考えているところであります。

国、県、地方債のあり方、十分吟味をして、これからもまいりたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） 中国の古いことわざに、「十羊九牧」という言葉があります。町長は御承知だろうと思っておりますけれども、先ほど藤村議員が言われたように、今特別会計あるいは一般会計全部精査しました。人件費が、いわゆる人件費にかかわる費用ですね、手当も含めて、もろもろ。一般会計、特別会計でダブって計算しとるからわかりにくいんですが、実際に使用できる金というのはそんなに違わないです。それから逆算すると、約15%を占めておるんです、率として。

だから、それはやはり藤村議員が言われるように、苦しいときには苦しいように、一番そこをカットするというか、削減すると。古い議事録を見ますと、電算導入のときに人件費が幾らか下がるというような記述がちょっとありましたけれども、いわゆる委託料です。

本来的に私がいつも言うんですが、町税の計算業務に1,000万近くかかるという。税務課は本当は何をしよるんかと、こういう言い方になりますね。いわゆる、企業は我々が仕事をして請求書を出して集金に行って営業しよるわけです。片一方は今の電算にしても選挙人名簿にしても、全部丸出しで、じゃ職員は何をしよるんかと、こういうことになるんです。だから、私が言った「十羊九牧」というのは、10匹の羊を飼うのに9人の牧童がおると、そういう意味なんです。

だから、今言う、多少みんなが苦しくても、いわゆる借金を減らし、なおかつ庁舎の建設に充

てると。少なくとも5年10年もつかもたんかですよ、実際に。その辺は今から泥縄式で考えるというのは若干私も不満なんです、そこら辺を含めて、再度決意のほどをお聞きします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これは泥縄式であろうとなんであろうと、今までそういう計画を立ててないんですから、今からこれはつくっていかざるを得ない、そういうふうに考えております。

.....

○議長（田中 稔君） 次は、岩本ひろ子議員。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、3問ほど質問させていただきます。

まず1番目に、町政の運営方針についてお伺いいたします。

一般的に地方自治体に収入の逼迫する中、平生町の経常収支比率と田布施町のそれとを比べると、平生町の方がよい値となっていますが、しかし一方で、田布施町は町の中の工事の量を見ても、明らかに平生町よりも活気があるように見えます。つまり、住民サービスも必要ですが、財政健全化に重点を置いた経営を目指しておられるのでしょうか。

過去、町で実施された事業を見ると、そのほとんどが過去の継続事業ばかりで、新規事業は見当たりません。20年度の予算案を見ましても、財政健全化に御努力されておられるようですが、財政困難な中、何に重点を置き目標としておられるのか、町長の明確な運営方針をお伺いいたします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町政運営を何に重点をおいて取り組んでおられるのかということでございます。

今日も予算の説明をさせていただきましたように、今の置かれておる財政、厳しい財政状況の中で、しっかり安全・安心なまちづくりを目指していこうと、こういうことが一つの大きなテーマです。

こうした中で、今ありましたように、工事の量を見て判断をする、活力について、これはそれだけで判断をするというのは、私は大変危険だと思っております。

数値についても、今ありましたように経常収支比率等、あるいは実質公債費比率にしても、決して今褒められるような状況じゃありませんが、少なくとも近隣の市町の状況も踏まえても、比較的よくなってきておるといふふうに判断をいたしておりますが、それも大変厳しいやりくりをしながらやっておりますし、私自身町長に就任して、こういったもう起債残高、もうかなり借金がこれからの将来の公債費が大きな負担になってくるという状況でありましたから、できるだけそこは落としていきながら負担を減らしていこうと、こういうことで起債残高を残さないように取り組んできた、そのことが一つのこういった数値になっているんだというふうに受けとめてお

ります。

したがって、確かに工事なんかの量ということでございますが、実際に両町を比較しても、投資的経費とか普通建設事業における補助、単独合計そんなに変わりません。こういった一つの数値は我々もつかんでおりますけれども、工事をどんどんやれば元気になるかって、そうでもありません。ここら辺はもう我々もしっかりその辺の工事の公共工事のあり方についても、十分踏まえて今の財政状況を踏まえてやっておるということが、今どこの自治体も御承知のようになっております。

これは、もうバブル崩壊後の景気対策を見られてもわかるように、どんどんやれと、やってきた後は交付税で見ちゃうというのをやってきて、結局は三位一体の改革で今こういう現状で、みんなそれをやったところは、逆に苦しんでおるとというのが今日の現状であります。それだけに、そこは慎重なやっぱり財政運営をやっていかなければいけないということが、一つの大きな我々に課せられた課題だというふうに受けとめております。

平生町も今しっかり地域の実情等私は見るときに、本当にその元気を出して人も頑張ってくれておる、地域でのいろんな取り組みも一生懸命やっていただいております。商業活動等を見てもそうですが、今特産センターも今度は売り上げ1億円になりそうだというような、あるいはマックスバリュなんか——失礼しました。ある大手スーパーにおかれましても、去年の暮れは西日本で一番多かったと、暮れの売り上げがですね。というような話を聞くにつけ、それなりに商業活動を含めて私は活力が生まれてきておると。

観光客の数にしても、本当に本町が大体18年度末で5万4,000人。あそこの大星の場合も、あそこに1万7,000人ずっと増えてきております。それも隣の町と比べていただいても、はるかに平生町の方が観光客が多いわけです。ですから、隣の町よりと、こういったら語弊があっちゃいけませんから、隣の町も元気ですが、本町もすぐるとも劣らず、私は元気だというふうに認識をいたしております。

そういうことで、町の基本的な考え方は、やっぱり今こういう状況の中で財政の健全化をどこの自治体もそうですが、しっかり最優先課題でやっていかなきゃいけない。

けさも、先ほども例の繰上償還の借換債の話がありました。こうやって政府系の資金を借りてやっておるという段階、それから、今度は今いう要は縁故債を含めての市中銀行での対応と、こういうことになってくると、これから恐らくそういう格好になれば、市中金融機関においても自治体のある意味じゃ格付、こういうことがやっぱりこういった財政指標でどうなのかということが、恐らく私はこれから出てくるだろうと。

そのためにも、やっぱり財政健全化というのはきちっとやっておかないと、これからやっぱり一つのそういった意味でも、いろんな支障が出てくる。新しい4つの指標で、これから健全化法

でやっていくということですから、これはこれでしっかり我々も押さえてやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） 一つ工事をするかしないかで活性化というのは、あるかもしれませんが、町民にとっては余り満足はしていないと思います。住民サービスか財政健全化かどちらが主か、具体的なやはり数字目標を掲げて、住民に対して説明し、理解を得ないといけないのではないのでしょうか。

この状況がいつまで続いていくのか、この先明るい将来があるのか、町長の計画の見通しはどう判断されているのか。やはり町としても、明るい見通しというものを計画を立てなければいけないのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○町長（山田 健一君） 申し上げたように、住民サービスが主か、住民サービスなのか、財政健全化なのかというこの問いかけはどうなのかなど。やっぱり財政の健全化がしっかりでき上がらないと、住民サービスもやろうにもできない。

夕張の例を申し上げるまでもありません。まずやっぱり財政健全化というのを図っていかないと、そこであれもやりたい、これもやりたい。しかし、現実にはその財源の壁があるということになると、住民サービスもできない。ですから、まずやっぱり財政健全化をやって、そして住民サービスが低下しないようにやっていくというのが、我々に課せられた使命だというふうに思っております。

けさも申し上げましたように、やっぱり将来、未来に希望を持って、我々はやっぱりやっていかなきゃいけないという考え方でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（田中 稔君） 岩本ひろ子君。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） 将来希望を持つのはとてもいいのですが、具体的にはちょっとよくまだわかりません。またいろいろ御検討、健全化というか、それが一番大事というのはだれもがわかると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に2問目といたしまして、限界集落の対応についてお伺いいたします。

町の高齢化が進んでいる。とりわけ深刻なのは、65歳以上の人が半数を超えるいわゆる限界集落です。限界集落は、若い人たちが町中に出て行ってしまった結果とも考えられる。では残されたお年寄りはどうすればよいのでしょうか。自治会の機能が果たせなくなってくるが、どうやって安心・安全な生活を保障するつもりでしょうか。

一部ではボランティアで車を出しておられるところもありますが、できていないところの対策はどうしようとしておられるのか。

例えば交通の問題、万一の場合の連絡手段、介護の問題等、諸問題に対して今後どのような支

援をしていくのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 65歳以上の方々が半数を超えるいわゆる限界集落、こういうものが平生町でもだんだん出てくるんじゃないかと、こういうことで、昨年も藤村議員からこの問題について御質問がありました。

町内でも11地区、248人の方々がそういう地区の対象になろうかというふうに思っております。高齢者の移動手段というのが、一つの確保していくことが今後の大きな課題ということになってこようと思います。

今いろんな自治体でコミュニティバスとか、それから一緒にこのタクシーを、タクシー屋さんに委託をしたりして足の確保というようなことも行われておるようでございますが、今、御指摘がありましたように、この大野地区においても、今これはもう社会福祉協議会の地区社協ということの結成の中で、まさに移送サービスが運転ボランティアによって行われておると。これは県下でも大変先駆的なモデルケースだということで、大変高く評価をいただいております。

これから他の地域においてはどうなのかということでございまして、この辺については社協を含めて、そういった地区社協が結成をされていく状況かどうか、あるいはまた、そういうそれにかわる一つの地域のリーダーを中心にして、地域で取り組みができるのかどうか。今いろんな市や町で取り組んでいるところは、できるだけそういう運営については、委託をしたり、あるいは地域にそういうふうなその活動をおろしていったりというようなことが行われておりますので、その辺も十分参考にしながら、運営主体をどう確保していくのかということが、これからの大きな課題だというふうに思っております。

社協あたりとも、これからのそういった実情を踏まえた組織づくりが可能かどうかということも踏まえて、協議をこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） 今から協議されていかれると思いますので、一つその中に要望として、交通の便があって、近隣のイベント等の情報があれば出かけていきたいと言われる方がやはりおられるので、ぜひ安心して楽しく生活できるようにしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

次に3番目に、もう一つ観光行政の推進についてお伺いいたします。

平生町には、家族連れで気軽に楽しめるレジャー的施設はなく、観光行政は単に自治体のみの方で推進ができるものではありません。観光には、必ず観光産業が伴うものでありますから、民間の協力と力をどう結集し得るかということも重要であります。

町政執行方針に基づく具体的な計画を明らかにし、観光行政に積極的に取り組み、町民の憩い

の場、さらには子供の夢の膨らむ施設が必要だと思いますが、観光事業の現状と今後の取り組みをどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 観光事業の現状と今後の取り組みということでございますが、今質問にありましたように、観光行政は単に自治体のみで推進できるものではありません。観光産業を伴うから、民間の協力をどうやっていくかと。まさに民間活力をしっかりと生かしていくという、これはもう観光事業についても、ここの認識は全く一緒だと思っております。

平生町の今の観光客の動向調査、平成15年度が4万3,300人、平成17年度には4万2,700人、平成18年度には5万4,000人と増えてきておりまして、先ほど申し上げましたように、今かなり本町の観光客は増えておるとというのが今日の現状です。

こういう状況で、観光事業についても家族で気軽に行ける場所は何カ所かあるとは思いますが、なかなかレジャー的な施設というのは、平生でそんなにあるわけじゃありません。

今も申し上げましたように、リゾート法なり高度経済成長のときは、いろんなそういうレジャー施設がたくさんつくられた。今それを抱えて大変なせんない思いをしよるところも結構あります。ある程度地域の資源を生かして、地域のある面では、この身の丈にあったといえますか、そういうものをこれからやっぱり本町のある意味では持ち味としてしっかりアピールしていく。どこにもある施設をそれぞれがみんなつくっていくと、こういう発想ではなしに、本町は本町としての観光資源を生かしたものを取り組んでいくということにしないと、それぞれが同じような施設を地域につくっていくというのは、これはある意味では二重投資、三重投資ということになると思いますので、その辺はそういうふうな考え方のもとに、民間活力をどう生かしていくのかということが、一つの大きなこれからの取り組みの課題になってこようというふうに思っております。

それから、もう一つは既に御承知のとおりでありまして、この広域連携をどう図っていくのかということが、このサザンセト地域、あるいはまた188号線を軸にした岩国から周南までの観光協会11団体で協議会が設立をされましたけれども、こういった協議会等々活用しながら、この平生町の位置づけとPRができるように、いろんな観光資源の整備、それから場合によっちゃイベント、こういうものをしっかり考えていかなければいけない。結果的に交流人口がしっかり増えていくようにしていくことが望まれるというふうに考えておるところであります。

○議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） いろいろ計画はありますが、今年の観光事業について計画表を見てみますと、余力が入ってないように見受けられますが、観光は短期でなく長期の計画が必要です。

今までの観光に来られた人数が増えてきておられるとおっしゃられますが、その統計をとっておられて、その結果をどういうふうにつないでいこうと思われるのか。ただ増えているからそれでいいんだという発想では、どうも将来の観光ということにはならないような気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 申し上げておりますように、要するにその観光客が増えてきておる。例えば、この平生町にとっては、上の施設にしる、交流館にしてもそうですが、仕掛けは我々がやれるところはやっていく。あとはやっぱりさっき言いましたように、民間活力がどうこの増えておるのを指を加えて見ておくのか、それともじゃあそこに積極的に働きかけをしていくのか、行政がじゃあ全部これをやりましょう、観光客もいらっしゃい。そしてこれもやりましょうということにはなりませんよという、やっぱりそこはおっしゃったように、民間の活力がどうそこにつなげていけるかと、こういうことだろうと思うんです。

ですから、これは本町の場合で言えば、商工業団体含めてそうですが、観光協会を結成をしていただいておりますから、そういう協会の皆さんともしっかりそこら辺の活力が引き出していけるように、お願いを我々もしておるわけであります。

○議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

○議員（3番 岩本ひろ子さん） でも、観光行政としてやはり、平生町も魅力ある町をつくるというのも一つの目標もありますので、何をつくれればいい、隣と同じじゃという意味ではないんです。

ただ平生町にそれこそ個性的な魅力のある平生町、自然も美しい場所もありますので、そういうものを生かしたものを考えていかなきゃいけないと思うんですけど、一つの提案にはなるんですけど、20代から60代ぐらいの20人単位、100人会議ぐらいの皆さんを会議を、たくさんの方の意見を聞いて、また観光業者の方も入れて、いろんな観光について全国からでも、世界からでも来られるような、何か長期的な展望で考えるという方法にさせていただいたらと思います。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（田中 稔君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。ちょうど2時から再開いたします。

午後1時44分休憩

午後2時00分再開

○議長（田中 稔君） 再開します。

河藤泰明議員。

○議員（1番 河藤 泰明君） 早速ですが、通告どおり大きく2点質問させていただきます。

まず初めに、ぬくもりある平生町の少子化対策についてです。

町長からのお話の中に、出生率は横ばいという話もありましたけれども、今後の高齢化社会なんかを支えていくには、出生率2.8人は必要というような話もありましたし、最重要課題の一つではないかと思いますので質問させていただきます。

そこで、平生町の少子化対策について、基本となるデータはどこで、どのようなタイミングでどのように集められ、分析されているかお尋ねしたいと思います。

また、子育てにかかる金銭的負担は、家計への影響も大きいという状況にもあります。町の財政も大変厳しい中、平生町が少子化対策に対して補助や負担をしている制度をお尋ねしたいと思います。

また、新年度新たな取り組みがあればお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 少子化対策に関連をして、基本となるデータ、どこでどのタイミングで、どのように集められて分析されているか。子育てに関する町の補助負担の制度、新たな取り組みについて、こういうことでございます。

本町の少子化対策は、国の方ももう歴史的に言えばエンゼルプラン、新エンゼルプラン、こういうことで打ち出されてまいりまして、平生、佐賀児童クラブなどでの放課後児童対策、子育て支援センターなどの相談体制の整備、延長保育や各種保育サービスの充実、母子の健康支援といったことで取り組んできておりまして、平成17年度からは次世代育成支援計画、支援法に基づいて支援計画を立てました。

このときに、小学生以下の児童のいる全所帯にアンケート調査を実施をし、また中学生、高校生に対する思春期保健に関するアンケート調査、それから、民生委員、児童委員、母子保健推進委員など、子育て関係団体などからのヒアリング、こういう調査、あるいはまた地域の協議会をつくりましたので、この地域協議会でのいろんな意見等も吸い上げ、反映をさせて、この次世代の育成支援の行動計画を策定をさせていただきました。

したがって、そのときの基本的なデータといえますか、平成16年から17年にかけてのそうした一連のデータがベースになっておることは事実でございます。ただ、そのときに実施、アンケート調査等でもそうですが、実施してほしい子育て支援策、53.4%の保護者の方が、保育所などの出費負担軽減を望まれておるということで、御指摘のように負担軽減、金銭的な負担が結構大きいということもございまして、町としてもこれを受けて、育児用品の購入助成の継続、17年度の保育料から、国の徴収基準の平均80%に保育料を軽減、これを行いました。

それから、児童クラブについても、利用料についても、近隣の市町よりも安い3,500円と

ということで実施をさせていただいております、時間延長、さらには休みの日の開園というように、いろいろな児童クラブの改善についても手をつけてきておるとというのが、今日の現状であります。

今年度から新たな取り組みとして、けさも申し上げましたように、妊婦検診の公費助成、これまでの2回を5回に回数拡充をしていくということで、母体、胎児の健康確保に努めていきたいということでございます。この次世代育成支援行動計画でございますが、これが17年度から21年度までの5年間ということでございまして、22年度から次期の計画に入ります。

そのためには、21年度までに次の計画を策定しなきゃいけない。そのためのいろんなニーズ調査とか、また先ほどありましたように、現在のいろんなヒアリングをしながら、状況についてデータをまた分析収集をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、それを次期の行動計画策定をにらみながら、これからそういったデータについても、収集をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

○議員（1番 河藤 泰明君） 再質問です。今答弁にあったように、さまざまな手段で情報を収集され、本当に意見にあった保育料の軽減など、たくさんの策を打っていただいて、若い世代に本当にありがたいことだと思います。

次のまたデータを集めるということで、少子化問題だけでなく、すべてに共通しますが、本当に正確なデータをどれだけ多く集めるかが大切で、最も大切なのは分析方法、子育てをしている、またしたいと願っている方の目線で分析することこそが重要だと思います。

また、少子化は日本全体の大きな問題ですので、国の方針や施策を待つ格好で町独自の積極的な取り組みは難しい部分もあると思います。しかし、そんなときだからこそ、今だからこそ大きく一步を踏み出すべきだと思います。赤ん坊の笑顔を見て怒り狂うような大人はゼロに近いと思います。それどころか、幸せな気持ちになるはずですよ。

一人でも多くの赤ん坊が増えれば、結果としてその子供たちの笑顔が、来年度、20年度のテーマ、「安全で安心な活力に満ちたまちづくり」、ひいては将来像にある「未来をひらき人も町もいきいき輝く平生」の実現につながると思います。赤ん坊は何をしてもかわいいですよ。寝顔もかわいいし、泣き顔もかわいいです。言うまでもなく、笑顔は最高です。僕はどうしたら赤ん坊が笑顔になるか知っています。それは、母親が笑顔になることです。

先ほどの答弁にもありましたが、町はたくさんの支援をさせていただいています。さらなる少子化対策の強化のため、母親の笑顔について2点ほど提案させていただきたいと思います。

まず1点目は、一時保育1回無料券の配布です。これは、満1歳のお子さんの保護者の方に、有効期限1年の一時保育無料券を1枚配布するものです。現在でも一時保育の制度ありますが、

今回の一時保育1回無料券は、名前のとおり無料なんです。

現在の制度では、利用の際、家族の病気など緊急性などの条件がありますが、この券は無条件で使用可能なチケットです。育児は本当に大変なものです。私の母親の時代の子育てと比べれば、楽になった面も本当にたくさんあります。しかし、その反面現在には現在の苦労も多いと思います。この券を利用して、1日育児から離れることでリフレッシュしたり、子供のまた母親の大切さを再確認でき、母子ともに健やかな育児につながると考えます。

また、利用の条件がないことで、仕事で毎日忙しいパートナーとも時間の調整がつけやすく、久々にデートなんかしてもいいと思います。お互いの大切さを再確認でき、二人の協力が子供の健やかな成長、さらにはもう一人育てるかということにもつながってくるのではないかと思います。

続いて、2点目の提案ですが、これは実際に小さなお子さんをお持ちのお母さんから一番要望が多かったものです。それは、子供の健康についてです。特に今年も流行しましたインフルエンザは、体力の十分でない小さなお子さんにとっては、命にもかかわる病気です。そこで、インフルエンザ予防接種無料化を提案いたします。

小さなお子さんは2回接種を受けなくてはなりません。病院によってちがいますが、6,000円前後かかります。単純にお子さんが3人いれば、1万8,000円かかります。その高額な負担を避けて、接種せずに感染し、さらに周りの子にも移ってしまったなんて話も聞きます。

また、感染をさけるために、人気の多い場所を避け、家に閉じこもってしまい、体調を崩す母親もいると聞きます。確かに無料にしてしまうと、町の負担も高額になります。しかし、その負担が結果として医療費の軽減につながるのではないのでしょうか。負担がなければ、もう一人なんていう声も実際にありました。

以上2点、前向きな御答弁をお願いします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 母親の笑顔のためには、2点提案があるということで、まず一つの一時保育の関係ですが、無料券を配布したらどうかということでございます。

一時保育にかかわる、その預かる方の体制を含めて、どういう形でこの保育の体制が組めるのかということは、一つの大きな課題です。今の状況ですぐこういったものができるのかどうか、ここら辺も含めて、少し実情を私も十分見させていただいて、その上で判断をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、インフルエンザの関係については、以前この学童の場合は、集団接種が行われていたんですが、十分流行が防げなかったというようなことで、任意接種に変更されてきたというふうに聞いております。

なかなかそういう意味では、乳幼児については、発病を阻止する効果が十分実証されていないというようなデータもあるようなことで、乳幼児を高齢者をインフルエンザの予防接種やるときに、その対象から乳幼児を外したというのは、結局そこにあったんだと。効果がまだ十分出なかったというようなところがあるようでございますので、その辺の効果というのは、これもっと国の方でその実証はやっていただかなきゃいけないし、どうも発病を阻止する効果がどの程度保障してもらえるのかと。こちら辺も、結局今までそうやったが、一たんその集団予防接種をやったが、一応また任意の接種に変更されたという経緯もありますだけに、そこら辺の実情についても、十分研究をしてみたいというふうに思っておりますので、それらを踏まえた上で、どう母親の笑顔がつくっていただけるのか、少し私も勉強してみたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

○議員（1番 河藤 泰明君） 確かに、保育は受け入れ体制などすぐには難しいと思います。答弁いただいたように、実情をできるだけ把握されて、前向きに検討をいただきますようお願いいたします。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

ぬくもりある平生町の安心・安全について、特に災害予防についてお尋ねします。

災害予防について以前も申し上げましたが、近年局地的な豪雨や超大型の台風の発生など、自然災害に対する町民の不安は本当に増すばかりです。その中でオフロード二輪車の導入を進めていただいているなど、災害発生後の対策についてはかなり強化され、町民の安心・安全の確保につながっていると思います。しかし、発生後よりも重要なのは、発生する以前の予防対策の充実だと思います。

先日、町民の方からこんな話を聞きました。「去年はえっと降らんかったけええかったが、今年降ったらあふれるど。町もやるかやらんかわからんけど、砂がだいぶたまっちゃう。昔はさいさいユンボで砂を持って行ってくれよったんじゃがな」と不安を訴えてました。

そこで、災害予防対策について、このような町民の声や、過去災害が起きた地域、また災害の恐れがある地域への対策の現状についてお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害の発生前の予防対策についてということで御質問をいただいております。一つは、今しゅんせつの話も出ましたが、応急対策といいますか、毎年これは建設業協同組合の協力をいただいておりますが、平成16年度から毎年土のうを1,000袋無償で作製してもらって、町内の7カ所に土のうを配備をさせていただいております。

いろいろ行政協力員会議等をする中で、ぜひこういうものを浸水の、あるいはまたそういう災害の未然防止のために、それらを使ってほしいということもお願いをしておるところであります。

それから、水がたまったりというようなことも結構ありますんで、浸水想定箇所には、事前に排水ポンプとか、停電に備えて発電機等々、予報等も十分察知をしながら、準備をしながら対応しておるといのが現状です。

それから、いろんな河川等のしゅんせつについても、県河川については、県と一緒に毎年調査、現地確認を行って、やれるところをしっかりとやっていただくということで、環境整備の対応をさせてもらっております。

町の場合も、地元要望を踏まえて優先性、緊急度、こういうものを踏まえて、順次しゅんせつの対応をさせていただいておるといのが現状です。今まで御承知のように、大内川の河川高潮とか、大井川の河川高潮対策やってまいりまして、今その辺の新地での海岸高潮、それから田名地区の海岸高潮対策、これを離岸堤をやっておるわけですが、こういう対応も災害の予防対策として位置づけをいたしておりますし、中山間地においては、今日も予算の中で触れましたが、急傾斜地崩壊対策事業、あるいは砂防事業を実施をしております。

この平野部では、今申し上げました大内川、熊川の河川改修、これも今そのところのまさに用地補償が今進められておるところでございまして、平成20年度には一部工事に着手という今段階にいておるといことを申し上げておきたいと思ます。

昨年から新規事業として、道路防災事業によって東魚見地区において県道護岸の改良と、こういうものも着手をさせていただいております。こういったことをやりながら、安全・安心のまちづくりに向けて取り組みを進めております。

去年は、土砂災害危険箇所マップというのを、土砂災害が起こる可能性、危険性がある箇所とその周辺の関係世帯に配布をさせていただきました。20年度においては、今度は大内川、田布施川、灸川、この3河川を対象にした、むこうでございしますが、地域の住民の自主的な避難行動を支援し、水害による被害を軽減することを目的に洪水ハザードマップの作成を予定をいたしております。地域住民の安全確保に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

○議員（1番 河藤 泰明君） 本当にたくさんの予防策を講じていただいているんだなど、今聞いて本当にありがたく思っております。でも、もう一つほかの話があつて、以前復旧工事が完了した場所のことを、「前と同じにしたんじゃまたいけんようになるいのお」といようなことを言う、そういう話を聞いたことがあります。

また、数年前の大雨のとき、川の前に住む方から、「見ちよってみい、これ2時間もすりゃあふれて、家の中まで水が入ってくるぞ」、僕は半信半疑でしたが、2時間もしないうちに川から水があふれてきました。

何が言いたいかという、地のことは地の人が一番よく知つちよつてですよね。だから、予防

対策にしても復旧にしても、そこが一番大切だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害後の対応は、一応災害復旧で事業をやれば、現形復旧というのがまずは一応基本というのが、今までやられてきておる状況ですから、恐らくそういう形で現形に戻したということじゃないかと思います。

したがって、そこら辺の災害後の対応についても、災害復旧事業に適応させて、もちろんやらなきゃいけないと思いますが、そこら辺の財源対策との兼ね合いも十分考えながら、将来に向けてこういうことも課題としてやれる可能性があるのであれば、一緒に並行して工事として対応できる可能性があれば、そういうことも将来考えていかなければいけないなど。

少なくとも災害の対応ということで、そういう形がとられた。むしろ予防対策としていろいろ事前にそういう危険箇所については、十分我々もそういった手を打っていくというのは、なかなか予算の制約はありますけれども、できる限り地元の要望にこたえて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

○議員（1番 河藤 泰明君） やっぱり復旧と予防をあわせてやっていく方が効率がいいんじゃないかと僕は単純に思うんですけども、その辺は僕も今から勉強していきたいと思います。

朝の町長の話の中に、自主防災組織のお話もありましたけれども、この自主防災組織の充実が本当に重要だと思います。災害危険箇所マップを見ても、町内至るところに本当にたくさんの地域に災害が起こる可能性があります。これを町がすべて対策を立てて、町民の安全を確保するなんてことは、もう不可能だと思います。

そこで、先ほどの町民の話にもありましたけど、民間の活力、これこそ自主防災組織の力だと思います。しかし、実際に災害発生の可能性が高いとき、また発生後には現状のままの自主防災組織では、うまく機能できないのではないかと考えます。

マップにあるように、地域地域によって危険度の高い災害の種類が違います。災害の種類が違えば、必然的にそれぞれ予防策も違います。その際に必要なものは何か、それぞれの自主防災組織が適切な対応をとるべきだと思います。それぞれが準備しきれないものは町が準備するなどして、地域で活用していただくのが理想だと思います。

また、災害発生時、発生後には、それぞれの自主防災組織の連携で2次災害を防ぎ、復旧も迅速に進めることができる、そんな組織づくりが必要だと思います。

自主防災組織は、まだ歴史が短く、町民とともに協働で安心・安全を守れるよう、町として目指す形を明確にして進めていただけることを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 稔君） 次に、細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） それでは、私の通告いたしました男女共同参画社会の実現への取り組みを質問いたします。

皆さん御存じのように、1999年、国において男女共同参画社会基本法が施行され、今年の6月で9年を迎えます。この男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題と位置づけられ、国づくり、地域づくりの要ともなっています。

県は翌年、2000年に山口県男女共同参画推進条例をつくり、2002年に基本計画のきらめきハーモニープランを作成し、取り組まれているところです。ところが、わずか4年の間に人口減少社会の到来や少子高齢化の伸展、雇用の状況も非正規雇用が思わぬスピードで進むなど変化しています。国の対策も関係法令の制定や改正、第二次男女共同参画基本法を策定するなど、社会環境が大きく変化したことを受け、県でも昨年3月に基本計画を改正しているところです。

そうした中、平生町も総務課を中心に積極的に取り組まれているところです。児童館や公民館で女性館長の登用や、男性保育士の登用もされています。県の白書を見ましても、他の町はもとより、市と比べても遜色ありません。それに対しては大いに評価いたします。とは申しましても、男女共同参画の実現には、まだまだ道遠しの感があります。

そこで、以下の質問をいたします。まず、役場内での取り組み状況を教えてください。働く場として育児や介護休業などの取得状況も含めてお願いいたします。

次に、地域に目を向けますと、地域を担う役割は女性の方により多くかかっていると思います。公民館活動やボランティア活動、地区のお世話など女性が多く担っております。ここ数年、団塊の世代への熱い視線が向けられています。その世代の地域での活躍が待たれております。しかし、女性においては、地域に出ようとすると家庭で夫がおれの食事はどうするのかとか、一人にしておかないでくれとか、もうそういった状況です。

男性の方とは申しますと、今まで地域に出たことがないから、ちょっとよう出んでよというような形のことをよく聞きます。家でごろごろしているけ、どうかしてよねという話もよく聞きます。本当にもったいない。そのあたりも、共同参画の意識が進めば、男性ももっと地域活動に力を入れてくれると思っております。

本当に高齢化の進む本町の地域社会の体制などの課題解決のためには、マンパワーの確保は本当に必要です。重要になります。共同参画を進めることは、このマンパワーの確保にほかならないと思っておりますけれど、町としてはどう考えておられるかお尋ねいたします。

3番目には、学校教育の現状と課題についてでございます。この指標の一つとして、男女混合名簿をよく使われるんですけど、これは小学校、この採用率は小学校では平成13年、56.5%であったものが、平成18年には95.2%、中学校では28.5%が79.9%、高校

では58.6%が100%になっています。これは県の白書によります。

町内では、小中高とも100%採用しております。男女平等が一番確保されているのが教育の場だとは思いますが。しかし、県の調査によりますと、平等と感じている人の割合は、平成17年で56.5%となっています。これは国の調査値よりも10ポイントも低い水準となっています。そこで、児童生徒に対するものと教員など学校関係者に対する現状と課題を質問いたします。

以上3つ、役場内の取り組み、地域社会の現状とこれからの取り組み、そして学校教育の現状と課題を質問いたします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 3点のうち2点、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、男女共同参画社会に実現に向けて、役場内での取り組みはどうかと、こういうことでございます。御指摘のように、この男女共同参画社会の実現に向けて、行政組織でも今日まで本町における推進協議会を行政内で立ち上げて、職員に対する意識の醸成を図って今日まできておるとというのが現状です。

行政管理職の女性職員の比率は、今14.8%にとどまっておりますが、審議会などの女性の登用率については、3月1日現在で28.8%、行革大綱の目標では、女性の登用率30%ということございまして、もう少しのところまで来ておるかなというふうに思っておるところであります。

今回の議会にも、育児の短時間勤務制度について導入すべく条例の改正をお願いを申し上げております。去年の12月議会でも、部分休業の緩和などの改正を議会で御議決をいただいたところございまして、こういうものを踏まえて今後の対応というものができるように、配慮していきたいというふうに思っております。

特に出産と育児の関係でございますが、出産をしたすべての女性職員が育児休業は取得をしておりますが、男性職員の取得については、今後の課題というふうに考えております。

それから、子供を看護する休暇についても、取得日数について年5日ということできておりましたんですが、昨年1人の子につき5日ということで改正をいたしました。そしてまた、対象年齢についても、今年から小学校就学前までであったのを、小学校3年生、3年の終了前までということで、段階的に制度拡充をしてきておるということございまして、これからもできるところから着実にこういった課題については、対応していかなければいけないというふうに考えておるところであります。

それから、特に男性、団塊世代も含めて男性の地域社会への参加促進の環境整備はどうかということでございます。御指摘がありましたように、地域社会への参加という面から見ると、女性がかかり元気に今地域を支えていただいているという部分もございまして、特に男性においては、

とりわけ団塊の世代、豊富な知識や経験やいろんな技能、技術を持っておられる方が結構おられるわけでありますから、こういう方をやっぱり地域で生かしていくということが、一つの地域の活性化につながるというふうに思っております、これをどう生かしていくのかということで、これは今町にとっても、それぞれ企画なり、あるいは教育委員会含めて、全町的にこうした取り組みができるような環境整備をしていこうと。

特にまた、それぞれの持ち場でできる対応についてやっていこうということで、今特に教育委員会等におきましても、生涯学習の取り組み一生懸命やっております、我が町のキラキラ星さん、これの登録をいただいておりますが、それぞれ各分野で今活躍をされておられる方々をリストアップして、皆さんに紹介をさせていただいております、こういったこの方々が、有効に活用されていくような環境づくりというものを、やっぱりコーディネーター役が必要なのかなという気もいたしております、ここら辺を含めて、これから新年度、生涯学習推進協議会が母体となりまして、新しいこの団塊の世代を含めた生涯学習ボランティアの募集を行っていくということでございますから、より実効性のあるものにしていきたいというふうに考えているところであります。

あわせて、こうしたやっぱり地域リーダーとして活躍をしていただくためにも、十分情報が届くようにしていきたいと。今県民活動の窓口である山口県民活動きらめき財団、これとも連携をしながら、それぞれの情報を公式ホームページ等で的確に情報提供していくということも、これから一つの課題として取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、これはそれぞれの各担当課といいますか、にまたがりますけれども、これは町を挙げてやっぱり男女共同参画というのは、本当にどこかの課が担当してやればいいのかという問題でもありませんから、お互いに連携をとりながら、そしてそれぞれの持ち味が発揮できるように、これからも十分連携をとって対策が進むようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 合頭教育長。

○教育長（合頭 興亞君） 男女共同参画社会の実現に向けて、学校教育の現状、課題はどうかという御質問でございます。

平成11年に男女共同参画社会基本法ができるもうずっと以前からでもありますが、学校教育そのものが、この世の中に男性と女性、男の子と女の子、お互いが人権を尊重しあいながら、お互いのよさを見つけあいながらよきパートナーとしていろんな活動をしていくというのが、まずもって学校教育の基本の中であります。

そんな中で、先ほど議員さん御案内のように、まずは形からというようなこともありまして、男女共同名簿、こういうものも本町では取り組んでおります。そのほか、大きな儀式の中では、

男女ともにさんづけというような、君、さんというような、これは形の上、儀式の中だけでございますが、それとかより学校教育の方も班結成の場合に、班を結成する場合に、よりそういうものも意識しながら、男性のよさ、男の子のよさ、女の子のよさというものを生かしながら、班結成で気をつけているというような感じがより強くなってきたと認識しております。

それから、今度は大人の方の教職員の問題でございますが、これは現在の小中学校におきましては、約55%が女性であると。それで、平生町内においては、現在御承知のように、現在も女性の管理職を登用してやっていただいております。

何よりも、町のそういう平生町男女共同参画プランを受けまして、民間の方のいろんな協議会の項もありまして、例えば平成18年度から始まっております川柳、また一行詩の件でございますが、平成18年度は小中学校の子供が61件ほど応募があったわけですが、平成19年度、今年本年度は238件というように、4倍の増加を見ております。ということは、それだけ地域の方々も、あるいは学校の方も、子供たちもそういう一つの男女共同参画社会に向けての意気込みが感じられているのではなかろうか。今後ますますそういうものは、学校教育全般にわたって推進するよう、さまざまな機会をとらえて私どもも指導してまいりたいと、こういうふうを考えています。

○議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） 今、町長の方から役場内の取り組みの話がございました。確かに育児も仕事もいきいき職員のためのハンドブックとかいういい資料も私ちょっとなら読んでいたんですけど、母性保護に関する制度とか、家族の責任にかかわる事項なんかで、その男性職員も育休がとれたりはずるんですけど、なかなか取りづらい状況にあるというのが現実だと思います。

というのが、今とても厳しい、財政的に厳しい状況で、人数がいっぱいいっぱいやってらっしゃる。地方分権がおりてきて仕事が多くなる、職員は増えないというか、減っている。とても忙しい課とそうでない課も見られる。町長のフラット化で、そういった忙しい課と忙しくない課を、一つのところに仕事が集まらないようにしようというんで、フラット化をされてはいるんですけど、まだまだその差がある。そうすると、取りづらい、取れない状況。これはしょうがないといえばしょうがないんですけど、そういった環境といいますか、も見られますし、お互いその一人をカバーしようという人間関係も、忙しいとなかなかとりあえません。つくれません。そのあたりもちょっと課題かなと思います。

あと管理職が14.8%という話もございましたけれど、これは保育職といいますか、そちらの方へ偏っているんですけど、それも人材の育成の今までの歴史もございますから、すぐに管理職にたくさん登用していただきとは言いませんけれど、やっぱり女性を育てるには女性の管理

職なんですよね。男性が女性の管理職を育てるとするのは、とても難しいです。そういった意味でも、女性の管理職が早くたくさん管理職があらわれてくれないかなという思いはございます。

審議会などの登用率が28.8%、これはこれでかなり高い数字だと思います。県は40%を今打ち出しているところなんですけれど、これはあと中身を、同じ人がこっちに行ってもあっちに行っても顔を出してないかというあたりを、今からもう少し見ていただけたらと思います。

あとは地域でどうにかしていくかというお話で、先ほど定年後の方の取り組み、一人一人に向けての発信と申しますか、ボランティアへの呼びかけと申しますか、ぼわんとしたやり方ではなくて、あなたのここが欲しいのよというような呼びかけ情報、そういったものをこれからやっていかれたら、うまくいくかなと。行政協力員会議のときでもいいですし、そういったときに繰り返しその情報を発信していく、力を貸してほしいという情報を発信していくのも、一つの方法かなと思っております。

学校教育は、早くから取り組まれているんですけど、社会に出てしまうとなかなか社会の中核を担っている方々が、その前の教育を受けてらっしゃいますので、難しいなどは思います。

川柳とか一行詩さっきお話がございましたけれど、今回238件の応募があった。こういった子供たちを通して地域に広げていくというのも、無理のない共同参画の形、広げる形かなと思います。

これからの役場内のそういった取り組み、環境整備を今から町長がどう考えていらっしゃるかなというあたりを、お伺いしたいと思います。町長として例えば女性職員一人一人に個々面接じゃございませんけども、1対1じゃちょっとまずかったら、1対3ぐらいで、全員にいろいろとそういった力を引き出すような、やる気になるような昼食会でも何でもいいですけど、そういったお考えはないか、ちょっと再度お伺いしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 御指摘のように、役場内での取り組み、それからまた特に今もありましたように、育休あたりの男性の取得ということの、いってみれば環境づくりと申しますか、こういうものを含めて町としての取り組める体制をしっかりと職員にもその意向を伝えるということでございまして、まずは私も今それぞれ職員にはメールを配信をさせていただいておりますので、そういう手段も活用しながら、職員の皆さんにこうした男女共同参画の実現に向けた意識と申しますか、こちら辺の普及啓発に向けて取り組みをしていきたいと考えております。

またいろんな機会を見て、職員の皆さんとも話をする機会がありますので、何か事を改めて、これで事を構えてというよりも、ごく自然にそういうあれができるように、これからも折に触れてこうした問題についても話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） 自然体で折に触れてというお話でございますけれど、取りこぼしのないように計画的に各課を回られるなり何なりでやっていただきたいと要望いたします。

2つ目の質問に入ります。

新年度を目前としたこの3月議会では、来年度の方針と予算が明らかになります。その方針や予算は、第三次平生町総合計画に基づき、平生町の将来像「未来をひらき人も町もいきいき輝く平生」の具現化を目指しています。

平成20年度のテーマは、「安全で安心な活力に満ちたまちづくり」となっています。2001年がこの総合計画の初年度でしたので、新年度が8年目に当たります。過去7年間は合併問題や地方分権の伸展に伴う財政の悪化など、想像以上の動きもありました。この総合計画を具体的に進めるためのまちづくり輝きプランを立てておられますが、その進捗状況をお尋ねいたします。

達成できたもの、今後もっと力を入れなくてはならないものは何なのか、また時代にあわなくなったものはないか、その場合は状況の変化にあわせた計画の見直しをどのようにされていたか。まちづくりの方向性に変わりはないか。計画期間の設定はどのようにされているか、これまでの総括とこれからの取り組みについて、まずお尋ねいたします。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 第三次平生町総合計画に関連をして、まちづくり輝きプラン、この進捗状況なり、その総括はどうかということでございます。総合計画は、御承知のようにこの平成13年度を初年度として、平成22年度を目標年度ということでこれをつくらせていただいて、「未来をひらき人も町もいきいき輝く平生」、これを将来像として、そのためにそれぞれの施策の大綱、それを定め、それに基づくまちづくり輝きプラン、だから基本構想をまずつくって、基本構想と基本計画、この基本構想で町の将来像を示して、基本計画で具体的な目標達成のための施策を総合的にとりまとめをする。そして、そこの中の重点的な施策として、まちづくり輝きプランという形で、当時策定をさせていただきました、6つの重点事業ということになっております。

これについての状況、かなりこの中で個々に見ますと、それぞれ達成をした事業、今まだ現在進行中の事業、あるいはこれは少しどうかと、時代の変化とあわなくなってきたおるかなというような中身が、いずれこの中にはそれぞれ重点事業として入っておりますけれども、この将来に向かっての取り組む一つの姿勢、あるいは方向性ということで、この重点事業を掲げさせていただきましたので、これの見直しということは今まで行っておりません。

基本的な方向性を踏まえて、それぞれの施策については、年度ごとのいろんな少子化の対応とか、情報化の伸展、環境問題の対応等々、この辺についてはそれぞれの予算で具体的に対応させ

ていただくということで、今、今日まで至っております。

ただ、私は今回のこの第三次総合計画を策定をしたときに、計画をつくりっぱなしにならないように、その後のフォローアップをちゃんとやっていかなきゃいけない。そのためには、総合計画を策定をするときに、総合計画策定審議会、これは町長の諮問機関として条例で設置をしてやるわけでございますけれども、このメンバーが大体その総合計画ができたなら解散をして終りということになるんですが、やっぱりせつかく産んだ子供を、やっぱり大きく育ててほしい、こういう気持ちで審議会のメンバーの方々を中心にして、まちづくり協議会の設置を、すぐできた後設置をさせていただいて、総合的なまちづくりの方向について毎年いろんな事業状況も報告をしながら、皆さんからのまちづくりに向けてのいろんな協議をさせていただいて、今日に至っておる。

したがって、いろんなこの第三次総合計画で、確かに時代とともに状況の変化があったり、いろいろ個々の問題はありますが、流れとすればそういうものをしっかりまちづくり協議会の場においてフォローアップをしながら、この第三次総合計画を大事に今日までして対応させていただいてきておるといのが、今日の現状であります。

具体的なその対応とかいろんな変化については、個々に毎年その予算の中で具体化しながら、この審議会をもとにしたまちづくり協議会に報告をさせていただいて、協議をしておるといのが今日の現状であります。

これから取り組みについては、これからの平成22年が総合計画の目標年次ということでございますから、21年度には準備をしていかなければ、恐らくいけないだろうというふうに思っております。これからの総合計画というのは、相当そういう意味では、難しい部分もあるかと思っております。新しい発想が要る部分もあるかと思っておりますし、これはもう住民の皆さんや、また議会の皆さんと十分協議をしながら、将来の町政の方向づけ、こういうものをやっていかなければなりませんから、大変大事な作業になってくるというふうに受けとめております。

ぜひこういった第三次総合計画のいずれ総括をしながら、第四次をつくるとすれば、そこに反映をさせていくということになろうと考えております。

○議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） この計画は、地方自治法の規定によるもので、10年という期間はどうかという思いがあったのですが、最初の計画を大事にしながら、時代にあわせて年度ごとに対応されているというお話でした。

そこで、今第四次をつくるのならというお話がございました。21年度ぐらいに準備というふうな今お話がございましたけれど、つくるとしたら21年度ぐらいから準備するかなというお話でした。

この第三次をつくるときに、タイムスケジュールなんですけど、まず1999年に、7月に策

定委員を専任され、素案づくりに着手され、10月に町民アンケート、翌年の2000年5月に地区懇談会、8月に公募委員を入れた総合計画審議会を開催され、11月にその答申を受け、12月の議会で議決という流れでした。

その中で、5月の地区懇談会、これ農繁期じゃけどうじゃろうかという一般質問があったと私は記憶しております。そのときに、立てるに当たってこの時期に立てないといけないというので、だ一っとさかのぼると、5月でないでしょうがなかったという町長のお答えでした。

とするのならば、21年に準備したのではちょっと遅いかなと私は思います。そのあたりいかがでしょうか。

それと、今から第四次をつくるにしろ、これからの財政状況を見た限りでは、なかなかよくなりそうにありません。国や県の援助も当てにならないと。行政は最大のサービス業だと言われ、住民の満足度をいたずらに追いかける時代は、私はもう終わったと考えております。これからは、もしかのときの安心策を中心とした新しい行政のあり方を、住民とともに作り出す時代ではないかなと考えます。

町長のやってらっしゃった自主防災組織の育成や地域の力発揮事業、公民館の使用料の徴収などは、いかに住民に自立してもらうかの仕掛けで町長考えてらっしゃったんじゃないかなと私は想像するのですが、行政が最低限やるべきことは、セーフティネットの構築にあると思います。皆さんの今までの質問の安心・安全とは少し違う、もっと大きなその生活していく上での安心と申しますか、そういったものを構築するのが、行政の仕事だと思うんですよ。その上で住民と一緒に考えながら、地域の活性化に必要な重点施策を明確にし、優先順位をつけて、それで行政として支援していく。

先ほどからの町長の考え方は、それじゃないかなという気もするんですけど、例えば先ほどの来年度の主要テーマが、ちょうど安全で安心な活力に満ちたまちづくりとなっていますよね。20年度のこれですね。その実践テーマの地域づくりに、協働のまちづくりというのがありますけれど、これを例えば具体的に私がするとしたら、実働部隊が何人いたら地域が動き出すか、担い手が何人いたら動き出すかというあたり的人数目標、それから、これをいついつまでに集めて、どうするかという、そういう具体的なところを考えてらっしゃるのでしょうか。

先ほど全課を挙げてやっていく共同参画なんかも、そういうお話がございましたけれど、全課を挙げてやっていくには、職員の皆さんが情報を共有して、それについての意見が相互に出せて、今までもやってらっしゃると町長は思ってると思うんですが、まだまだ100人少々的人数ですので、みんなに意見が行き渡って、その中からいろんなもう奇想天外な意見でもいいんです、そういったものが取り出せるようにしていられる、そういったお考えはないのでしょうか。

今2つ言ったんですけど、第四次の計画をいつからするかという話と、その計画を効果的に

進めるために、明確な数値設定と横断的な取り組みをどう考えておられるか。

以上2つお伺いします。

○議長（田中 稔君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。3時10分から再開します。

午後2時55分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 総合計画策定のスケジュールでございますが、先ほども御紹介がありましたように、いろんな策定委員会、住民アンケート、地区懇談会等々、ずっとその前から含めると、相当期間が要りますし、またその総合計画の審議会がどんどん入ってくるというような策定の逆に後ろから数えていくと、そういう格好になりますんで、私も平成21年度から準備というふうに申し上げたわけで、この準備の仕方も、今からどういう形でやっていくのか、懇談会の持ち方もどういうふうにもったらいのか、ここら辺も含めて、今回のまたその総合計画の策定については、十分事前にしっかり協議をして、対応をしていきたいというふうに考えておりますので、21年度に入りますと、恐らくすぐいろんな意味で体制を始動させていかなければいけないだろうというふうに思っております。

懇談会の持ち方についても、いろいろただ形だけにならないような懇談会にしていくためには、どういう持ち方がいいのか、こういうことも含めてしっかり協議をしてもらいたいというふうに思っております。

それから、協働のまちづくりに向けて、確かに抽象的な部分もありまして、明確な数値目標とか、判断基準といいますか、ここら辺もやっぱりこれは私も考えていかなきゃいけない問題だろうというふうに思っております。それとあわせた体制をどうしていくのかと。

おっしゃるように、そういう形で何とか委員会とかつくってやるのも一つの方法だろうと思っておりますが、まずは今ある施策といいますか、この辺も少し整理をして、判断基準をどうしていくのかと。この辺ももう一度各課でよく協議をしながら、この辺のまちづくりに向けての体制をつくっていくということも、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） せっかく総合計画をつくられるのであれば、しっかり時間をかけて、いい生きた計画となるように、そしてその計画を決める過程を大切に、住民を巻き込んだものをつくっていただきたいというふうに、そういった構想をしていただきたいと要望しておきます。

また、こういった計画をつくって、あとその計画を進めるのは職員ですので、その職員のやる気を町長としてどう出していくかというところもごさいますでしょうから、先日テレビでサッカーのゼネラルマネージャーの祖母井さんの言葉に出会ったんですけど、それをちょっと最後に一言言わせていただこうと思います。

「信頼の上にこそ組織が輝く」という言葉をおっしゃってるんですけど、祖母井さんは強い組織をつくるために、みんなに常に声をかけ、コミュニケーションをとり、行動を共にし、時間を共有する、その上で現場を信じ見守るということでした。

町長にもぜひそのあたりをお願いして、職員の皆さんと情報を共有し、一致団結して事に当たれる強い組織づくりをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 稔君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（田中 稔君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 若干行政報告といいましても、中に予算の編成方針も含めて言われましたので、重なるところがあるかとも思いますが、行政報告らしい質問をしたい。行政報告に対する質問らしい部分を取り上げてみたいと思います。

一つは、今注目の道路特定財源の問題に町長が触れられました。その中で、いわゆる柳井玖珂の高規格道路の建設の推進について陳情に当たっては、それと国道188号線の名前を挙げて特定財源を確保すると、そういう方向で陳情したという趣旨だったと思いますが、ここについて若干私は質問をお伺いしてみたい点があるんです。

一つは、この道路の特定財源については、小泉内閣、安倍内閣、このころには道路財源が余って、無駄な道路をつくるから、一般財源にしようという方向で取り組みが進んでおりまして、大体そういう方向で申し合わせが進んでおったように思いますが、最近はどういうわけかころっと変わって、無駄な道路はつくらないんだろうかというような心配にもなりますが、このときに私のところに、広島の地方整備局の課長さんが来られて、ちょうどその一般財源化反対の運動をどうかして、地方からとりつけようというアンケート調査だったと思うんですが、道路の維持管理に大変お金がかかるから、ぜひこれは続けてほしいという意味の発言をしておられました。

そのとき、私は申し上げたのは、この特定、特に上乗せ分の年限が、その他が、今年になるという具合に認識がなかったですから、少なくとも一般財源にするなら、上乗せ分はやめてくださいと。あと本則分については、それはそれで特定財源でやるのはしょうがないかもしれんけど、それともう一つは、道路をつくるに当たっては、私ども地方の立場から言えば、地方の生活の近い道路をつくる方向で私としては意見を申し上げたいと、要望を申し上げたいと。要望は何かと

言われるから、それを申し上げました。

その一つは、1番は、国の基準に基づいて画一的な道路の設計を地方に押しつけて、補助金と裏返しにそういう国の基本どおりの道路をつくらせるという行政はやめてほしいと。平生町でいえば、街路事業の桜町線なんか、その典型だと思いますが、ああいう形はやめてほしいと。

それともう一つは、道路を国土交通省だけではなく、いろんな省庁にわたって道路をつくる仕組みがあります。土地改良事業なんかそうです。これを一本化して、住民から見れば何省がつくろうと、道路は道路なんじゃから、ちゃんと整合的に道路をつくる方向でまとめられんと、これは住民の理解が得られませんよと。

平生町内でも、土地改良の道路整備が進んでおりますが、ないよりはあった方がいいですけど、本当に緊急性があるのか、費用対効果がどうなのかということから真剣に追求されておるかという、私はその点についても不足があるから申し上げました。

それともう一つは、一番身近なことで簡単に使えるようにできる事業をつくってほしいと。一つは、例えば町道で下水道や水道、ここは電線の地中化はありませんが、そういった基本的に整備が進んで、道路がぼこぼこになったところがあります。将来掘り返さないという決まりが、見通しができたところについては、全面を改良する補助制度をつくってほしいと、こういった話を申し上げた覚えがあります。特定財源を続けるなら、そういうことに使ってほしいと。そういう制度を。

ところが、今また問題になってきて、ちょうど法律の期限だということで、私どもがつくってほしいのは、先ほど町長がその行政報告で申されましたように、柳井玖珂の高規格道路について、それほどの希望が私はあるとは思いません。

先ほど申しましたように、マンホールが下水道をやって、マンホールは周辺が陥没をして、水がたまって車が水を飛ばすと、それだとか身近な歩道を整備してほしいと、こっちが中心だと思うんです。もし特定財源を確保する運動をされるなら、そういった方向でされるのが私は本当の町長としての姿ではないかと思えます。

確かに、柳井玖珂間の高規格道路については、近隣とのおつき合いとかいろいろあろうから、難しい面もあろうと思いますが、これについては私は再度必要かどうか、やっぱ検討するぐらいの勇気のある提案がされるべきじゃないかと思えます。ですから、その特定財源の確保に向けて、そういった方向を提案されたといいますか、この点についての真意をお伺いしておきたいと思えます。

それともう一つは、持続可能な町政ということで、集中改革プランに基づいて改革を進めるといっていますが、改革についてのいろんな解釈がございます。今年になってから、これは国の方の政策ですが、いわゆる国から集めた税金を再配分するのに、貧しい人の方に施策を向ければば

らまきという。金を持った方に政策をやれば規制緩和や改革という、こういう傾向があるんじゃないかという論調を見ることができました。

これは一概に当たりませんが、行財政改革プランと実際には申されますが、町民や職員に対するしわ寄せが集中的な改革プランの中身ではないかと思いますが、これについてのお考えを聞いておきたいと思います。

それともう一つは、合併についてですが、ある意見を全部申されました。方向性があるというんじゃないで、今出されている意見は全部申されました。法律がもう2年ですが、今の時点での町長の考えとしては、ああいう方向になるとは思いますが、出された意見を全部言われても、こっちも困るわけで、今年の1年間予算編成するに当たって、合併についての例えば新聞の論調なんか見ても、やったところとしてないところのいろいろな調査が出ております。

やったところのデメリットの問題、メリットの問題、それからやってないところのメリットの問題、デメリットの問題、こういうことなんかやっぱ比較的、積極的に調査をされて、今度合併協議に臨むのであれば、みんな学習したわけですから、次のステップでの学習協議のスタンスというのがあると思うんですよね。そういったことに対する調査研究は、私は必要じゃないかと思うんです。そういった点について、質問をしておきたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、道路の道路財源の問題でございますが、柳井玖珂道路を含めて特定財源、暫定税率の問題について、自治体の首長として要望したと、こういう経緯でございますけれども、御指摘のように、これ一つは国会での今議論の行方といたしますか、これはもういずれにしても私、地方の立場から言えば、議長あっせんまで出して衆議院でいったわけですから、3月末までに結論を出す。場合によっては、国会での法案修正もあり得ると、こういうことですから、しっかりそこは国会で議論をしてほしいと。これは首長の立場とすればそうです。

それから、本当に我々の立場から言えば、暫定税率が廃止されることによって、約9,000億円ですか、出てくると、問題が。その財源をどうじゃあ代替財源を確保していくのかと、これがやっぱり地方にとっては財源確保というのが一つの一番大きな課題というふうに受けとめております。

ですから、それは一般財源化しようが、一般財源化して後はそのかわりそれを地方にやるから、地方でそれぞれの実情に応じて道路をここをつくりたけりゃここをやれと、こういう形で将来そういう形になっていくんなら、それはそれが保証されれば、恐らく私は全国の自治体の首長さんはええと。ただ、そこが今見えないと。だから、したがって何とか今削られちゃ困ると。これだけ財政の厳しい中で、あの代替財源をどうやって確保するか、この点がやっぱり今地方の声はこうだといって、今かなり言われておりますが、本音の部分はそこの財源確保が一番のポイントだ

というふうに思っておりますから、我々とすれば、どうあるべきかという議論は、これは国会でやっていただくにしても、我々地方にとっては、しっかり財源だけは確保していけるような方途だけは講じてほしいと、こういう立場でこうしたガソリン税の議論は見守っていきたいというふうに思っております。

それから、改革についてでございます。確かに改革といえば、皆改革かということになると思うんですが、結果的に例えば行財政改革なんかで言えば、今日も午前中、これは行財政改革じゃありませんが、農業再生に向けて政策転換を求めるといことも申し上げさせていただきました。

これはやっぱり今そういった優遇措置なり誘導政策なりとれば、さっき言いましたようにばらまきだとか、改革逆行だとか、すぐマスコミはレッテルを張るということをお願いしたわけですが、そのことと行財政改革をやって、これは確かに身を削る部分があります。ありますが、そのことによって結果的にそれを住民サービスに提供していくということの考え方から言えば、限られた中でどれだけじゃあその政策ができるかということですから、場合によっては、こちらから見れば改悪じゃないかという部分は当然あるかもしれませんが、客観的に見て住民の立場から見ると、本当にそういうことをやってくれたからこうなったんだと言えるような筋道になっていくように、身を削っていかうと、こういうことですから、行財政改革については、そういう意味で我々は言葉を使っておるというふうに思っております。

それから、合併についても、皆言うたとおっしゃっていましたが、あの検証が今行われておりますから、こちら辺のメリット、デメリットを含めて、その教訓をどう次に生かしていけるかと。今日も申し上げましたように、ここは調査研究をしっかりやっていけということでございますが、十分データも今私なりに集めて、これからまた場合によっては、どうせ議会の皆さんともいろいろ方向づけしていく場合に、議論をしていきたい、協議をしていきたいというふうに思いますから、できるだけそういった全国的にほぼ今大体もう落ち着いてきておまして、そういう先行したところとそうでないところと、いろんなデータが出ておりますから、十分検証させていただいて、それを次に生かすという方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 初めの方です。私は先ほどお伺いしたのは、道路特定財源を続けるという前提で運動をされているテーマについてお話ししたわけで、国会が次にどうなるという話じゃないんです。だから、その憲政会館や山口でいろいろ集会がある道路特定財源確保の集会があるのをテレビで見ました。これは公費を使って一生懸命国土交通省の応援団になっているなど、このように思いました。

また今の地方公共団体の置かれておる立場から言えば、地方六団体がどんどん言ってくるでしょうから、仕方がないなとは思いますが。

なら、提案として高規格道路じゃなくて、身近な道路整備をするテーマを掲げてほしいという希望を出したわけです。それはそれですれ違いですけどいいです。

それでね、もう一つ、今度特定財源についての考え方ですが、私は山口新聞のコラム欄を、朝日新聞でいえば天声人語のところですかね、あそこに山口県内の県民がどれだけこの暫定税率でいわゆる石油関連の税金の、今本法も含めましてね、特定財源でお金を払っておるかという計算が出ておまして、そうすると県民が払った方が、県がやる事業より金額が大きいんですよ。数字が書いてましたよ。うそを言っちゃいけないから、言いませんけど、500億円ぐらいの金額ですよ。そして、それじゃ持ち出しじゃないかという質問をしたら、いや、国の方もいろいろやってくれよるから、大体とんとんじゃないですかという返事だったと。

その後、なら県民全部集めて、県で自由に使えた方がいいんじゃないかという結論が書いてありました。それで、私はそのとき平生町でじゃどれだけ町民が法律、お金払っているかなという計算をしてみたことがあるんです。極めてアバウトですが、その点について予測はできますか、町長。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 暫定部分の税率でこの払っておる、納めておるやつがどのぐらいになるかと。本町の場合でどうかというのは、大変申しわけないんですが、積算をした、試算をした経緯はございません。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 大変私はアバウトに計算してみたんですが、町民がいわゆるガソリンだけで本則も含めて、約1億5,000万円から2億円だと思うんです。

根拠はね、1台が1人800キロ走って、1年間で平均12キロ走って、58円払うてという計算ですよ。大体その予測で狂いますから、車何台あるかとか、なんぼ走るかとか。でも、アバウトにいけば1億5,000万円から2億円ぐらいじゃないかという私なりの計算があるんですが、そうすると平生町が本当にガソリンだけでそれだけの道路関係の予算が使われておるんだろうかという疑問を持っておりますから、今後こういうことについても、調査研究していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（8番 河内山宏充君） それでは、朝方の行政報告と先ほどの一般質問の細田議員さんが協働のまちづくりの中で少し感じたことをお尋ねをさせていただきます。

朝方の行政報告の中で、新年度の予算に協働のまちづくりということで、3つの条件をたしか御提示いただいて、御説明をいただいていると思います。まず1点目を住民自治、それと2点目

が補完性というお話をされました。3点目が何だったですかね、持続性ですか。この中でその行政報告の中で着実に住民との協働は進捗しているよというたしか旨の御発言があったと思うんですけども、その後細田議員さんの質問に対しては、その検証の方法はよくわからないというような、ちょっと数段後退したような御発言がありましたので、その辺の真意をまずお尋ねをさせていただければと思います。

それと、もう一点なんですけど、住民との協働の補完性、これ非常に言葉的には一緒の目線で何かやればいいというふうに受け取っているんですけども、この補完性、結局行政の仕事を丸投げしているんじゃないかという、そういう危険性もあるわけです。

そういった判断の基準材料、これいつかも協働のまちづくり事業の中でもあったと思うんですけども、その後確かなこういう条件のもとで、こういうふうに行っているんだよというふうなことがあれば、お尋ね、以上2点のことをお尋ねをさせていただければと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 協働のまちづくりについてですね、いろんな自主防災の話から地域の力発揮事業を含めて、今日までこのまちづくりについては、意識の共有化、それとそういった取り組みについて、一定の前進があるというふうに私も申し上げさせていただきました。

それを具体的にじゃあ評価をする判断資料というのはどうかということで、先ほど問われましたので、これはどういう判断資料でもってそれを言うかということについては、私が今それこそさきの元気の話じゃないけれども、活力があるかどうかの判断と同じように、あくまでも主観的な判断でやるというのではなしに、客観的にどういう点で判断をしていけばいいかという指標をこれから考えていきたいということを申し上げさせていただいたわけでありまして。

協働のまちづくりについては、私はそれなりに今前進をしておるというふうに思っております。特にまた3原則申し上げましたが、補完性については、それぞれ行政でここまでの分野はしっかりやりますが、ここからはじゃあ地域住民の皆さんとお互いに力をあわせてやりましょう。まさに自助、共助、公助といった場合の共助の部分をお互いに力を出しながらやっていきたいと思います。これがいってみれば補完性というところになるのかなというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） 河内山宏充議員。

○議員（8番 河内山宏充君） 協働のまちづくり、共助ということで、これの大原則が情報の共有化ということじゃなかろうかと思うんですけども、同じ目線、つまり情報の共有化、同じ目線で同じ課題に立ち向かう。そうすると、かなり行政の仕事の中のいろんな情報も、公開していかなくちゃいけないと思うんですけども、それは条例等の問題で随分と今までクリアはされてきてらっしゃいますが、より一層情報の共有化ということも、今後の命題として掲げていただいて、この協働のまちづくりには、ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、一応要望しておきま

す。

以上です。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

○議長（田中 稔君） 本日の質疑はここまでといたしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月11日、午前9時から開会いたします。

午後3時36分散会

平成20年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成20年3月11日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成20年3月11日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君	書記 吉岡 文博君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君	副町長 …………… 佐竹 秀道君
教育長 …………… 合頭 興亞君	会計管理者 …………… 岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	高木 哲夫君

企画課長 …………… 吉賀 康宏君 町民課長 …………… 木谷 巖君
税務課長 …………… 洲山 和久君 健康福祉課長 …………… 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 …………… 中本 羊次君
建設課長 …………… 安村 和之君 教委総務課長 …………… 福本 達弥君
教委社会教育課長 …… 弘中 賢治君 財務班長 …………… 池田 真治君

午前9時00分開議

○議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、藤村政嗣議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（田中 稔君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

昨日、行政報告に対する質疑が終わっておりますので、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算について、質疑を行います。質疑はありますか。吉國茂議員。

○議員（9番 吉國 茂君） ちょっと企画振興費で、昨日の岩本議員との絡みも出てくるかと思いますが、地方バス路線維持対策費、これが何路線で、大体対象人口をどのぐらいに見られて、どのぐらいの利用が見込まれて、どのぐらいこれでほかに行く人のこれを利用されない方、車がどのぐらい、車、自家用で行かれるのか、ほかの方法があるのかとかいう詳しいデータをお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中 稔君） 吉賀企画課長。

○企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの吉國議員の御質問でございます。18ページの総務費の

総務管理費、企画振興費の負担金補助及び交付金の補助金でございます、地方バス路線維持対策費でございます。

この地方バス路線維持対策費の補助金につきましては、いつもこの3月の補正でお願いをいたしております。民間のバス会社が9月決算ということで、それから精査をいたしまして、この3月ということでお願いをしております。このたび521万4,000円でございますか。昨年がちなみに363万4,000円ということで大幅な伸びを示しております。

このバス内容でございますが、いわゆる柳井から上関に渡りますいろんな系統がございます。上関まで行かなくて佐賀までというのもございますし、全体的には7系統でございます。例えば、柳井からロックショッピングタウンを経由して上関、また従来の十三割の方を通過して小学校の前を通過して行く路線とかですね、大野を通る路線とかいろいろございます。それが7系統ということでございます。このバス路線については、基本的にはお年寄り、また子供の通学ということで、いわゆる生活の足ということで行政としても補助をしておるという内容でございます。

この大幅に伸びた理由については、基本的にちょっと分析いたしましたら、やはり乗車の数が減っておると。以前は、柳井から上関の一番大きな系統のものが、結構ドル箱路線といえますか、多く人が乗っておったんですけど、これがだんだんやっぱり人口減少とか、いろんな分析もしていかなくちゃいけないというふうにも思っておりますけど、かなり減っておると。この辺でいわゆる経費と収益の差のいわゆる赤字について、民間のバス会社の方に、国、また県、また市町の自治体が補助をしておるといような状況でございます。そういったことで、3年ぐらい前に、路線のダイヤ改正をさせていただいて、ある程度減少をさせていただいたという経緯もございます。今は、そういったことで、この補助金が増えておるといのが実情でございます。

また、先ほど今後のそういった内容の中で、データの内容についてはどうかということでございますが、民間のバス会社の方には、基本的には、年に何回か乗降の数を調べるデータを持っております。それと、毎回ではございませんけど、年に何回かというふう聞いております。

それと、あとその辺のデータについては昨年いただいたものがございます。どこで乗ってどこで降りたとかいうような数も、十分その辺のデータもお示しもいただいておりますけど、今そういった詳しい内容についてはちょっと今データがございません。ただ、先ほど言いましたように、以前に比べてかなりいわゆる人口等の減少、また、マイカーの普及等で、通勤、また通学、またお年寄りのそういった生活の足としてのものがいろいろと減少しておるといのが、今の現状の中でこうして500何十万円かのデータ、金額に上がっておるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

○議員（9番 吉國 茂君） 僕もこの問題、高齢化の足の問題、この一般質問でやろうかと思
ったんですが、これが補正があるからと思って昨日も抑えたところなんです。要は今言っても、
人数が減っちゃうからちゅうのはこれは企業の論理なんですよね。数をふやして便をよしたら
増えるかもわからんちゅう。それで減っていったらどんどん金を入れていくのかと、その問題も
あります。この問題はこれでいいとして、僕はそれを否定するわけではないんですが。

今からこう走っておりますと、随分僕は、一般は紅葉マークというんですかね、というんだそ
うですが、僕は枯葉マークって嫌だなとかいつも思うんですが、それが増えていきますし、すごく
こう緩い運転も増えていきますし、ああこの人は危ないなというんが増えておるわけなんですよね。
そういった統計をつかんでおらないと、今年この生活の中で足を確保するというステップの第一
歩にならないような気がするんです。それは、警察とかいろいろと今度だんだんこういう車
を乗らなく——高齢者の車のある程度の年代になったらもう放棄してもらおうとかいう方法をとっ
ていくためには、じゃあどうしたらいいんかというんがなけりゃいけんわけですね。

それで、昨日の話を聞いておりますと、僕もちょっと見ましたけど、大野の個人の名前を言っ
ちゃいけんけど、帆足先生なんかやっておられるのも見ましたけど、じゃあそれはそれで民間
をそういったボランティアを使ってそういうことをするんであれば、今年は、その自然発生的に
そういうボランティアちゅうのは出てきませんから、僕もこの車いすが乗る車ですから、ちょっ
とはそういうのも議員をやめたらやってみようかなという気持ちはありますけど、人を乗せて行
くのに危ない、事故ったらどうするんかとかいろいろな問題があります。そういったクリアをど
うしていくのか。

じゃあ民間だけで今のこの路線、老人対策のができるのか。具体的にそれを示さないと、誠に
町長の言われる理念はわかるんですよ。そういったものも利用しなきゃいけない。だが、その理
念はわかるんですが、何かすごい予告編を見て、本編を見たら何、金を払うのちゅうような後が
多いわけなんです。具体的に今年はその部分に対してはどうしていくのかという戦略があるの
かどうか。そういったものに対して、幾らまでこういったものが必要になってくるのか。その何
といいますかね、そのときになったらそのときにできるよと言われりゃそれですけど、民間を活
用するちゅうのはそんなに簡単なもんじゃないと思うんです。

いろいろな問題でもそうなんですけど、地域の力発揮事業なんか、僕かなりそういうふうなも
の僕はそれはそれですばらしいことだと思うんですが、その後具体的にそこから発展していく
ステップが見えない。だから理念はわかるけど、スケジュール感とか現実感とかが全く出てこな
いというのが、昨日も岩本議員が言われよった話の中で、どうもじゃあ町はどのように発進して
いくのかというのが誠に我々になかなか見えにくいもんですから、住民になおさら伝わらん
んじゃないかと思うわけですね。今年は、こういうことに対してじゃあ住民の足を確保するために

は、どのぐらいのボランティアで賄えるのがどのぐらいになるのか。この路線の維持費で賄えるのがどのぐらいなのか。それはなかなかデータちゅうのはとりにくいですけどね。そういったものをある程度つかんでいかないといけないんじゃないかちゅう気もするんですよ。

この前も、以前話したかしれませんが、柳井の本屋に行きますとね、ああこんなもあるんかというようなエクセルで、お客さんが来たらどのぐらい、2回目に来るお客さんの数がどのぐらい来るかとかいうデータのとり方とかいうのが、見本的にちょっと役場の——役場ちゅうか市役所とかで、1人目が来たときに、あと何人目がどのぐらいの人数が来るのであれば、2回目に来るのがどのぐらいのデータだというのがちょっとおもしろかったんですが、あんまり詳しく載ってないんですが、見ていませんけど、その——すみません。切るのを忘れていました。本屋に売っていましたが、そういったいろいろ研究する部分もあると思うんですけど、一つそういうものを具体的に、じゃあ今年は今言ったように、民間をそういう育てるというのであれば、どのぐらい育てるのか。今から何年以内に、またこういったものがどのぐらい必要なかというのが目安がないと、それはしっかりやりなさいよといったってなかなか出てこないと思うんですよ。その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいま課長の方から、地方バス路線の補助について先ほど説明をさせていただきましてけれども、この地方バス路線も、だんだんダイヤの改正等重ねて今日まで来て、結局その利用者がかかり、バスというのはもう決まった時間に通りますから、なかなかその利用者の立場から言うと、もうちょっと自分の行きたい時間とかちゅうのがあるはずで、なかなかそこら辺で、ですから当然通勤・通学、それからもう決まって行かれる方は利用されますが、そうでない方はなかなか利用しづらい部分があるんだろうと思っておりまして、このダイヤの問題も含めて、これは将来、例の民間の会社と協議をしていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。これはもう切実に今これだけ利用が少なくなってきて、乗っておられる方が少ないというような状況の中で、補助金だけはどんどん払わなきゃいけないとこういう姿が、これからも将来続けるというのは問題があると思っております。

それともう一つは、町としての考え方というのは、先ほども申し上げましたが、昨日も申し上げましたが、全町的にこれから考えていかなきゃいけないのは、高齢者の足をそういった意味でどうやって確保していくのかと。行政がやる部分と、それから今言う地域の住民の力でどこまでできるのかと。現実的に今、例えば地区社協で大野の場合は昨日も紹介したように、そういう形で運転ボランティアをやって移送サービスが行われておる。この辺も社協が車を提供して、その地区社協でその車を利用して、前もって予約制で利用される方は登録しておいて、いついつ何時に病院に行くから、あそこの銀行に行くから、買い物に行くからとこういうことで利用されておら

れて、かなり喜ばれておるといふことで、今、ちょうど半年目ぐらいですから、この辺もかなり定着をする動向にあらうと思ふますから、そこら辺の今やりながら状況を見て、今年はですから、昨日も言いましたように、他の地域でのそういった地区社協のかかわりができないかといふことで、これは社協の方とも、社会福祉協議会の方とも協議をしていこうといふことで、昨日お答えさせていただいたわけございまして、そういうことで、できれば地区でやる。そしてまた、行政で責任を持たなきゃいけない部分はどこなのかといふことを、これはもう一方でそういう民の方でそういう動きがある以上は、いわゆる公の方でも、そこら辺のじゃあどこどこをすみ分けしていくのかといふことも考えていかなきゃいけない問題ですから、この2年も3年もかけてといふことにはならんと思ふます。

ですから、新年度でそういった地区社協のあり方等についても十分これから協議をしてまいりたいといふふうに思っておりますし、高齢者の方が安心をして、そういう足の確保ができるような方策といふのをですね、今いろんな全国的に見てもコミュニティバスとかいろいろ地区の、タクシー会社に委託をしたり、いろんなやり方で高齢者の足を確保していこうといふのをやられております。しかし、だんだんそれも昨日も申し上げましたように、できるだけ運営主体を地域にしていこうといふような動きがあちこちに出てきております。それはそれとしてあると思ふますし、行政は行政としてのまた役割、使命がありますから、その辺も十分どこまでを我々が責任を持って、ここまではじゃあやります。じゃあここから先はじゃあ地区社協の方でやってくださいと、こういうやっぱりすみ分けができるような形にしていきたいといふふうに思っておりますから、できるだけ早くそういう協議も持って、これからの足の確保に向けての取り組みを進めていきたいといふふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

○議員（9番 吉國 茂君） それはそれで結構なんですけど、じゃあ今年にそういったものをすみ分けするといふ考え方でよろしいでしょうか。それであれば、いつかの時点でどういふものどういうデータをもとにどのぐらいの民間を、いつまでにどのぐらいの民間委託を——民間委託といふか民間でやれる範囲がどのぐらいになるのか。それでどのぐらいの人が、高齢者が今から車を離していくのがどのぐらいのステップで年々行われて、何十歳と区切って——まあデータですから、元気な人もおりますけど。何十歳というスタイルで区切ったとして、どのぐらいそれが必要になってくるかといふのが、今年それを計画できるといふことでよろしいでしょうか。

○議長（田中 稔君） 町長。

○町長（山田 健一君） 今申し上げましたように、新年度に入りまして、社協の方とも、こういった地区社協の結成ができるかどうか。またやっぱりそれなりのコーディネーターなり、それからそこでやっていくやっぱりリーダーの方、世話をする方、人的なやっぱりそういう体制という

ものが要りますから、そこら辺も十分協議をしながら、一方では今おっしゃったように、じゃあどういうその高齢者の方々のデータがとれるのかと。これはやっぱり同時並行的にやっていかなきゃいけないし、じゃあ今年度ここまでやりますよというのは、まだそういう社協との協議がありますから、これはもうできるだけ今年度にスタート切りましたら、十分協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成20年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては、全般と、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号平成20年度平生町一般会計予算について、質疑を行います。一般会計予算全般についての質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） 68ページですかね、民生費……（「まだそこ。全般」と呼ぶ者あり）いいんですかね。いいんでしょう。（「全般」と呼ぶ者あり）全般で。（発言する者あり）（「総論総論」と呼ぶ者あり）ああ失礼しました。

○議長（田中 稔君） 平成20年度平生町一般会計についての一般会計予算全般について。平

岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今年の予算が、新しい予算が提案をされてきたんですが、若干前年より減少と。若干で済んだ理由は、港湾関係の漁港関係の事業がかなりウェートを占めておりまして、これがこの事業自身は内容を見てみましてもそれほど悪くない。計画的にやっていければ、町財政——住民の要望にもこたえるし、町の財政的にも柔らかなショックで済む事業かなという感触を受けておりますが、これから先、予算規模が縮小傾向が続くと思います。

そうすると、今までの荷が、だんだんと数字で比べると、いわゆる公債比率の上昇、いろんな財政指数が悪くなってくると。総規模が小さくなれば指数が悪くなる。これは御存じだと思いますが、それで、これが大変心配をする状況だなという危惧を持っております。

今年の予算書全体から引き出してみましたら、いわゆる公債費——公債費が120——まあ起債残高ですね、129億円ぐらいで、あと償還金や負担金のその補助金の負担金、負担額、これが約10億円残っております。それから、約140億円ぐらいのこれからの償還金が、今年の予算を単純に計算しただけであるんですね。そうすると、公債費はそれで比率が高まってくる。その負担金の償還もこれは必ずちゃんと、これ10億円残っているわけですから来ると。そうすると、この予算規模が小さくなっていく。

それともう一つ心配なのが、町税の状況です。税源移譲で本来なら増えるはずの町税収入が、まあ町長の説明にもありましたように、いろんな要素で減ってきておると。私はもともと地方財政というのは、自主財源で運営する仕組みになっておりませんから、地方交付税が一番の重要な自主財源だと思っておりますが、国はそう思っていないくてだんだんこれを減びてくると。地方財政の仕組みから言えば、地方交付税でやっていくようになっていくわけですが、それが全体として理解されていない。国も理解していないと。そうすると、これからだんだん先が細って行って重荷だけがどんどん、総体的に量が増えてくると。この見通しについてどうしてお考えを持っておりますか。若干ちょっと危惧を持っておりますが。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 2、3点御質問をいただきまして、全般で予算規模がこうずっと縮小といたしますか、40数億円台になってくると。一般会計で。特会を含めてもかなり今回は老人医療から後期高齢者医療にいくというようなこともありまして、かなり縮小化傾向にあると。当然その借金はあるわけですから、その比率がそのままいけば、負担が比率が総体的には高くなるのではないかと。一般論としては、それは確かにそういうことになろうというふうに思っております。

実際に今、この前から公的資金の補償金免除の繰上償還のときに、御説明申し上げましたように、健全化計画をやっぱりきちっと策定をして繰り上げをやるということで、我々も今見通しをいろいろ精査をしながら持っておるわけですが、この前申し上げましたように、この前

の実質公債費比率が、17年度決算で17.6、それが18年度決算で18.9とこうなりまして、これから19年度の決算で恐らく19ぐらいにいくでしょうと。恐らくそれが当分19が2、3年続きまして、あと18からずっと下がって今がまさにこのピークです。

25年度で18%を切るという想定——想定というか試算のもとに財政運営をやっていくということで、今ここのは特に公債費の問題については大事なところですから、しっかりそこをルールにしてやっていこうということに今いたしております。また、あと詳しい資料等については、また担当の方からも説明させますけれども。

それと、町税の関係についても、昨日も申し上げましたように、税収確保の分野で、あれだけ税源移譲があったわけですから、本来ならもっともっとあってしかるべきであります。去年の秋にも補正でまた落とすというような経緯があったわけでありまして、まあこれから例の22年度からは、昨日も藤村議員の23年度までの見通しを、中期の見通しを出しましたけれども、22年、23年から例の税収確保については、一つは風力発電の固定資産税、それからもう一つは都市計画税の導入というような、税収確保の対策も含めて、今我々とすれば手をつけていこうと。そして、歳入と歳出の一体改革を進めていこうとこういう基本的な考え方のもとに、財政運営を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） よろしいですか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、町長、いわゆる健全化計画の説明、前に聞いた説明をそのままされましたが、あの健全化計画自身は、私はそれを聞いたときにああそうですかと。しかし、なかなかそうならんでしょうというのが、今までの健全化計画というか、財政見通しじゃなかったんじゃないかと思うんですね。

まあそういう長い間、議員やっけていまして、そういう具合に健全化計画、ああいう財政計画は聞いてまいりまして、そのとおりになってきたら。だからそれはそれで一応つくってやっていくことは大事ですけど、おっしゃる健全化計画はこうなっているから安心だということにはなかなか信じがたいところがある。とにかく予算規模が縮小してくる。義務的に返さなきゃ借金や負担金の比率が相殺する。そうすると、何が起きるかという、先ほど今、くしくも町長が申されましたように、都市計画税で住民に負担を求める。事業をカットする。いわゆるその縮小、住民負担のそのパターンといいますか、こういう暗いイメージが先に見えてくるんですね。

これでこれから先も健全化計画をつくっていくという話ですが、起債は計画的にやっているけど、かなり見てみまして10億円の負担金がありますね。これがかなりやっぱりその重荷になると思いますか、無条件で。これも今回のやっぱりずっと見てみまして、ああこれは大変だなという気がする。この負担金の事業をやるための負担金を見ますと、特に県事業なんかも大きな負担金が残っていますよね。こういったことの軽減対策というのはできないんですか。

○議長（田中 稔君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ちょっと負担金もですね、かなり県事業等を、いわゆる昨日の話じゃありませんけど、公共事業をしっかりとやればやるほど逆にこの負担金についてはついてくるところということで、かなり抑えて平生町の場合はやってきてはおるんですが、ここら辺の比率が近隣に比べればかなりまだ抑えてはおりますが、この軽減策というのが、ちょっと具体的に検討はしたことがありませんけれども、負担金の返済については、それなりにやっていかなきゃいけないんだろうと思います。ちょっと財務班長の方からお答えさせていただきます。

○議長（田中 稔君） 池田財務班長。

○財務班長（池田 真治君） 御質問の点でございますけれども、負担金といいますのは、一般会計の予算書を御覧いただければ、後ろの方に債務負担行為、今年度の負担を掲載をいたしておりますが、10億円のうちの大半を占めますのが、田布施・平生水道企業団に対する新規配水管、あるいは配水池、これに対する負担金ということでございまして、10億円のうちの約8億円余りを占めるという状況でございます。田布施・平生水道企業団につきましても財政健全化計画ということでお示しをさせていただいておりますが、非常に厳しい財政状況であるということでございまして、料金改定等も予定をしながらということでございますので、この負担金をやはり田布施町ともどもでありますけれども、これを削減するということは、水道企業団の方の経営を圧迫するということにも直結をいたしますので、なかなかこの削減にということになりますと難しいというふうに判断をいたしております。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 負担金についての今この表を見たらわかるんですよ。これは何か繰り延べをする方法だとかちゅうのはないのかどうかと。これも一つあると思うんですよ。もうテーマははっきりしちよるんですから。これもちょっと知恵を出していただきたいと。

それと、言いましたように、この私は起債の残高を見まして、かなり減ってきておるんですよ。この要素は2つあると思うんです。一つは事業をやらないと言うたら表現が悪いですが、事業をやらないから起債をしなくて済んできた。しかしやればまだ起債が。これはとり方によるんですよ。それは財政状況を見て事業を抑えたという表現もあると思うんです。ここの表現はどちらがいいかということになると思うんですけどね。

これは、しかし、国の財政で今年なんかまた2億円近い財源対策債ですか、借金をして国も地方交付税のかわりに、おまえらも借金して賄えというふうのがあるから、どうしても借金というのは膨らんでくる傾向があるわけですけど。このいずれにせよ、このままいくと縮小スパイラルで借金の比率が高まってくる。事業を削る。住民負担を増やす。住民のいろんな事業をカットすると。こういう方向にいくと思いますから、抜本的なやっぱり基本的な考えを、どうした

ら地方財政が確立するかという方向に持っていかにやいけん時期に直面していると思うんですね。このままやっていけるように、私はやっていけない時期がだんだんこの調子では来ると思いますから、この点を危機感を持った対応をこれから先もいろいろお話をしてまいりたいと思いますから、この点についてこれで終わりたいと思います。

○議長（田中 稔君） 山田町長。——要望ですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） 68ページの工事請負費、エアコン設置ですかね。これは、19年度も240万円ほど出ているんですね。平生保育園、それから宇佐木保育園、佐賀保育園、今年度も出ているんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 孝之君） 68ページの工事請負費のことです。昨年も佐賀の保育園等々保育園の方のエアコンの方を設置をさせてもらっております。

それから、平生保育園につきましては、今計画的にエアコン——それぞれの部屋にエアコンをつけようということで今考えておまして、継続的な事業とさせてもらっておりまして、平生保育園につきましては、19年度は厨房にエアコンをつけております。今年度は、平生保育園の方では園児の部屋にそれぞれ3部屋に今エアコンを平生保育園の方はつけようと考えております。それから、宇佐木保育園の方は18年にエアコンを設置いたしておりましたが、園児の増加によりまして、2階の方に1室、エアコンをつけようというふうに思っております。

○議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） そうすると、今はエアコンがある部屋とない部屋があるということですね。そうしますと、今年度にそれが全部設置が済むのか、来年度にもまたそれが要るのか、

その辺をちょっと説明してください。

○議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 孝之君） 少し説明が悪くて済みませんでした。平生保育園の方につきましては、これですべてそろろうというわけではございません。また、次年度からも継続して行おうと思っておりますけれども、またこれはよく相談をいたしまして、設置の方に、予算づけの方につきましては御相談をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 児童福祉費、66ページですが、柳井のファミリーサポートセンター、今少子化が叫ばれている中、この負担金が約4分の1削られちよるわけですね。この辺は、今の少子化の関係と、昨日も質問がありました一時保育の問題、いろいろ問題を考え合わせてみますと、この辺で何でこの4分の1削られたのか。その理由をお願いをいたします。

○議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 孝之君） 今の御質問は、66ページの柳井ファミリーサポートセンターの補助金のところでよろしゅうございますね。はい。昨年度、ファミリーサポートセンターの補助金が、たしか30何万円あったと思います。今年度9万円に減額をしておりますけれども、今おっしゃられるように、少子化対策で、この事業というものは、平成16年ぐらいから広域化で取り組んできたと思いますけれども、利用者の数が18年度はかなり増えてまいりまして、その関係で実績を勘案いたしまして、19年度大きく増額をさせてもらったと思っております。19年度につきまして、今年度につきましては、利用の方がそこまではなかったために、その実績を見て少し抑えて当初予算は出発させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 今、答弁を聞いておりますと、18年度は急激に増えた。それで19年度はちょっと減った。20年度はまた増えるかもわからんのですよね。それで、その中で4分の1の予算を削るちゅうのはいかがなものかというふうに考えて。特にやっぱり町民の皆様方が、この柳井ファミリーサポートセンターね、これを御存じない人が多いんじゃないかちゅうような気もするんですよ。ちょっと前々回じゃったか一般質問をさせてもらったときに、一時保育の問題でもこの柳井ファミリーサポートセンターを御存じなかったんですよ。そういう問題もあるからやっぱりこの予算そのものは削るべきじゃない。今からますます増えるんじゃないかこのように考えておりますので、この辺のところはひとつよろしく願いをいたします。

○議長（田中 稔君） 要望ですね。はい。

ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） たしか58ページの説明のときにあったと思うんですけど、小地域福祉活性化事業、これの内容と、社協に任せるとおっしゃったような町長の説明があったような気もするんですけど。あと63ページの福祉のまちづくり条例についてと、それから障害者福祉策定委員会委員、これが7人おりますけれど、この内訳、お願いいたします。（発言する者あり）

○議長（田中 稔君） もう一度済みませんが、聞き取れなかったそうです。

○議員（6番 細田留美子さん） 小地域福祉活性化事業、これの内容と、それから福祉のまちづくり条例、そして、障害者福祉策定委員会委員の内訳、お願いを。その3つです。（発言する者あり）

小地域福祉活性化事業、これは新で上がっているんですけども、この中ちょっと探してみてもよくわからなかったんですけど、58ページを説明されたときに町長が説明されたと思います。

それからもう一つは、63ページの福祉のまちづくり条例、これはどういった内容に、どういったタイムスケジュールでつくられるか。

その右にある障害者福祉の計画が今年されるようですけど、その策定委員の内容です。策定委員がどういった方がなったのか。

○議長（田中 稔君） 暫時休憩します。ちょうど10時から再開します。

午前9時46分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（田中 稔君） 再開します。

河野健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、58ページの小地域福祉活性化事業につきましてでございますが、58ページの社会福祉協議会の方に956万5,000円、このうち小地域の方につきましては660万円で今年度、20年度取り組みたいというふうに考えております。

事業の中身でございますが、国の2年間のモデル事業を受けまして、身近な地域において住民相互の地域づくり、あるいはまた、支え合い活動を促進するものでございます。実施主体は平生町社協へ委託するように考えております。

具体的には、社協に地域福祉の促進を図るため、そういった指導助言者といたしまして、コミュニティソーシャルワーカーを1名配置するという、それから、小地域において支援を必要とする方に、見守りなどの支えあいマップづくり、こういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。これは補助率は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でござ

います。

次に、63ページの特定財源のところ、雑入で福祉のまちづくり条例というのが、これにつきまして御質問をいただきました。これは、山口県の県の条例でございます、高齢者、障害者の利用の便宜を図るため、例えば公共的な施設のバリアフリーを今最近進めておりますけれども、スロープとか点字ブロック、あるいはまた廊下の幅がきちっとできておるかとか、そういった審査を町の方に町の建設課の方で審査確認をしていただいております。これに対しましてのお金でございます。今のところは、穴あけということで1,000円ほど組ませてもらっております。

それから、同じく63ページの障害者福祉計画策定委員会のところでございますけれども、障害福祉計画につきましては、平成18年に障害者自立支援法に基づきまして、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るための計画をお金の方を計上させてもらっております。これは、18年、19年、20年度の計画でございますので、20年度は新たに、21年度、22年度、23年度の計画に対して策定をするものでございます。

それで、委員の皆様方は、今考えておるのは、障害者の団体の方からお一人、それから相談支援事業者から2人、福祉サービスの事業者の方から2人、それから、民生委員協議会の方からお一人、ボランティアの方からお一人ということで、計7名、委員の人をお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） 先ほどの吉國さんの質問のときにもあったんですけど、あれはバス路線についてでしたけれど、主体を地域に福祉関係も持っていくべきものというか、住民の助け合いでやっていくべきもの——やっていくべきと申しますか、そのやらざるを得なくなる。もうこれからそういった住民の自立をどんどん促進していかないといけない時期に来ておりますので、こういった国のモデルを受けられたというのは、とてもそういった意味でいい時期にいいものを受けられたなと思いました。

あと、穴あけ予算はそうですね、こういうものがどうしてこうあるのかなと思っておりまして、そのあたりはよくわかりました。

障害者の委員の内訳で、当事者の保護者の代表がお一人ということなんですけれど、このあたりができればお二人で、あとのところのどちらかを相談員か何か、事業者かをお一人ぐらいの、できれば利用者の方の保護者を1人、代表1人じゃなくて2人にさせていただきたいかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

○議員（7番 柳井 靖雄君） 母子衛生費、71ページですかね。この母親学級というのが2つあるんですよね。これの意味がちょっと理解できないんで、今言う71ページ、母親学級6万8,000円ですか。それで72ページにも母親学級4万8,000円。これをちょっと説明してください。

○議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 孝之君） お答えをさせていただきます。

71ページの報償費、8番目の報償費の医師謝礼のところの母親学級、それから72ページの助手謝礼のところの母親学級でございますので、医師に対するお礼と、それから助手、看護師に対するお礼でございます。中身はそういったことでございます。

以上でございます。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 土木費について、3点ほどちょっと質問をいたしたいと思えます。

92ページの補助金、住宅建築物耐震化促進事業、耐震診断と改修、これの事業の説明をお願いをいたしたいと思えます。

それから、94ページ、委託料、洪水ハザードマップ作成450万円、これの事業の内容につ

いて、若干は触れられておりましたが、ちょっと詳しい内容をお願いをいたしたいと思います。

それから、96ページ、港湾使用料分配金です。負担金のところ。負担金のところで、これは入で話をしようかなとも思いましたが、先ほど申しました償還金の負担金との兼ね合いもありますが、この雑入の港湾使用料分配金ですね、これが329万7,000円、これの計算の仕組みとといいますか、どういう具合になって。これがまあ分担金の返還には大きな役割を果たします。少し流れを見てみますと、19年度当初予算で150万円組んで出ておられて、今回の補正で約180万円組まれております。330万円ですか、途中はちょっと抜けてあれば別ですけど。そうすると、大体もう目いっぱい330万円が今度、入で組んで出られた金額になるのかなと。先ほど端数がありますが、ちょうど数字があるのかもしれませんがね。これを今後の見通しも含めまして、計算方法、今後の見通し。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） それでは、お答えをいたします。

まず、92ページの住宅建築物耐震化促進事業の関係でございますが、これにつきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正をされまして、昭和56年5月以前に建築された、現在の耐震基準にあわない建築物についての耐震化の促進を図るものでございまして、20年度につきましては、木造住宅を対象に予算を組んでおりまして、耐震診断につきましては、上限が4万2,000円に対する3分の2の補助金で6戸予定をいたしております。

それと、耐震改修につきましては、上限が45万円に対して、やはり3分の2の補助金で2戸予定をいたしております。

それと、94ページの洪水ハザードマップでございますが、ハザードマップにつきましては、災害時における浸水が想定される区域や、危険箇所があった際の避難場所をわかりやすく示す図面でございます。これも水防法の改正に伴いまして、田布施川、灸川、大内川の3カ所を対象にマップをつくるものでございます。これにつきましては、国、県、町がそれぞれ3分の1の負担をするものでございます。

それと、96ページのまずは雑入の港湾使用料分配金でございますが、これにつきましては、平成8年の11月に、県と交わりました協定書に基づきまして、港湾使用料収入から管理費を除きました、必要経費を除いた2分の1相当を県と町で折半をいたしまして、雑入で入るものでございます。

これにつきましては、償還に充てるわけでございますが、現在、平成8年から16年分の借上げについて償還いたしておりますが、15年と16年分につきましては、まだ元金の償還が入っておりませんので、今後につきましては、2年後、平成22年が償還についてはピークになるん

じゃなかろうかと思っておりますが、使用料収入につきましては、大体この程度で推移するのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そうすると、耐震の補助金、建築物耐震促進事業ですか、耐震化促進、これは申し出によって、申し出があれば診断しますよ、改修すれば補助しますよという事業なんですね。申し出がなければ必要ないと、こういう事業なんですね。そう理解していいですか。

それと、次のハザードマップですが、私はこれちょっと危惧をしておるんですが、国、県、町で3分の1、田布施川水系、灸川という話でしたが、これは結局、事業はどこがどのようにやられるんですか。まあよくありますように、こういうのをやりなさいよということで、国や県がお金をつけてきてんですが、大体今までの例でいくと危惧をしておるんですが、国の外郭団体が〇〇協定、マニュアルどおりのハザードマップをつくっておいでになると。ある意味では町が3分の1を出しただけと。よそでするという事業になっていくんですか。どうもそういう危惧を持っておるんですが。その中身を教えてくださいたいと思います。

それと、港湾の県と半分ずつだということですが、これを使用料を増やす方法が、それと船の出入り、いろんなことがあるんでしょうね。これはやっぱりここは先ほど言いましたように、負担金の負担を少しでも少なくしようとすれば、この努力は必要だと思うんですね。このぐらいで300万円ちょっとぐらいですか、で推移するだろうという想定は、何を根拠にされておるんですか。これについてもお伺いしておきたいと思います。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） まず、ハザードマップでございますが、これにつきましては県が、県河川でございますので、県がそれぞれ分析したデータをもとに町が作成をするということでございまして、基本となるものは県がデータをつくっております。それをもとに策定委員会を開きまして、どういいますか、専門家とか、県と一緒に、当然地域住民も入るんですが、策定委員会を開きまして策定をするというものでございまして、この作成に伴う策定委員会の報酬と、それから作成費用ですが、これにつきましては、町の単独、持ち出しということでございます。コンサルに委託する分につきましては、補助対象ということになっております。

それと、港湾の使用料の関係の想定でございますが、なかなか難しい状況ではございますが、昨年の実績と18、19年の実績を見て、大体そのぐらいになるんじゃないかという思いでございます。（発言する者あり）

○議長（田中 稔君） 耐震改修。いいですか。よろしいでしょうか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ハザードマップは、ちょっとまだよくわかりません。そうすると、これは町で策定委員会をつくって、田布施川なら共同事業に、県も共同事業になっていくんですか。その田布施川、平生町に直接かかわるところの田布施川なんですか。そこのところをちょっと。平生町でつくっていく補助金、あくまでも平生町でつくっていくものなのかどうか。ここのところをちょっと。とにかくね、この国、県の補助金というのは、ぱっぱとこう随分思いやりがあるなというほどお金をつけちゃってですけど、こういうときには大体コンサルが入ってくるんですよ。地元とはあんまり縁が遠いところで作られて、きれいな地図ができてくるという事業に終わっちゃいけないと思いますので、ここのところはもうちょっと作成のプロセスをもうちょっと説明してほしいです。

それともう一つ、港湾の使用料を増やすためには、何をすればいいか、どうすればいいのかということなんですが、19年度は当初で150万円組まれて、180——179万円何ぼですか、今回の補正がされて、320万円ちょっと。大体同じ金額になっている。ですから、私は19年度の予算組みの状況を見れば、20年度もこれからまだ実績を考えれば上積みがあるのかなという想定をするわけですが、目いっぱい組んで、19年の実績を見て目いっぱい財源確保で組んだと言われればそうなんです、これはつい成り行きで任せちゃったらだめだと思うんですよ。せっかくこういう収入があるわけですから。その努力とこれから先の19年度の予算組みのパターンと20年の予算組みのパターンが同じなのか違うのかというのがあります。今言いましたように。19年は倍以上に増えている。20年度は目いっぱい組んできてもうこれ以上増えませんかと。この見通しなんです。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） まず、ハザードマップの関係でございますが、田布施川、灸川につきましては、平生町側の浸水区域を想定してのマップをつくるもので、昨年19年度に田布施町についてはもう既につくっておられます。それで、今年は平生町がつくるということでございまして、先ほど申しましたように、それぞれ策定委員会を設けまして、その中で検討をしましてつくっていくというものでございます。

それと、港湾使用料につきましては、19年度は、18年度の実績を踏まえて当初低めに想定をいたしまして予算組みをしていましたが、19年度の実績によりまして補正をしたという流れのものでございまして、今後の算定方法につきましては、従来と変わっておりませんので、よく精査をしまして、またどういった使用料収入の確保ができるのか、検討していきたいと思っております。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 99ページの住宅費、この工事請負費ですかね。これは今町営住

宅の住宅解体だと思うんですが、この中に修繕費そのもの、町営住宅の修繕費そのものが入っているかどうか。入っているのであれば、その予算は幾らなのか。今、町営住宅の入居者を募集をすると大変多いわけなんですよね。そうすると、その町営住宅そのものを修繕をして、町民の方に快適な暮らしをしてもらうという面から見ると、その修繕費そのものをやっぱり幾らあるんか、去年とどうなっているんか、その辺をお答え願えませんでしょうか。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） 99ページの住宅管理費の工事請負費でございますが、これにつきましては、まず住宅の解体につきましては、尾土路、上横住宅で尾土路につきましては1戸、上横につきましては2戸の解体工事の予算組みと。それと中村団地と磯崎の火災警報器の設置工事でございます。修繕につきましては、修繕料を別枠で、98ページの需用費の中の修繕料240万円、これで前年と同じ額で対応させていただくということで予算計上をいたしております。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） 100ページの防災ボランティア、3,000円掛ける24というのを組んでいらっしゃるんですけど、この防災ボランティアは、どういった活動内容を考えていらっしゃるのかということと、その24人という人数はどういう根拠で出されたのか。この3,000円掛ける24の内容をお願いいたします。

○議長（田中 稔君） 高木総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） ただいまの防災ボランティアの予算組みでございますが、自主防災組織の設立に向けて、いろいろここ数年自治会を通してお願いをしてきました。そしてまた、いろんな災害訓練をしていただく中で、有事の際に、河藤議員からも御質問がありましたように、オフロードバイク、二輪車を有効活用していく上で、どういう方法がいいかということで、昨年の職員の参集訓練時も、ウイングパトロール隊に参加をしていただいて、実際のことを想定した訓練をしたわけなんですけど、これから本当にそういった方々の協力をいただくという中で、災害時となるとより危険性が伴います。そのときに出勤をいただく場合にその方々の補償がありません。消防団員は当然そういった補償がございますけど、このウイングパトロール隊に参画されている方については、全く現在においては町の方から補償措置がございませんので、こういう形で報酬はごくわずかなものなんですけど、この位置づけをすることで県の非常勤の関係の補償措置を適用したいということで予算組みをさせていただきました。

○議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。吉國茂議員。

○議員（9番 吉國 茂君） 101ページの補助金の地区自衛消防、これは自治会の関係なんだろうと思うんですが、それとその下の自主防災組織合同訓練、これとのちょっと説明を。戸数とか説明をお願いします。

○議長（田中 稔君） 高木総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） 今、補助金2点にわたっての御質問でございますが、地区自衛消防につきましては、これまで佐賀地区が主体でございましたが、各自治会、あるいは自主防災組織において、それぞれ初期消火設備を設置するという場合の補助内容でございます。上限が12万円ということで、2分の1補助という形で、例えばある自治会で消火栓がある。そこに初期消火設備のホースとか放水口を設置する。またそのホースを入れる格納庫を設置する。そういった内容が主なものでございます。

自主防災組織合同訓練につきましては、新年度、新しい補助メニューということでお願いをしておりますが、昨今の防災訓練の意識の高揚に合わせまして、それぞれ1地区だけではなくて、複数の地区にまたがって避難訓練、あるいは防災訓練を行われる際に、若干の経費について補助をしていこうということで、今考えておりますのが、上限が1回について5万円程度、これについては、ただ避難訓練だけでしたら費用はかかりませんが、実際に例えば炊き出しの訓練をされるということになりますと、原材料費なんかかかってまいりますから、そういったものを最低限助成をすることで意識の高揚に結びつけたいというふうに考えておりますし、今、まだ地元との折衝はしておりませんが、昨年大野地区で防災訓練を行いましたので、今年につきましては、今、曾根地区で考えていきたいなというふうに予定しておるところでございます。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第8号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 収入の6ページ、たしか今回の補正予算で50万円、使用料が下がっていたと思います。今回の予算に対しても40万円マイナスとなっております。その辺でこのマイナスとなった原因そのものは何でしょうか。これは。

それと、受水費の関係ですが、この前と同じ、前年度と同じ、全く同じ2,300万円ぐらいの予算を組まれておりますが、この辺そのものは、だんだんこの収入が減ってくるのに対して、受水費そのものは変わらんわけなんですよ。その辺のところで何とか対策は打てないものか。その辺の考え方をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） まず、使用料の関係でございますが、補正で50万円減額したということなんですが、中身をちょっと確認、分析しましても、水産加工の低迷があるのではなかろうかと思ったんですが、これについては余り変わっていません。一般家庭の使用量が少なくなったといいますか、全体の使用量が少なくなったということでの減額の予算でございます。

それと、受水費の関係でございますが、これにつきましては、責任水量ということで、1日当たり500立方メートルで計算をしていますが、これについては当然変わらないということなんですが、受水量が変わらんに使用量が下がるということはいいいことではないので、一応今年で漁集の関係も終わりますし、そこら辺の使用量がどうなるのかということも検討していかなければいけないと思っておりますが、なかなか延びないのが現状ではなかろうかとは思っております。

○議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

○議員（5番 淵上 正博君） 使用量の方はよくわからないということなんですが、受水費の関係は、これはますますこのまま置いておくと結局は借金が増えるばかりなんですよ。その辺でやっぱり何年間か1回は、この受水費の関係もこう検討をして何とか落とす。こういう努力もされない、ますますこれは泥沼にはまっていくんじゃないかというふうに思いますが、その

辺については、何年に1回か、もし検討機会ができるのであれば、そうすべきではないかと思いますが、その辺の考え方はありませんか。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） 受水費につきましては、現在ずっと1立米当たり126円ということできております。これにつきましても、責任水量について各構成団体のほとんどが、基本水量以下での使用量になっておりますので、年に何回か担当の課長会議がございますので、その場でどういったものだろうかという投げかけはしてみたいと思っております。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成20年度平生町老人医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号平成20年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今年度で、この事業は終わっていくということでいろいろの経緯もありましたが、そうすると、この終了の手續だとか、今後の問題等が生じてくると思います。これについての取り組みはどうなっていますか。

○議長（田中 稔君） 中本経済課長。

○経済課長（中本 羊次君） 今の御質問でございますが、水産廃棄物事業につきましては、今御存じのように、平成20年度まで現行どおり運営を行いまして、平成21年3月31日をもって廃止する方向で、加工組合とも協議済みとなっております。

平成20年度までに、また機械の設備等の大規模修繕等が生じた場合、その時点で廃止を視野に入れて協議を行うこととしております。

今現在の状況でございますけど、施設の機械である熱風回転炉と内部の搬入・攪拌・搬出の役割を持つ機具の腐食と老朽により、機械に多大な負荷がかかるトリ貝の処理が困難となって、今、魚の残渣のみの搬入となっております。

それで、また今、質問の内容でございますが、今後にいたしましては、施設の取り扱いにつきましては、20年度の早い時期に土地の地権者と、また関係者と十分協議を行った上で考えていきたいと考えて今いるところでございます。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そうすると、考えていきたいと考えておりますという説明でしたが、20年度中に、すべての手続や事業を終え、処理が終わるとそのように解釈していいわけですか。

○議長（田中 稔君） 中本経済課長。

○経済課長（中本 羊次君） 一応公的支援は、20年度をもって終了するものでございますが、適化法とかそういった取り扱いについては、今後県ともよく協議を行いまして、進めてまいりたいと思います。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この20年度から、いわゆるその運転というか普通の事業になっていく。建設が終わりまして。そうすると、先ほど簡易水道の話も出ておりましたが、ああいう状態でとにかく下水道の流入量を処理をして手数料を得て事業をやっていくと、必要な処理をしていくとこういう事業になっていくわけですが、そうすると、またいわゆる入るものは入らない、出るものは出ていくとこういうパターンになっていく。これはそうすると、基本的にやっばりできるだけ差額を小さくしていくという努力が必要になってくる。この方針が大切だと思いますが、まだまだつなぎ込み等も100%じゃないと思いますし、こういった運営方針について伺いをしておきたいと思います。

○議長（田中 稔君） 安村建設課長。

○建設課長（安村 和之君） 漁業集落につきましては、今年度で工事が、整備の方が終わるということで、この3月末での見込みでは、約550世帯が処理区域内になろうかと思っております。現在のところ約50%程度の水洗化率でございますので、まずこれを100%に近づいていく努力をしていくと、それと経費節減でございますが、21年度から上下水の使用料の一元化ということでございますので、佐賀地区につきましても、簡易水道との一元化をしても、職員の関係で言いますと余りメリットがないと思いますので、できれば簡水の統合計画、上水道との統合計画につきまして、これも同じように納付書の一元化を図って、経費節減に努めていきたいという思

いはいたしておりますが、まずもっては水洗化率の向上を高めていくのが先決ではなかろうかと思っております。

○議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、答弁で、方向としてはいいと思うんですが、似たような事業の事務的な作業の統合、それから水洗化率のその向上ですが、やっぱり置いておいたら、やっぱりうまく進みませんので、そういった点での方針をしっかりと立ててその努力をしていくと、そういう点の要望をしておきたいと思えます。

○議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から、議案第29号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第30号平生町土地開発公社の定款変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成20年度事業計画及び資金計画並びに予算

についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（田中 稔君） 日程第3、お諮りいたします。議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算から、議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算までの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議案第2号から議案第31号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（田中 稔君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、3月21日午前10時から開会いたします。

午前10時48分散会

平成20年 第1回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成20年3月21日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成20年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第32号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第4 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第7 意見書案第1号 道路整備財源の安定的な確保を求める意見書
日程第8 意見書案第2号 最低賃金の引き上げを求める意見書
日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
日程第3 議案第32号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第4 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第7 意見書案第1号 道路整備財源の安定的な確保を求める意見書
日程第8 意見書案第2号 最低賃金の引き上げを求める意見書
日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 吉國 茂君 |
| 10番 福田 洋明君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 藤村 政嗣君

13番 田中 稔君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亜君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	池田 真治君

午前10時00分開議

○議長 (田中 稔君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 (田中 稔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において大井哲也議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長 (田中 稔君) 日程第2、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第31号

平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算までの件を一括議題といたします。

本件に関し3月11日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。細田留美子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年3月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第2号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第4号、議案第5号、議案第31号、議案第7号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第28号及び議案第29号につきまして、3月12日、委員会室において町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。

その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第2号中所管事項、議案第4号、議案第5号、議案第31号、議案第7号中所管事項、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第28号及び議案第29号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

議案第2号中所管事項については、質疑はありませんでした。

議案第4号については、水道事業の一元化に当たっては、簡易水道事業が事業費の財源確保の面で有利であることを考慮し、今後の協議を進めてほしいとの意見がありました。

議案第5号及び議案第31号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第7号中所管事項については、漁港建設事業費の海岸保全事前評価及び海岸保全再評価の内容について質問があり、事前評価は新規地区の事業採択に必要な費用対効果の算出、再評価は事業の継続実施のため5年に1度行う費用対効果の算出であるとの説明を受けました。

観光費について、観光協会の補助はどのような考え方によるものかという質問に対し、補助団体の自立と事業費に対する補助という町全体の考え方のもと、観光協会から提示された事業計画を精査し補助を決定しているとの説明を受けました。

河川費について、洪水ハザードマップにはどの程度の情報が示される予定かとの質問に対し、県のデータをもとに浸水区域、避難場所が記載されるもので、河川の水位情報などはそのつど住民に対し周知することになるとの説明を受けました。

教育総務費について、大田教育文化基金の活用について協議は行っているかとの質問に対し、基金の趣旨に基づいて用途を協議しており、来年度あたりから具体的検討に入りたいとの説明を受けました。

社会教育費について、図書館、民具館などの運営は民間委託できないかとの質問に対し、指定管理者制度を導入することで経費の節減にはつながるものの、各施設の設置目的や人事面を考慮すれば熟考する必要があるとの説明を受けました。

公営企業費について、水道料金低減対策事業を実施しない場合、水道料金はどうなるかとの質問に対し、現時点では資料もなく、どの程度水道料金へ転嫁されるか不明であるが、今後、水道企業団に確認したいとの説明を受けました。加えて、このような事業は町の安全・安心の施策の一環として広く住民に周知するようにとの要望がありました。

議案第9号及び議案第11号については、質疑がありませんでした。

議案第12号については、事業終了後の施設の取り扱いや補助金返還はどのように進めていくかとの質問に対し、正確な返還額は把握していないが、事業の廃止を前提に来年度早々、施設敷地の地権者、県及び関係者と協議を始めたいとの説明を受けました。

議案第13号については、質疑はありませんでした。

議案第28号については、暴力団であることの識別はどのように行うかとの質問に対し、条例可決後、平生警察署を通じ県警に入居者を照会し、対象者を確認するとの説明を受けました。

議案第29号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（田中 稔君） 渚上正博総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（渚上 正博君） では、総務厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成20年3月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第2号中歳入全般並びに歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第6号、議案第7号中歳入全般並びに歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第8号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号及び議員提出議案第1号につきまして、3月14日、委員会室において町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第2号中所管事項、議案第3号、議案第6号、議案第7号中所管事項、議案第8号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、

議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号及び議員提出議案第1号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

また、議案第19号及び議案第20号については、賛成多数で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告をいたします。

まず、議案第2号中歳入全般については、質疑はありませんでした。

歳出については、企画振興費の地方バス路線維持対策費は、上関町の町営バス運行による影響はないかとの質問に対し、上関町での取り組みは民間で営業をしている路線以外で行うものであり、影響はないとの説明を受けました。

障害者福祉費について、就労継続支援サービス費の減額の理由は何かとの質問に対し、利用人数は当初見込みを上回ったものの、利用日数が見込みを下回ったためであるとの説明を受けました。

議案第3号及び議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号中所管事項のうち歳入全般について、徴収対策室のイメージはできているかとの質問に対し、徴収対策室は将来的には独立した形で運営することとしているが、県の併任徴収職員ノウハウを吸収する必要もあることから、当面は税務課との一体的運用を図っていくとの説明を受けました。

歳出については、行政評価委員にはどのような者が当たっているかとの質問に対し、現在、工友会会長、まちづくり協議会会長、指定金融機関支店長、商工会事務局長及び公募委員2名の計6名に委嘱しており、制度を軌道に乗せるためにも引き続きお願いする予定であるとの説明を受けました。

戸籍住民基本台帳費について、住民基本台帳ネットワークシステムの費用対効果はどうかとの質問に対し、システムの利用により一部利便性の向上をしたものもあるが、今後より一層の多目的利用を考える必要があるとの説明を受けました。

保健衛生費について、柳井地域広域救急医療事業及び柳井医療圏救急医療施設運営費負担金の内容はどの質問に対し、前者は二次救急に対するもの、後者は休日夜間応急診療所に係る費用負担であるとの説明を受けました。

清掃費について、熊南総合事務組合への負担金に祭壇設置の経費は含まれているかとの質問に対し、負担金の内容は清掃事業と斎苑の維持費であり、祭壇設置に係るものは含まれていないとの説明を受けました。

議案第8号については、国保税未納者への葬祭費支給の考え方について質問があり、滞納者に係る葬祭費の支給に当たっては、支給の際の納税相談や給付の差し止めという形で対応している

との説明を受けました。

議案第10号については、質疑はありませんでした。

議案第14号については、介護認定審査会の審議時間と件数について質問があり、時間は1回当たり1時間程度、件数は平均で25回程度であるとの回答がありました。

議案第15号については、介護予防事業は当初の趣旨に沿った効果がでているかとの質問に対し、実施から日が浅く効果はいまだ不明であるが、効果を出すためには若いときから生活習慣病予防の意識づけを行うなど、総合的な取り組みが必要との説明を受けました。

議案第16号から議案第19号までは、質疑はありませんでした。

議案第20号については、職員の給与カットはいつまで続けるのかとの質問に対し、来年にはこのような措置をとらずに済むよう、引き続き努力していくとの説明を受けました。

議案第21号から議案第24号までは、質疑はありませんでした。

議案第25号については、国民健康保険条例に追加する第5条第2項の内容について質問があり、一つの死亡により他保険の葬祭費が支給される場合の規定であるとの説明を受けました。

議案第26号については、条例改正内容を表示しての補足説明がありました。

議案第27号、議案第30号及び議員提出議案第1号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いを申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。渕上正博議員。

○議員（5番 渕上 正博君） では、反対討論をさせていただきます。

平成20年第1回平生町議会定例会議案に対して、平生町一般会計予算、特別会計予算2件、条例4件、計7件について反対をしたいと思います。それぞれの議案について理由を述べていきたいと思ひます。

まず、議案第20号一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例では、平成17年度から3年連続賃金カットを継続をしております。財政状況の分析の中でも、人件費は類似団体を下回っているとなっております。これ以上の賃金カットには賛成はできないと思ひます。

次に、議案第21号平生町後期高齢者医療事業特別会計条例、これは差別医療である後期高齢者医療制度、長生きは罪悪であるかのような医療制度、私はこの制度そのものを廃止すべきだと

考えております。

次に、議案第23号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、保険税が減免をされている町民の方々の負担増はすべきではないと私は思います。

議案第27号平生町後期高齢者医療にかかわる条例は、議案第21号と同様でございます。

この4件の条例に反対することにより、議案第7号平成20年度平生町一般会計予算は、繰出金の関係で反対をいたします。

特別会計予算では、議案第8号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第16号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算、これに対しても同様な理由で反対をいたします。

議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして反対討論を終わります。

○議長（田中 稔君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議員提出議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第6号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第2号から議案第6号までの件に関する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第6号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第8号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計予算から議案第15号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第9号から議案第15号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、第9号から議案第15号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第16号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第16号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第18号職員の育児休業等に関する条例の件を一括起立により採決いたします。議案第17号及び議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第17号及び議案第18号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第19号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第19号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第20号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第20号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平生町後期高齢者医療事業特別会計条例の件を起立により採決いたします。議案第21号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第21号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第22号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第22号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第23号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平生町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例から、議案第26号平生町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第24号から議案第26号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第24号から議案第26号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平生町後期高齢者医療に関する条例の件を起立により採決いたします。議案第27号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第27号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平生町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第29号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の件を一括起立により採決いたします。議案第28号及び議案第29号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第28号及び議案第29号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平生町土地開発公社の定款変更についての件を起立により採決いたします。議案第30号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第30号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第31号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第31号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第32号

○議長（田中 稔君） 日程第3、議案第32号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月10日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。そして、ただいま予算16件、条例13件、事件1件につきまして御議決賜りまして、誠にありがとうございました。また、議員報酬につきましても、議員提案として措置されましたこと、重ねてお礼を申し上げるものでございます。

新年度予算におきましては、安全で安心な活力に満ちたまちづくりをテーマにして、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましてもよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議事日程に沿いまして議案第32号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、戸籍における個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本の交付請求をすることができる場合を制限するため戸籍法の一部が改正され、同法の施行日が5月1日に決定したことに伴い、今回、平生町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、従来、同法第10条の規定によりまして、戸籍謄抄本等は何人も請求できることとされておりましたが、今回の改正により戸籍に記載されている者、その配偶者、弁護士、司法書士等あるいは統計の作成など、公益性が高い場合等に制限されることとなりますので、本条例第2条の戸籍法の規定条項について改正いたすものであります。

以上で、議案第32号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第32号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第32号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4. 同意第1号

○議長（田中 稔君） 日程第4、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまは、平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御議決を賜り、誠にありがとうございました。

続きまして、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てを審査・決定するという重要な任務がございます。本町の場合、御承知のとおり長迫の松田宏治さん、尾国の銭廣英男さん、そして大野喜多の久保徳行さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち銭廣英男さんの任期が3月22日で満了となります。銭廣さんは平成17年3月から3年間にわたりお務めをいただいておりますが、再度選任いたしたいと存ずるものでございます。銭廣さんの略歴は、別紙として添付させていただいておりますが、郵便局に43年勤務され、特に郵便局長として地域の郵便局における責任を担われ、地域感覚とともに税務関係にも精通された方でございますので、適任者と判断し、ここに地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5. 諮問第1号

○議長（田中 稔君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任に御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、御承知のとおり、上組の中尾一眞さん、河田の立野恭子さん、そして新開の中嶋一成さんの3名でございますが、このうち平成17年7月からお願いをしております中嶋一成さんの任期が、平成20年6月30日をもって満了となります。中嶋さんにおかれましては1期3年間お務めをいただいておりますが、これまでの御活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。中嶋さんの略歴は別紙として添付しておりますが、大手総合化学メーカーに勤務され、人事管理部門に精通されており、その後、平成18年11月から代表監査委員として御活躍をいただいているところであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでございますが、中嶋さんにつきましては、推薦の条件であります人格・識見高く、広く社会の実情に通じておられますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きするものでございます。

以上で、諮問第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じま

すので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議員提出議案第2号

○議長（田中 稔君） 日程第6、議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

○議員（8番 河内山宏充君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、昨年12月13日に提案され、本会議と付託先の総務厚生常任委員会で慎重審議の上可決されました平生町課制条例の一部を改正する条例に伴いまして、平生町議会委員会条例の第2条第1号の総務厚生常任委員会の所管の改正をいたすものでございます。すなわち総務厚生常任委員会の所管に徴収対策室を加えるものでございます。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回6名の提出者を代表して提案をいたすものでございます。議員の皆様方におかれましては、よろしく審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第1号

○議長（田中 稔君） 日程第7、意見書案第1号道路整備財源の安定的な確保を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） それでは、御提案いたしております意見書案第1号道路整備財源の安定的な確保を求める意見書につきまして、御説明申し上げます。

道路は豊かな町民生活や活力ある経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力ある地域社会の形成を推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる社会の実現を図るには、道路整備財源の安定的な確保は引き続き重要となっております。

国・地方を問わず厳しい財政状況下にあるものの、本町の道路整備はいまだ不十分であり、主要幹線道路である国道188号線バイパスの未整備部分の早期着工、安全・安心の観点からの生活に密着した県道及び町道の整備促進等、多くの町民が計画的かつ効率的な道路整備の推進を願っているところであります。

よって、本町議会は政府並びに国会におかれては、道路整備に対する町民の要望が依然として強いことを踏まえ、真に地方が必要としている道路整備が着実に推進できるよう、安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保するとともに、地域間格差への対応、国道を初めとする渋滞対策、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造の観点から、国民の期待にこたえるべくバランスのとれた道路整備が行われるよう、財源を確保されるよう強く要望するものであります。

以上、道路整備財源の安定的な確保を求める意見書につきまして、今回6名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号道路整備財源の安定的な確保を求める意見書の件について、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 意見書案第2号

○議長（田中 稔君） 日程第8、意見書案第2号最低賃金の引き上げを求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。細田留美子議員。

○議員（6番 細田留美子さん） それでは、提案いたしております意見書案第2号最低賃金の引き上げを求める意見書につきまして御説明申し上げます。

最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業間の公正競争ルールの確立の上で重要な役割を担っております。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るとして、毎年中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されております。

しかしながら、その改定は一般労働者の賃金動向に比べてわずかな額にとどまっております。そのため地域のパート、臨時労働者や派遣、請負労働者ら非正規労働者の賃金は低く抑えられ、青年単身者においては非常に厳しい生活を余儀なくされている人が少なくありません。

こうした低賃金の蔓延は、社会保険料の未納者の増加や経済的に自立できず結婚ができない人の増加、少子化の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる原因ともなっております。

よって、本町議会は国において地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の趣旨である生計費原則に基づいて、健康で文化的な最低限の生活が保障されるようにすることとあわせ、早

急に最低賃金法を改正し、国民生活の最低保障の基軸となる全国一律の新しい最低賃金制度を確立するよう強く要望するものであります。

以上、最低賃金の引き上げを求める意見書につきまして、今回6名の提出者を代表して提案するものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号最低賃金の引き上げを求める意見書の件について、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（田中 稔君） 日程第9、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、産業文教常任委員長及び総務厚生常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。産業文教常任委員長及び総務厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（田中 稔君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたし

ました。これにて、平成20年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会
